

## 2 関係機関との情報交換

国、県、他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び大学等が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

## 3 調査研究事項

(1) 災害想定 (2) 災害の特質と最近の傾向

(3) サイズミックマイクロゾーニング（地震危険度予測） 災害が発生した場合には、被害の状況等を市民アンケートにより調査し、被害状況・危険区域の把握に努める。

## 4 地域防災計画への反映

以上による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

# 第28節 地震防災緊急事業五箇年計画

## 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要	経費の概算 (百万円)	整備予定年度
11 公的建造物	加西市	加西市	公立学校施設整備事業 1棟 勤労者体育センター耐震工事	64	R3~5
13-5 ため池	兵庫県	加西市	ため池等整備事業 10箇所	466	R3~7
15 防災行政無線	加西市	加西市	施設整備事業 防災行政無線 1箇所	921	R4~7

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 応急活動体制計画

市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。

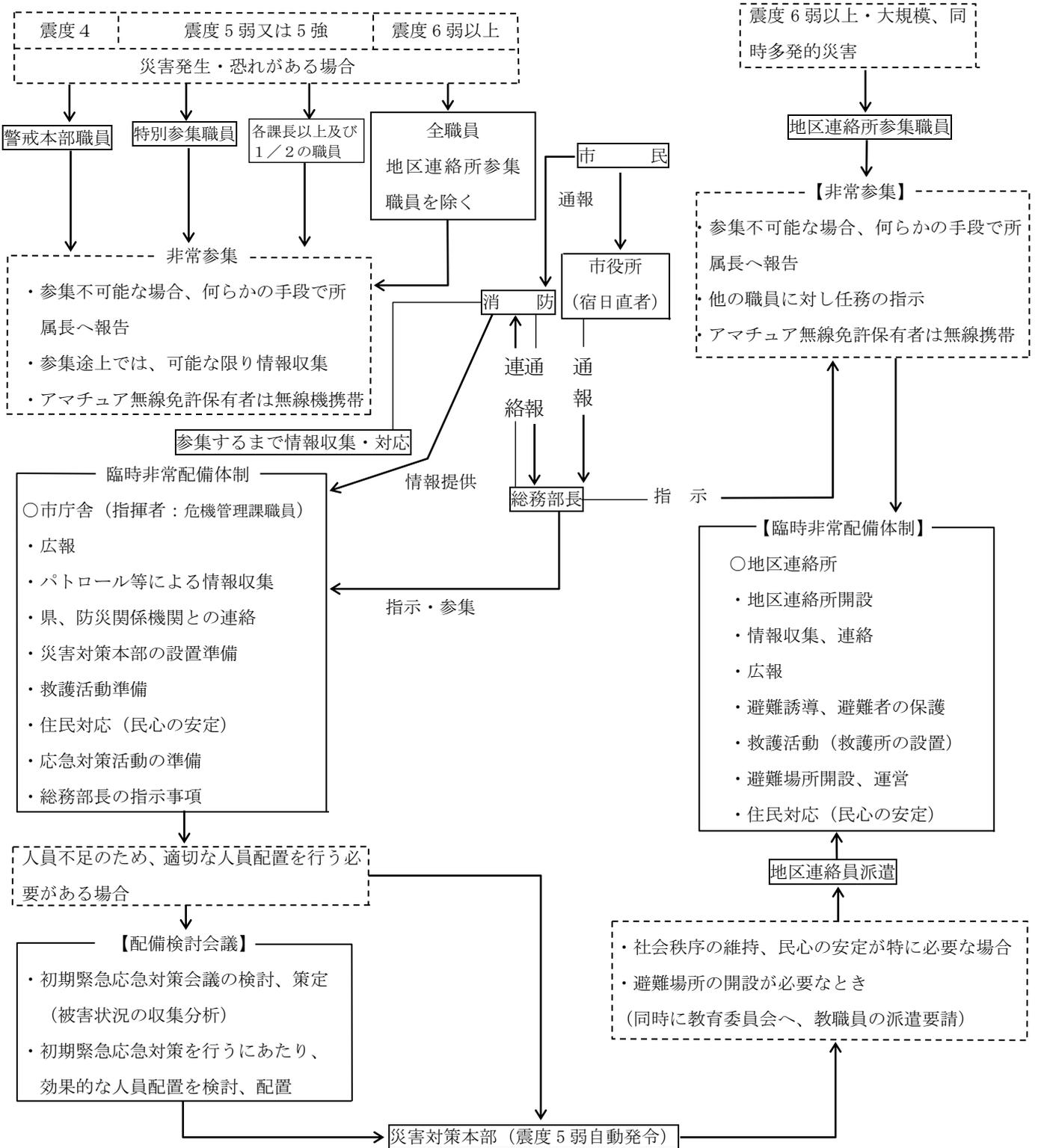
災害応急対策等の円滑な実施を図るため、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとし、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「初動体制」の迅速な立ち上げ、「職員の動員・配備」、関係機関・団体及び市民への「応援の要請」に至るまでの指揮命令系統の確立を最優先として行う。

また、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

「首長不在時の代行順位」に関しては、副市長、教育長、総務部長の順でその職務を代理することとし、「職員参集体制」に関しては、震度4の場合は災害警戒本部を、震度5弱以上の場合は災害対策本部を自動的に設置し、大規模で同時多発的被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行い二次・三次的被害の未然防止を図る。

# 第1 夜間・休日の初動体制

## 初動体制フロー(夜間・休日)



### 1 非常参集

あらかじめ指名した「特別参集職員」「地区連絡所参集職員」はもちろんのこと、全職員は、テレビ・ラジオ等の地震情報・気象情報・災害情報等に注意するとともに、気象庁震度階級関連解説表により自主判断し、非常参集する。なお、職員の参集が円滑に行われなことが予想されるため、参集順に任務分担を行う等、臨機応変に対応する。

- (1) 【震度4】災害警戒本部職員非常参集体制
- 災害警戒本部職員及び第1号配備体制要員は、直ちに市庁舎に非常参集する。
  - その他の職員は、自宅で待機する。
- (2) 【震度5弱又は強】特別参集職員非常参集体制、第2号配備体制
- 特別参集職員(本部)及び第2号配備体制要員(各課長以上及び1/2の職員)は直ちに市庁舎に非常参集する。
  - その他の職員は、自宅で待機する。
- (3) 【震度6弱以上】全職員非常参集体制
- 全職員は、直ちに市庁舎に非常参集する。ただし、地区連絡所参集職員は、あらかじめ指定されている地区連絡所(指定緊急避難場所:各小・中学校、北部・南部・善防公民館・各高等学校)に参集する。
  - 地区連絡所参集職員及び指定緊急避難場所の施設管理者は、直ちに開錠を行う。

災害警戒本部職員

- ・市長 ・副市長 ・教育長 ・ふるさと創造部長 ・総務部長
- ・健康福祉部長 ・地域振興部長 ・都市整備部長 ・生活環境部長
- ・教育部長 ・秘書課長 ・危機管理課長 ・危機管理課員

特別参集職員

- ・市長 ・副市長 ・教育長 ・ふるさと創造部長 ・総務部長
- ・健康福祉部長 ・地域振興部長 ・都市整備部長 ・生活環境部長
- ・教育部長 ・病院事務局長 ・議会事務局長 ・秘書課長
- ・教育総務課長(学校給食センター) ・危機管理課長
- ・危機管理課員

地区連絡所参集職員(60名)

- ・住居地に応じて参集場所を指定し、あらかじめ指名する。
- ・震度6弱以上の場合に自主参集し、避難場所の開設等を行う。

参集に係る注意事項

- ・震度が参集要件に該当したとき、又は該当すると予想されるときは、直ちに参集する。
- ・上記に関わらず、自己の任務に関連した災害が発生する恐れがあり、また災害を察知したときは、自主参集する。この場合は、所属長に連絡をとる。
- ・参集途上においては、被害状況を観察し、所属長に報告する。
- ・参集が不可能な場合(病気、出張、旅行等及び下記事項)は、何らかの手段をもって所属長に報告する。
- ・職員が消防団員の場合  
災害対策本部活動を優先する。ただし、水防・消火活動は、消防団活動を優先する。
- ・職員の実家又は付近住家が被災した場合  
人命に関わらない被害の場合は、災害対策本部活動を優先する。  
ただし、救命・救助活動等急を要する場合は、当該活動を優先する。

## 2 職員が参集するまでの間の対応

### (1) 市役所（宿日直者）

市民からの通報又は災害発生の事実を知った場合は、速やかに総務部長（危機管理課長）・消防署に通報する。

### (2) 総務部長

総務部長は、通報又は災害発生の事実を知った場合は、緊急連絡網により、速やかに各所属長及び特別参集職員に参集及び対策の指示を行う。

### (3) 消防署員

職員の登庁又は指揮系統が確立するまでの間、消防署員は、情報収集・対応策を講ずる。

## 3 臨時非常配備体制

### (1) 本庁舎

① 特別参集職員は、総務部長の指示に基づき「臨時非常配備体制」を敷き、本部開設までの初期応急対策活動を行う。

② 「臨時非常配備体制」は、災害対策本部の設置により、必要な引継を行った後、それぞれの非常配備体制へ移行する。

### (2) 地区連絡所（避難場所）

① 震度6弱以上の地震の発生を知ったとき及びその他本部長が必要と認めたときに、地区連絡所を設置する。

② あらかじめ指名した職員は、指定された地区連絡所に参集し、地区連絡所・避難場所の開錠・開設、その他所定の応急対策業務にあたる。

③ 地区連絡所参集職員は、本部長の指示があるまでその任務を継続する。

### (3) 配備検討会議

職員の参集が円滑に行われないことが予想されるため、限られた人員で初期応急対策計画が有効かつ円滑に実施できるよう配備検討会議を開催する。

#### ① 開催の時期

総務部長が必要と認めたとき、又は関係所属長から要請があったときに開催する。

#### ② 協議事項

ア 被害情報の収集及び分析

イ 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析

ウ 初期緊急応急対策計画の検討

エ 上記の状況及び計画体制により適当な配備体制の検討

オ その他

### (4) 臨時非常配備体制の任務

臨時非常配備体制の任務は、概ね次のとおり。

## 本 庁 舎

- ・ 広報車、宣伝車等の拡声装置の利用、かさい防災ネット、サイレン、警鐘、電話で区長への連絡等により一般市民に広報を行う。
- ・ パトロール等による情報収集
- ・ 県及び防災関係機関との連絡
- ・ 災害対策本部設置の準備
- ・ 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
- ・ 住民対応
- ・ 参集した職員の指揮
- ・ その他総務部長の指示した事項

## 地 区 連 絡 所

- ・ 地区拠点としての地区連絡所の開設
- ・ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
- ・ 地区内の市民の避難誘導、避難者の保護
- ・ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力
- ・ 住民対応（民心の安定措置）
- ・ その他総務部長、教育部（教育委員会）の指示した事項

## 第 2 平常勤務時の初動体制

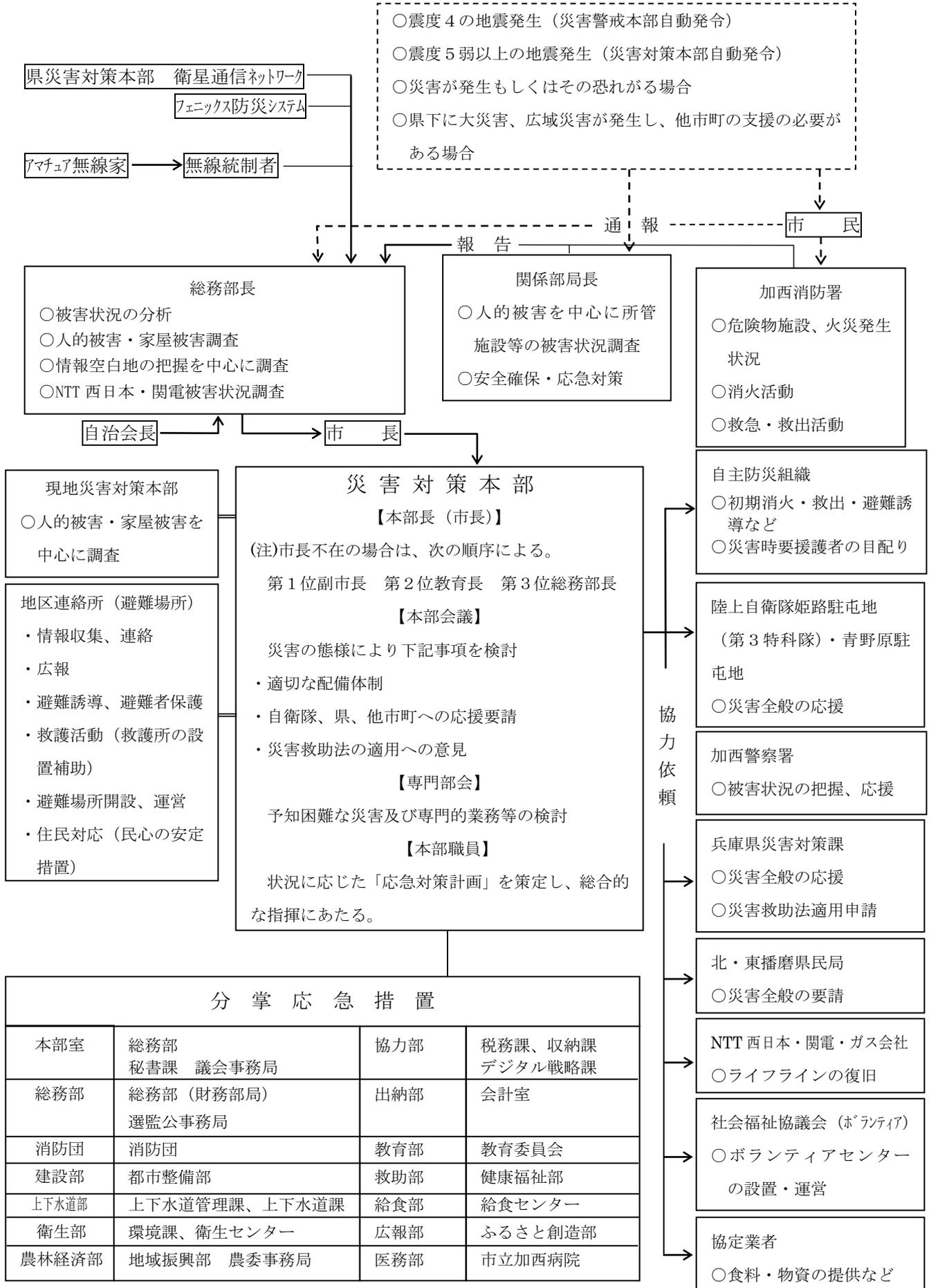
### 1 震度 5 弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の設置）

- (1) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、市域に災害が生ずるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。
- (2) 震度 4 以下の地震発生時に災害対策本部を設置することを妨げる趣旨ではなく、物的被害が比較的軽微であっても、その社会的影響が大きく、本部長が特に必要と認める場合には、災害対策本部を設置する。

### 2 震度 4 以下の地震が発生した場合（災害警戒本部の設置等）

- (1) 震度 4 の地震が発生した場合には、自動的に災害警戒本部を設置し、警戒活動を実施するとともに、災害応急活動を実施する。
- (2) 震度 3 以下の地震が発生した場合には、各所属長は、被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めるときは、必要な職員を配備し、警戒活動の実施、災害応急活動を行う。

## 初動体制フロー(通常勤務時)



## 第2節 災害警戒本部

災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報の発生状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要がある場合に災害警戒本部を設置する。

### 1 災害警戒本部設置基準

- (1) 気象庁発表による「震度4」の地震を加西市で観測したとき。
- (2) 気象警報の発令状況、地域の特殊事情等警戒体制を強化する必要があるとき。
- (3) その他本部長が特に必要と認めるとき。

### 2 組織構成

本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副市長、教育長	ふるさと創造部長、総務部長、健康福祉部長、地域振興部長、都市整備部長、生活環境部長、教育部長、危機管理課員

### 3 事務分掌

組織	事 務 分 掌
総 務 部	①本部長等との連絡調整 ②気象情報及び災害情報の収集 ③県及び関係機関との連絡調整 ④職員の動員
ふるさと創造部	①市民への広報 ②報道機関との連絡調整
総務部(財務部局)	①車両の調達・確保 ②災害調査
健康福祉部	①所管施設の避難所開設準備 ②災害時要援護者支援調整
地域振興部 都市整備部	①警戒活動の実施 ②災害調査 ③応急対策の実施
生活環境部	①水道施設の被害調査 ②下水道施設の被害調査 ③応急対策の実施
教育部	①所管施設の被害状況調査 ②園児・児童・生徒・教職員の負傷者状況調査 ③所管施設の避難所開設準備 ④教職員の応援体制確立

## 第3節 災害対策本部

大規模な災害発生時等には、市の全組織をあげて災害対策活動に従事するため、市長は、自らを本部長として市に災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、教育長、総務部長の順で、その職務を代理することとする。

### 1 本部の設置

#### (1) 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ① 市域に震度5弱以上又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。
- ② 大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令されたとき。
- ③ 南海トラフ巨大地震等の危険が発表されたとき。
- ④ その他総合的応急対策を必要とするとき。

震度4以下の地震発生時に災害対策本部を設置することを妨げる趣旨ではなく、人的・物的な被害が大きい場合又は社会的影響が大きい場合においても設置する。

(2) 本部の設置場所

- ① 本部の設置場所は原則として、本庁3階庁議室とする。ただし、当該庁議室の被害等により設置することが困難な場合は、多目的ホール等に設置する。

なお、本部の設置にあたっては、次の準備を行う。

主 体	内 容
本 部 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報資料（フェニックス防災システム、川の防災情報、河川情報センター・衛星通信で得られた情報等）</li> <li>・被害状況の記入用地図、ホワイトボード</li> <li>・住宅地図、その他地図類</li> <li>・携帯ラジオ、テレビ</li> <li>・各町区長名簿、自主防災組織代表者、消防団役員名簿</li> <li>・被害状況連絡票、その他書式類</li> <li>・情報記録表（ノート）</li> <li>・「加西市災害対策本部」の標識板の作成・設置（市庁舎正面玄関）</li> <li>・机・椅子の配置、その他必要資機材準備</li> </ul>
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信手段の確保（電話の設置等）</li> <li>・「地区連絡所」「災害相談所」等の看板の作成・設置</li> <li>・自家発電設置の再点検・燃料確保及び使用機器の制限（エレベーター・水道ポンプ類・非常照明・非常コンセント・庁内放送）</li> </ul>

- ② 庁舎が甚大な被害を受け、本部の設置が困難な場合は、次により災害対策本部の移転を行う。

ア 比較的被害の少ない公共施設（加西市防災センター、アスティアかさい）

イ 仮設テントの設置（来庁者用駐車場・職員駐車場等）

ウ 長期間、庁舎の対応復旧が不可能な場合は、仮設建築物の建設を行い、本部の設置を行う。

(3) 本部の閉鎖

本部長は、市の地域において災害の発生する恐れが解消したとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。

2 本部の設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、本部室長は、直ちに以下の防災関係機関等に衛星通信、電話、ファクシミリ等で通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当部局	方 法・手 段
市役所各部局	総 務 部	庁内放送・内線・電話・ファクシミリ・口頭等
市 民	広 報 部	広報計画による
報 道 機 関		電話・ファクシミリ・口頭又は文書等
県 知 事	本 部 室	フェニックス防災システム・衛星通信・電話・ファクシミリ等
警 察 署		電話・ファクシミリ・伝令等
その他防災会議委員		電話・ファクシミリ・伝令等
近 隣 市 町		衛星通信・電話・ファクシミリ等
小・中学校	教 育 部	電話・ファクシミリ・伝令等
その他関係機関	各主管部局	電話・ファクシミリ・伝令等

(2) その他

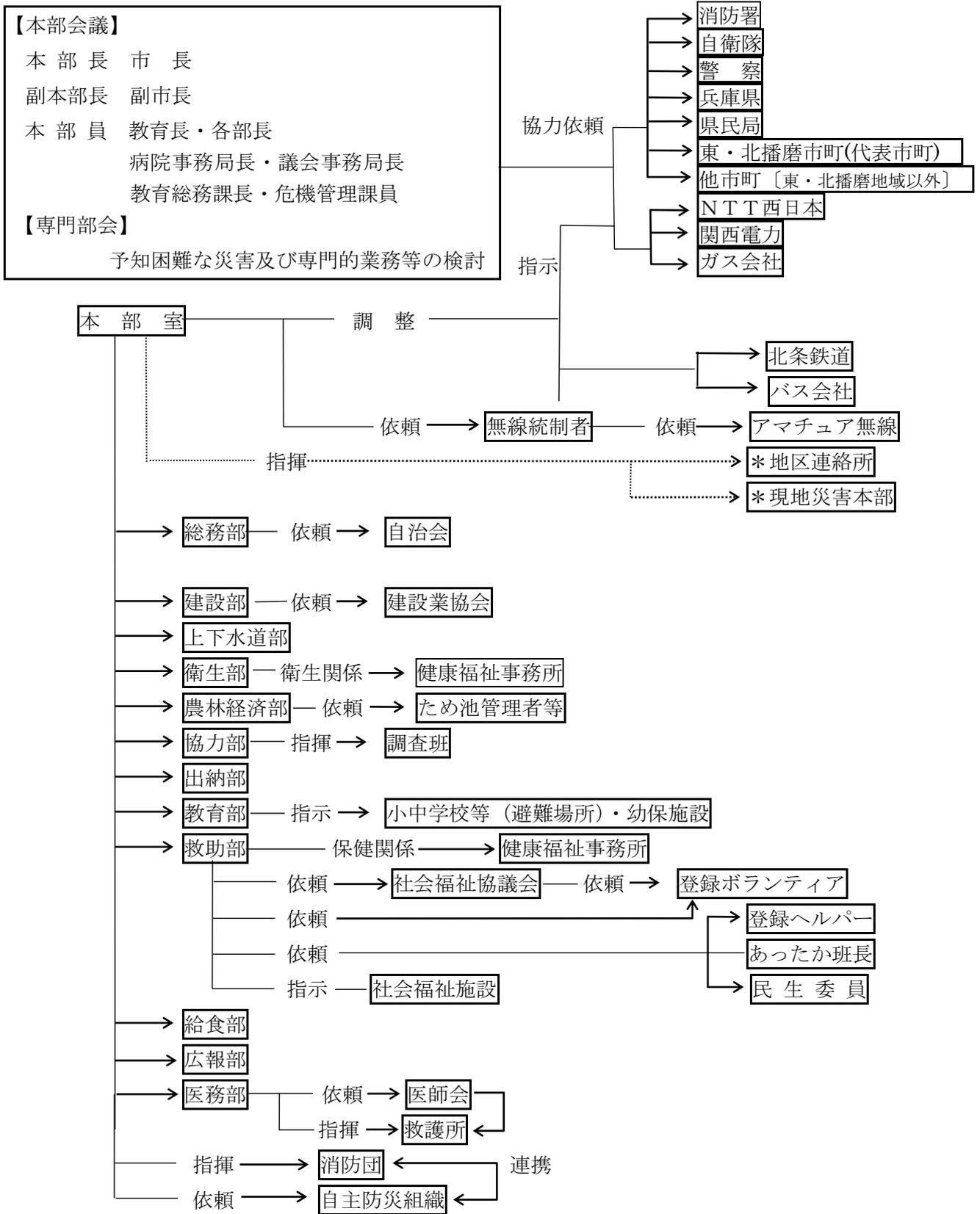
災害対策本部が設置されたときは、市庁舎正面玄関に表示板等を掲げる。

また、合わせて災害対策本部室・地区連絡所・災害相談所・避難場所等を明示するなどして市民等の問い合わせの便宜を図るよう努める。

(3) 組織



(4) 指揮系統



\* 現地災害対策本部 ..... 本部長が必要と認めたとき、現地に設置する。

\* 地区連絡所 ..... 本部長が必要と認めたとき、避難場所に設置する。

### 3 本部会議

(1) 災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部会議を置く。  
本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。  
なお、本部員に事故ある場合は、当該部の責任担当者が代理として出席する。

(2) 本部会議の運営

#### ① 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

#### ア 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

#### イ 協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害状況に応じて、本部長若しくは本部員の提案によるが、概ね次のとおりとする。

- 本部の配備体制の切り替え及び閉鎖に関すること。
- 自衛隊、県及び他の市町への応援派遣要請に関すること。
- 災害対策経費の処理に関すること。
- 災害救助法の適用の意見に関すること。
- その他災害対策の重要事項に関すること。

### 4 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。

なお、現地対策本部長は副本部長、又は本部員の内から、本部長がその都度指名する。

また、現地本部員は、本部員、本部職員をもってあてる。

### 5 専門部会の設置

市長は、加西市の自然的、物理的条件を調査研究し、予知困難な災害及び専門的業務等を検討するため、必要に応じ専門部会をもうけることができる。

### 6 地区連絡体制

(1) 位置づけ

市内全域の情報収集活動及び広報活動を行うための拠点とする。あわせて、副次的な効果として、その設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることに事実をもって示そうとするものである。

(2) 設置期間

大規模で同時多発的な地震災害が発生した場合、災害発生直後から1～3日目までの災害初期を目処として、避難場所に地区連絡所を置く。4日目以降については、市役所にて行う。

(3) 地区連絡所を設置するとき。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令)
- ② その他本部長(市長)が必要と認めたとき。

(4) 地区連絡所の要員

- ① 市内及び隣接市町に居住する職員の内から、特に避難所に近いところに居住している職員を、地区連絡所参集職員として、あらかじめ市長が指名し、地区連絡所の要員とする。
- ② 地区連絡所参集職員への指示連絡は、本部長(市長)が所属長に指示の上、所属長が出動指示連絡を発する。

③ 地区連絡所参集職員は、所属長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた担当場所に参集するが、市域に震度6弱以上の地震が発生したことを知ったときは、自発的に参集する。

7 本部室・各部等の事務分掌

防災部局	責任担当者	事務分掌
本部室	総務部長 危機管理課 総務課 秘書課 議会事務局長 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>・本部会議に関する事。</li> <li>・一般職員の安否確認及び参集に関する事。</li> <li>・配備体制その他本部命令伝達に関する事。</li> <li>・被害状況及び被害応急対策実施状況の全体把握に関する事。</li> <li>・被害情報の受信及び応急対策の指示に関する事。</li> <li>・気象情報の受信及び伝達に関する事。</li> <li>・自衛隊その他機関への連絡並びに要請に関する事。</li> <li>・各部の動員状況及び職員の健康管理等後方支援業務に関する事</li> <li>・災害派遣職員、自衛隊等受入れに伴う後方支援業務に関する事</li> <li>・災害用電話の確保に関する事。</li> <li>・県及びその他機関への要望事項に関する事。</li> <li>・防災会議に関する事。</li> <li>・その他災害応急対策全般の物資調達に関する事。</li> <li>・市議会への報告、連絡調整並びに提出資料のとりまとめに関する事。</li> <li>・災害に関する予算措置に関する事。</li> </ul>
総務部	総務部長 財政課 管財課 選挙・監査・公平 委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における資材の調達、公用車の配車に関する事。</li> <li>・市有財産の被害状況調査に関する事。</li> <li>・応急対策に要する資金の調達に関する事。</li> <li>・義援金品の受付及び配分計画の立案に関する事。</li> <li>・災害見舞金、死亡弔慰金に関する事。</li> <li>・庁舎の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・災害応急工事の契約等に関する事。</li> <li>・本部との連絡に関する事。</li> <li>・庁舎内外の警備に関する事。</li> </ul>
建設部	都市整備部長 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・災害区域内における仮設建物及び応急修理に関する事。</li> <li>・災害公営住宅の応急修理に関する事。</li> <li>・市有建物の応急対策に関する事。</li> <li>・仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等、応急交通、緊急輸送対策等に関する事。</li> <li>・建設業者等への協力要請に関する事。</li> <li>・被災建物の応急危険度判定に関する事。</li> <li>・被災住宅の支援に関する事。</li> <li>・応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>・本部との連絡に関する事。</li> </ul>

防災部局	責任担当者	事務分掌
上下水道部	生活環境部長 上下水道管理課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・施設の安全確保に関すること。</li> <li>・給水に関すること。</li> <li>・水洗化家屋の汚水処理に関すること。</li> <li>・仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>・上下水道事業者及び関係団体等との連絡に関すること。</li> <li>・資機材等の調達に関すること。</li> <li>・本部との連絡に関すること。</li> </ul>
衛生部	環境課長 環境課 衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死体の埋火葬に関すること</li> <li>・し尿処理に関すること</li> <li>・仮設トイレの管理に関すること</li> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・環境衛生施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関すること</li> </ul>
農林経済部	地域振興部長 地域振興部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林畜産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・農地及び農業施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・ため池の応急対策に関すること。</li> <li>・商工業の被害状況調査に関すること。</li> <li>・災害時における病虫害の防除、家畜の衛生管理及び飼料の確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・山腹崩壊、崩壊土砂流出に関する被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・災害対策用木材等の応急資材の調達及びあっせんに関すること。</li> <li>・主食配給の特別措置に関すること。</li> <li>・主要食料の確保の調達及びあっせんに関すること。</li> <li>・被災農家等に関する共済金の支払い、資金融資に関すること。</li> <li>・中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。</li> <li>・被災者の雇用の促進要請に関すること。</li> <li>・本部及び関係団体との連絡に関すること。</li> </ul>
協力部	税務課長 税務課 収納課 デジタル戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助事務全般の協力に関すること。</li> <li>・その他本部長の特命事項に関すること。</li> <li>・被害家屋及び土地等の被害調査に関すること。</li> <li>・罹災証明書の発行に関すること。</li> <li>・市税に関する窓口設置及び減免等相談に関すること。</li> <li>・災害地調査の実施のための調査班の編成に関すること。</li> <li>・市所有の情報システムの機能確保に関すること。</li> <li>・災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助に関すること。</li> <li>・避難者名簿のデータ作成・管理に関すること。</li> <li>・本部との連絡に関すること。</li> </ul>
出納部	会計管理者 会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係費支出に関すること</li> <li>・見舞金、義援金の収入に関すること</li> <li>・本部との連絡に関すること</li> </ul>

防災部局	責任担当者	事 務 分 掌
教 育 部	教育長 教育部長 教育委員会 (学校給食センターを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管にかかる幼保・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・被災の程度等を県教育委員会に報告すること。</li> <li>・児童生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・被災教職員の応急対策に関すること。</li> <li>・社会教育施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>・文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・応急教育に関すること。</li> <li>・園児の被災状況調査に関すること。</li> <li>・応急保育に関すること。</li> <li>・学校、PTAとの連絡調整及び協力要請に関すること。</li> <li>・避難場所(学校)の準備等に関すること。</li> <li>・避難所開設に係る地域への協力要請に関すること。</li> <li>・被災者に対する救援物資等の配布に関すること。</li> <li>・避難者の誘導、収容に関すること。</li> <li>・本部との連絡に関すること。</li> </ul>
救 助 部	健康福祉部長 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助物資の調達及び配布に関すること。</li> <li>・被災者の心のケア、健康対策に関すること。</li> <li>・医療品、衛生材料等の調査及びあっせんに関すること。</li> <li>・災害救助全般の調達に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>・医療機関等の被害状況調査に関すること。</li> <li>・災害時要援護者等の救援に関すること。</li> <li>・行方不明者に関すること。</li> <li>・社会福祉協議会との連携及び協力要請に関すること。</li> <li>・社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営に関すること。</li> <li>・被災者の生活相談及び生活支援に関すること。</li> <li>・各種申請窓口の設置に関すること。</li> <li>・生活福祉資金等の融資に関すること。</li> <li>・感染症対策本部の設置に関すること。</li> <li>・感染症対策及び清掃に関すること。</li> <li>・応急救護所の設置支援に関すること。</li> <li>・広域的な救急搬送受入れ先として後方支援病院の確保に関すること。</li> <li>・死体の収容及び処置に関すること。</li> <li>・本部及び健康福祉事務所との連絡に関すること。</li> </ul>
給 食 部	教育総務課長 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設の災害応急対策に関すること</li> <li>・炊き出し等に関すること</li> <li>・本部との連絡に関すること</li> </ul>

防災部局	責任担当者	事務分掌
広報部	ふるさと創造部長 ふるさと創造部 (秘書課を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること。</li> <li>・災害状況等の広報活動に関すること。</li> <li>・被害状況の写真記録及び災害応急対策状況の記録に関すること。</li> <li>・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・婦人会等公共団体との連絡に関すること。</li> <li>・本部との連絡に関すること。</li> </ul>
医務部	病院事業管理者 兼病院長 病院事務局長 市立加西病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による負傷者の応急手当、治療の対策に関すること。</li> <li>・応急救護所の設営等に関すること。</li> <li>・その他災害医療全般の調達に関すること。</li> <li>・災害救助法が適用された場合に救護班が到着するまでの間の災害医療応急措置に関すること。到着後は救護班の指示に従う。</li> <li>・医療機械器具の被害状況調査に関すること。</li> <li>・死体の検案に関すること。</li> <li>・医師会との連絡、調整に関すること。</li> </ul>
消防署 消防団	消防署長 消防団長 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防部隊の配備及び指揮統制に関すること。</li> <li>・通信運用及び通信統制に関すること。</li> <li>・火災防御活動に関すること。</li> <li>・水防活動に関すること。</li> <li>・救急、救助及び応急処置に関すること。</li> <li>・被害の初動調査に関すること。</li> <li>・警戒区域の設定と避難誘導に関すること。</li> <li>・災害状況報告に関すること。</li> <li>・行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>・本部との連絡に関すること。</li> </ul>

防災部局	責任担当者	設置場所	事務分掌
地区連絡所	「災害時の職員の初動体制と行動マニュアル」に定める者	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域及び避難場所の情報収集、伝達</li> <li>・地域への広報活動</li> <li>・避難誘導、避難者保護</li> <li>・救護活動(救護所の補助)</li> <li>・避難場所の開設、運営補助</li> <li>・住民対応、苦情処理(民心の安定措置)</li> <li>・炊き出し、救援物資配給補助</li> <li>・本部室、教育部の指示事項</li> </ul>
指定緊急避難場所	小・中学校校長 高等学校 北部・南部・善防公民館の場合は、地区連絡所員	各小・中学校 各高等学校 北部・南部・善防公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の開錠、開設、運営全般</li> <li>・地域への広報活動</li> <li>・避難誘導、避難者保護</li> <li>・救護活動(救護所の補助)</li> <li>・住民対応、苦情処理、心のケア(民心の安定措置)</li> <li>・物資等の配給、本部室、教育部の指示事項</li> </ul>
救護所	救護所構成員に指名された医師	各中学校 加西市防災センター 健康福祉会館 その他災害現地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急医療、救護</li> </ul>

## 第1 動員計画

### 1 配備体制

災害に対処するため本部長は、災害の状況により、次に示す配備体制の内必要な体制をとる。なお、本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる非常配備体制を指令することができる。

#### (1) 配備体制の時期及び内容

種 別	非 常 配 備 体 制		
	第 1 号 配 備 体 制	第 2 号 配 備 体 制	第 3 号 配 備 体 制
配 備 時 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言発令又は南海トラフ地震の危機が発表されたとき。</li> <li>震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</li> <li>その他の状況により本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱又は強の地震が発生したとき。(自動発令)</li> <li>市内数地域に災害が発生したとき。</li> <li>その他の状況により本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令)</li> <li>市域に大規模災害が発生し、第2号配備体制では対処できない場合</li> <li>その他の状況により本部長が必要と認めた場合</li> </ul>
配 備 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的災害等に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。</li> <li>事態の推移に伴い速やかに第2号配備体制に移行しうる体制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数地域についての救助、救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。</li> <li>事態の推移に伴い速やかに第3号配備体制に移行しうる体制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部の全力を持って対処する体制とする。</li> </ul>

#### (2) 災害対策本部配備体制

##### ① 第1号配備体制

○参集職員

- ・総務部（財務部局）5名 ・健康福祉部 14名 ・地域振興部 5～6名
- ・都市整備部 6～7名 ・生活環境部 5名 ・教育委員会 6名
- ・総務部及びその他の部局 7～8名

##### ② 第2号配備体制

○参集職員

各所属長・各課長及び1／2の職員

##### ③ 第3号配備体制

○参集職員

全職員

## 2 各部署の配備・動員計画

### (1) 計画の作成・職員への周知

各所属長は、非常配備体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員にその旨の周知を図る。

### (2) 計画の内容

各部署の配備・動員計画は、配備の種別毎に、次の内容により、総務部へ報告する。

- ① 勤務時間外動員職員名簿
- ② 非常配備体制別配備人員名簿
- ③ 職員参集予定（時間）表
- ④ 職員動員伝達系統表

(3) 各所属長は、作成又は修正した計画を随時総務部長に報告する。なお、各所属長は、配備・動員計画の写しをその都度動員連絡にあたる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期する。また、所属長は、休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けたときも、所属職員に直ちに必要な指示が行えるよう、住所・連絡方法について、常に把握しておく。

## 3 職員の配置及びサービス

### (1) 職員の配置

各所属長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策体制をとるとともに、次の措置を講ずる。

- ① 災害に対処できるよう職員を配置
- ② 職員の非常参集方法及び交替方法の措置
- ③ 高次の非常配備体制に移行できる措置

### (2) 職員動員の報告

- ① 各所属長は、職員の参集状況及びその累計を本部室長に報告する。
- ② 本部室長は、職員の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

### (3) 職員のサービス

全ての職員は非常配備体制がとられた場合又は「配備の時期」に該当する地震が発生したときには、次の事項を遵守する。なお、職員の自家、又は自家周辺の家屋の崩壊等により救援・救護活動により参集が不可能な職員については、一時的に動員から除外することができる。

#### ① 主に勤務時間内における遵守事項

- ア 自らの言動によって市民に不安を与え、若しくは市民の誤解を招き、又は市の活動に反感を抱かせるようなことのないよう、発言には細心の注意をすること。
- イ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部課・（班）長の指示により他の部班への協力を求められたときは積極的に遂行すること。

#### ② 主に勤務時間外における遵守事項

- ア 地震が発生し、その地震が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当するを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

- イ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合、また病気その他止むを得ない状態により参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長に連絡する。
- ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

#### 4 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため、人員に不足の生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。
- (2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	内 容	備 考
1 民間団体の協力を求める	民間団体協力計画による	区 長
2 労務者の雇用を行う	労務供給計画による	日赤奉仕団
3 自衛隊の派遣を要請する	自衛隊の派遣計画による	陸上自衛隊第8高射特科群
4 他の市町等の応援を求める	相互応援計画による	北・東播磨地域市町
5 民間業者に委託する	土木・建築・応急措置等	建設業協会等

## 第2 情報計画

### 1 地震情報収集伝達計画

#### (1) 地震情報

- ① 地震情報の発表は、気象業務法第11条により気象庁本庁を主体とするもので、大阪管区気象台の連絡法に基づき、神戸地方気象台が一般公衆の利便を増進すると認める場合、収集した資料を付加し発表する。

なお、県内気象官署で震度4以上の地震を観測した場合は地震情報と発表する前に「地震のお知らせ」として、気象官署及び関係機関からの通報がある。

#### ② 地震情報の発表内容

- ・発震時分
- ・震央の位置
- ・震源の深さ
- ・地震の規模
- ・各地の震度
- ・その他の観測成果等

### ③ 気象庁震度階級関連解説表

○ 人体の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

平成 21 年 3 月 31 日運用開始

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が増える。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が増える。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

○ 地盤・傾斜等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

○ ライフライン・インフラ等への影響

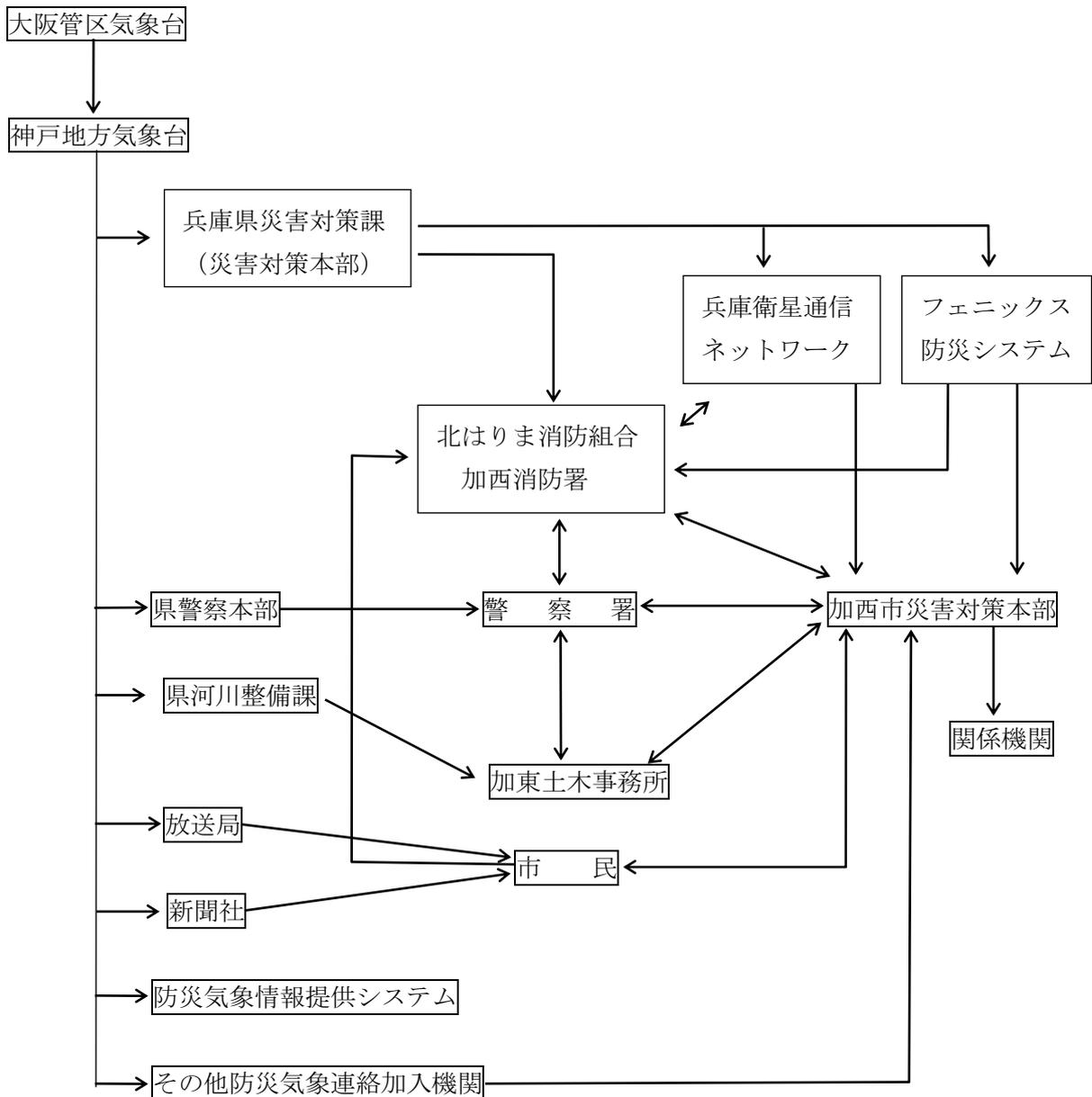
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転を見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況が起こることがある。そのための対策として、震度6弱以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付のエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

(2) 地震情報等伝達系統

地震情報等の伝達及び周知徹底は、概ね次により行う。なお、各関係部局・関係機関は、伝達された地震情報をそれぞれ速やかに下部機関に通知するとともに、通信途絶時に備えラジオ等を配備し、地震情報等の収集に努めるものとする。



2 災害情報収集伝達計画

被害状況及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集並びに応急対策の指示伝達するための計画である。

(1) 加西市災害対策本部が収集伝達を行う被害状況等の種類

① 災害発生直後の報告

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する必要があることから、人的被害及び住家被害を最優先として次の項目を直ちに収集する。

**【本部室】**

- 気象・災害情報の収集・伝達（フェニックス防災システム、兵庫県衛星通信ネットワーク、テレビ及びラジオ等による。）
- ライフライン（電話・電力・ガス水道等）の被害状況入手
- 防災関係機関（警察・NTT 西日本・関電・消防署等）の被害状況
- 交通機関被害状況（北条鉄道・バス等）
- 被害の状況、情報空白地、重点応急対策地域の把握・分析（人的・家屋被害を重点的に）
- 火災発生状況
- 救急救助発生状況
- 消防施設・機器の被害状況

**【総務部】**

- 人的被害・住家被害状況の情報収集（各町区長・自主防災組織への依頼による。）
- 市庁舎の被害状況
- 市民会館の被害状況
- 市職員の負傷者の有無

**【衛生部】**

- クリーンセンターの被害状況
- 衛生センターの被害状況
- 斎場の被害状況

**【救助部】**

- 来庁者の負傷者の有無
- 所管施設の被害状況

**【農林経済部】**

- 商工業の被害状況
- 林野の被害状況
- 農地、ため池及び農業施設の被害状況

**【建設部】**

- 道路、橋梁の被害状況
- 河川の被害状況
- 所管以外の施設は、所管機関へ連絡

**【上下水道部】**

- 下水施設の被害状況
- 水道施設の被害状況
- 配水池の被害状況

**【医務部】**

- 医療施設の被害状況
- 入院・通院者の負傷者の状況
- 病院職員の負傷者の状況

**【教育部】**

- 小・中学校・特別支援学校・幼保施設の被害状況
- 園児・児童・生徒及び教職員の負傷者の状況
- 北部・南部・善防公民館の被害状況
- その他の所管施設の被害状況

留意事項

現状を把握次第直ちに報告することとし、部分情報、未確認情報も可とする。  
また、確認され次第報告する。

② 経過報告

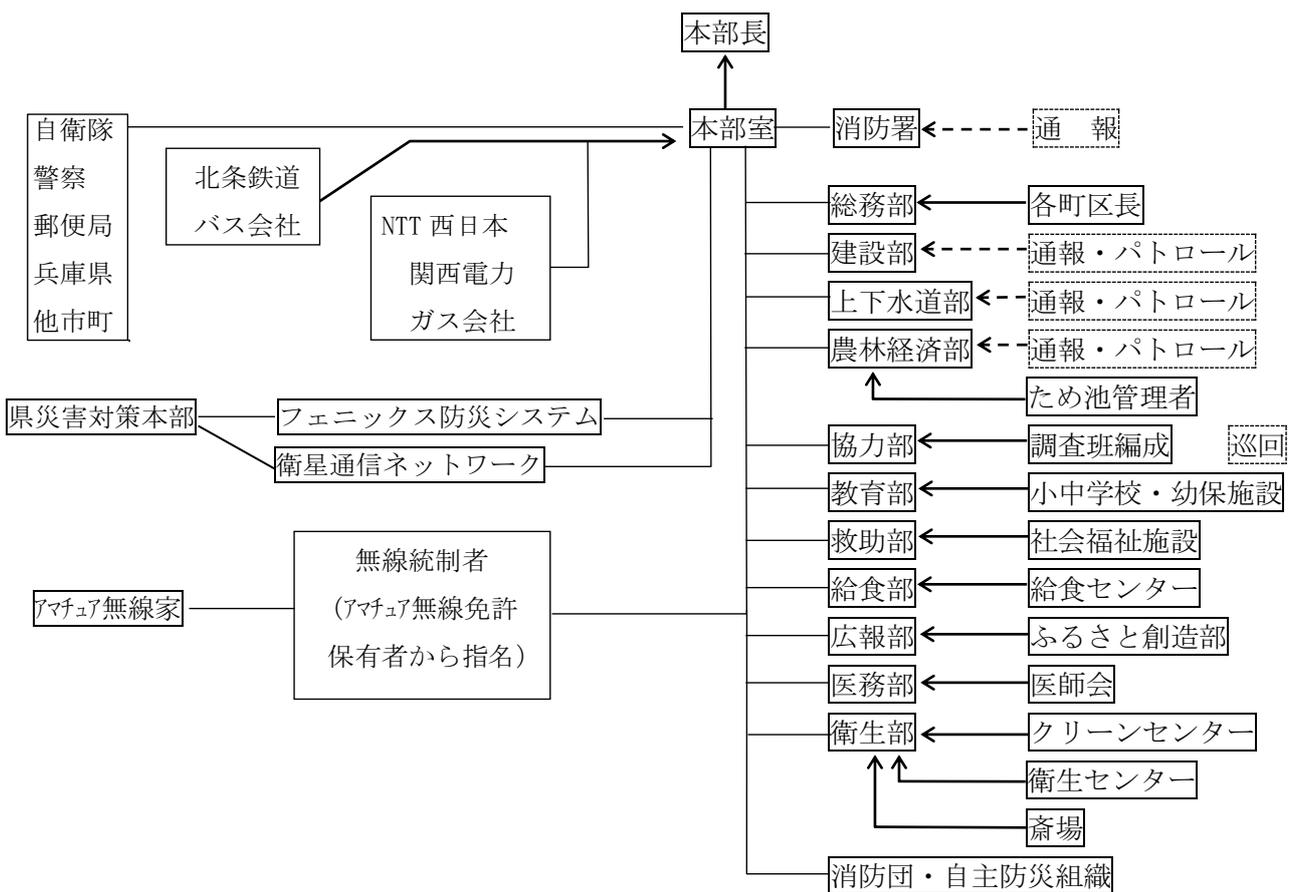
災害発生直後に報告した事項を含め、確認された事項を報告するとともに、施した応急対策の状況について報告する。その他災害に関する各種の情報資料等について報告する。

③ 確定報告

被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、その状況について報告する。

(2) 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部等においてそれぞれ収集したものを、各部長を通じて本部室においてとりまとめる。なお、市が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときにおいて、本部長は、県、その他の市町関係機関及び自主防災組織等の地元団体並びに兵庫県災害救援専門ボランティア等に応援を求めて行う。



(3) 被害状況のとりまとめ

本部室は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ① 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- ② 至急確認すべき未確認情報の把握
- ③ 情報空白地の把握
- ④ 被害軽微又は無被害である地区の把握

(4) 調査班による災害地調査

① 災害地調査の実施

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災害対策本部協力部に対して、災害地調査の実施を命ずる。

② 調査の実施要領

ア 調査班の編成

災害対策本部協力部は、本部等の指示に基づき災害地調査実施のため、調査班を編成する。

イ 調査事項

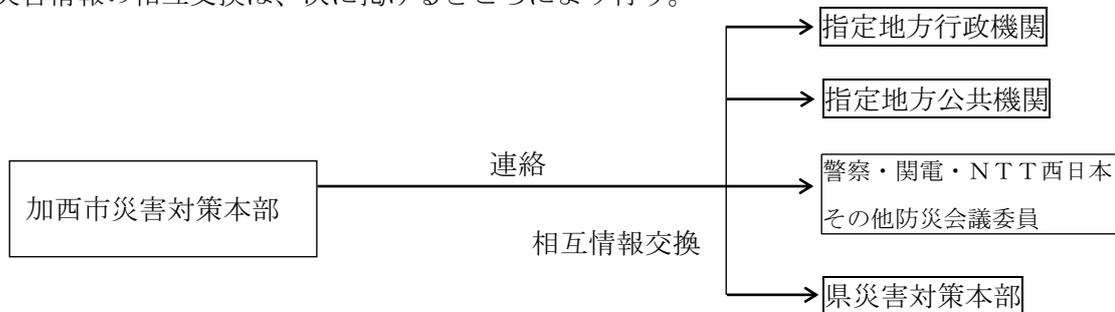
- a 災害の原因（二次的原因）
- b 被害状況
- c 応急措置状況
- d 被災地市民の動向及び要望事項
- e 現地活動実施上の支障要因等の状況
- f その他災害対策上必要な事項

ウ 調査要領

- a 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、自治会長、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- b 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部室に連絡する。

(5) 災害情報の相互交換

災害情報の相互交換は、次に掲げるところにより行う。



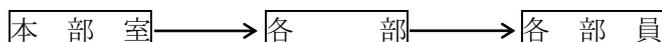
(6) 収集報告の方法及び注意事項

- ① 被害状況等の収集報告は、迅速に行い災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- ② 市民から災害に関する情報を受けた防災部局は、直ちに本部へ連絡しなければならない。

(7) 加西市災害対策本部の伝達方法

① 市における伝達計画

ア 災害対策本部



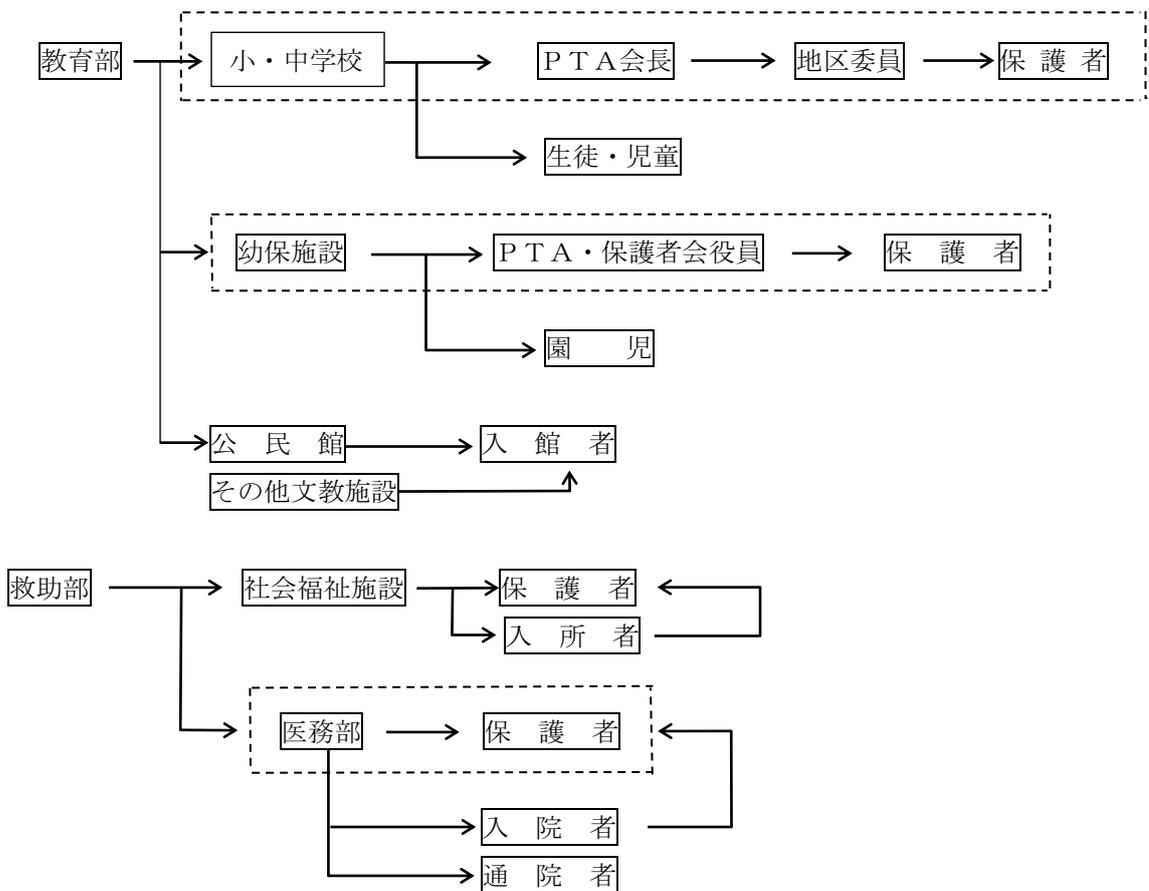
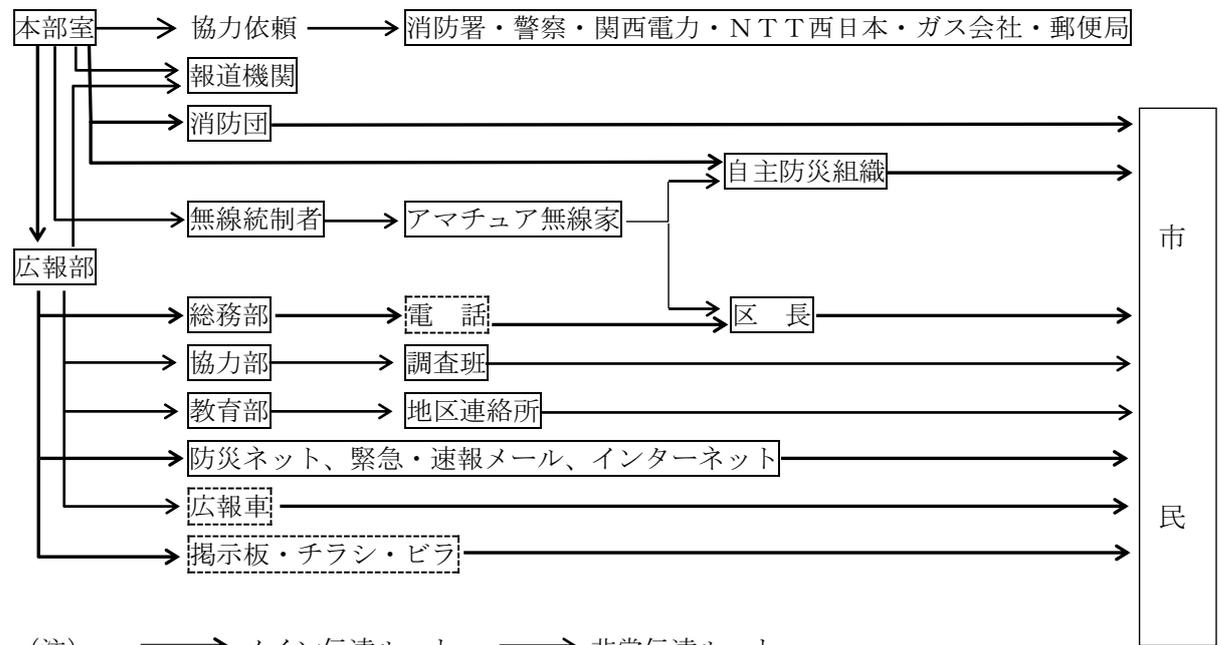
イ 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行う。

② 市民への伝達方法

ア 加西市災害対策本部は必要と認める気象予警報だけでなく予想される事態及びこれに対してとるべき措置を併せて周知する。

イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、広報車、宣伝車等の拡声装置の利用、サイレン、警鐘の使用(水防信号)、区長への電話連絡等のいずれかの方法により市民へ周知する。

ウ 伝達系統図



(注) [ ] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

### ③ 関係機関への伝達方法

加西市災害対策本部の収集した被害状況等のうち必要なものは、それぞれ次の機関等へ連絡する。

- ア 県関係機関をはじめとする報告を必要とする災害関係機関
- イ 情報を必要とする市の各課
- ウ 報道機関
- エ 市民

### (8) 県知事への災害報告方法

#### ① 災害情報の報告

以下の種類の災害が発生した場合、県に災害情報を報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
  - イ 災害対策本部を設置した災害
  - ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
  - エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
  - オ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- エに定める災害は、市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。

#### ② 報告系統

災害情報の報告は、県民局を通して県に報告する。通信等の不通により県に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。また、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防署への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

#### ③ 伝達手段

災害情報の報告は、電話、FAX、衛星通信、フェニックス防災システム等を利用し、それらが使用不能となったときはNTT災害対策用無線、警察無線等の施設を利用する。

#### ④ 報告内容

- ア 緊急報告：庁舎内及び周辺の状況を県（県民局経由）にフェニックス防災システム、FAX等で通報する。

なお、震度5強以上を記録した場合は、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として、知覚後30分以内に可能な限り分かる範囲で報告する。

- イ 災害概況即報：報告すべき災害を覚知したときに直ちに第一報を県（県民局経由）に報告する。（災害発生当初で、被害状況が十分把握できない場合は把握できた範囲から直ちに報告する。）

- ウ 被害状況即報：市内の被害状況を収集し、県（県民局経由）に報告する。

- エ 災害確定報告：応急措置完了後速やかに県（県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。

報告事項及び例示 （資料編 表-13 P23）

○ 報告系統

緊急報告、災害概況即報、被害状況即報



災害確定報告



### 第3 災害通信計画

災害に伴う気象予警報等の収集伝達及び防災指令応急対策に必要な指示命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するための通信方法に関する計画である。

#### 1 衛星通信の優先使用

災害時における災害通信連絡は、一般加入電話回線の確保のため県関係機関、兵庫県下の市町等災害関係機関への通信は、極力衛星通信を利用する。

#### 2 優先通信網の利用方法

##### (1) F A X等の優先利用

災害対策本部・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

##### (2) 非常・緊急通話の利用

災害対策基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、通信連絡を確保する。

##### ① 電気通信設備の優先利用

災害時優先電話の利用

災害の救助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめN T T西日本兵庫支店で承認した電話番号で、災害時に発信規制のかからない加入電話を利用できる。

(災害時優先電話を利用できる機関)

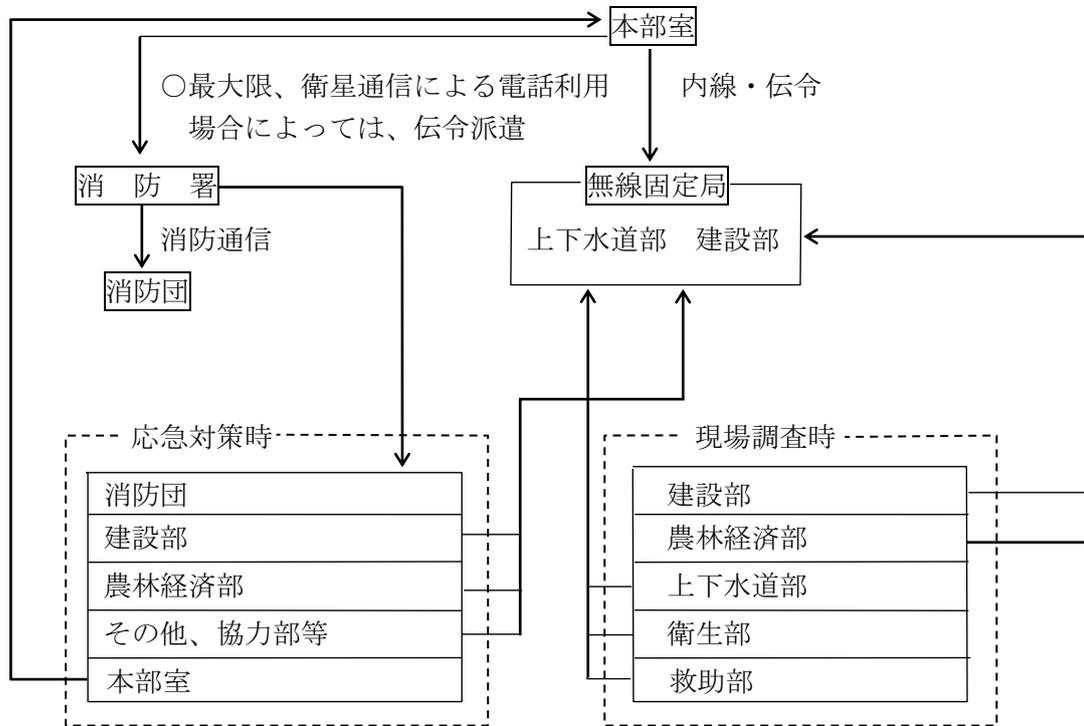
- ・ 気象、水防、消防、災害救援機関及びその他の国又は地方公共団体の機関
- ・ 秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給に直接関係のある機関
- ・ 新聞社、通信社、放送業界の機関

##### (3) 消防通信の利用

消防署、消防分署間に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が整備されている。

### 3 防災行政無線の運用

災害発生時での、防災行政無線の運用は、概ね次のとおりである。  
適切な無線の配分及び通信の統制を実施し、円滑な通信の確保に努める。



防災行政無線等整備状況（資料編 表-12 P25）

### 4 有線通信が途絶した場合の措置

#### (1) アマチュア無線の利用

##### ① 協力要請

災害により有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、登録アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送会社（協会）（「非常時における無線通信の協力に関する協定」を締結済み）の協力を得て、「非常通信」を行う。なお、要請にあたっては、適宜の用紙を使用し、また通信文の記載は、カタカナにより、1通200字以内に簡潔にまとめるものとする。

##### ② 非常通信

地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。災害の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

##### ③ 無線統制者の指名

本部室長は、アマチュア無線家（クラブ）に協力を要請すると同時に、アマチュア無線免許保有職員の内から無線統制者を指名し、無線統制を行う。

### 5 非常通信の経路（資料編 表-14 P27）

## 6 兵庫地区非常無線通信経路計画の活用

地震・台風・雪害・火災・暴動その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信の利用ができないか、又は著しく困難な場合には、兵庫県に依頼のもと、「兵庫県地区非常無線通信経路計画」を活用し、県庁までの通信経路を確保する。

## 第4 応急活動計画

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は加西市地域防災計画の定めるところにより、次の事前措置及び応急措置をとる。

### 1 出動命令等

- (1) 消防機関等に対して、出動準備させ、又は出動を命じること。
- (2) 指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めること。

### 2 事前措置等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させる恐れがあると認められる行為又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

### 3 避難の指示 第10節避難計画による。

### 4 その他応急措置等

- (1) 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第62条第1項）
- (2) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第28条、水防法第21条）
- (3) 工作物等の使用、取用等（災害対策基本法第64条第1項、水害予防組合法第50条）
- (4) 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、施行令第25条～第27条）
- (5) 従事命令（災害対策基本法第65条・第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条）
- (6) 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡する。

#### (7) 損失補償

市長は、(4)により市長による工作物の使用、取用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれの当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（災害対策基本法第82条第1項）

#### (8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市は、市長が、業務従事命令及び警戒区域設定のため市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

## 第4節 災害放送要請計画

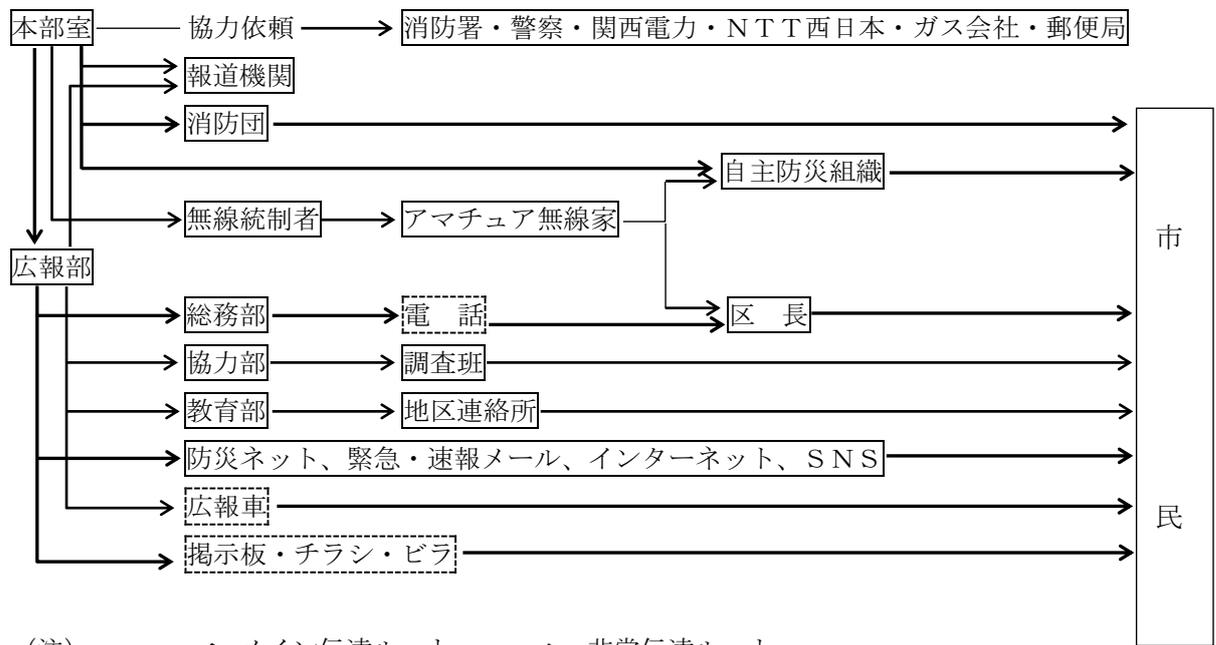
災害時における放送要請等は、本計画の定めにより行う。

### 1 災害時における放送要請

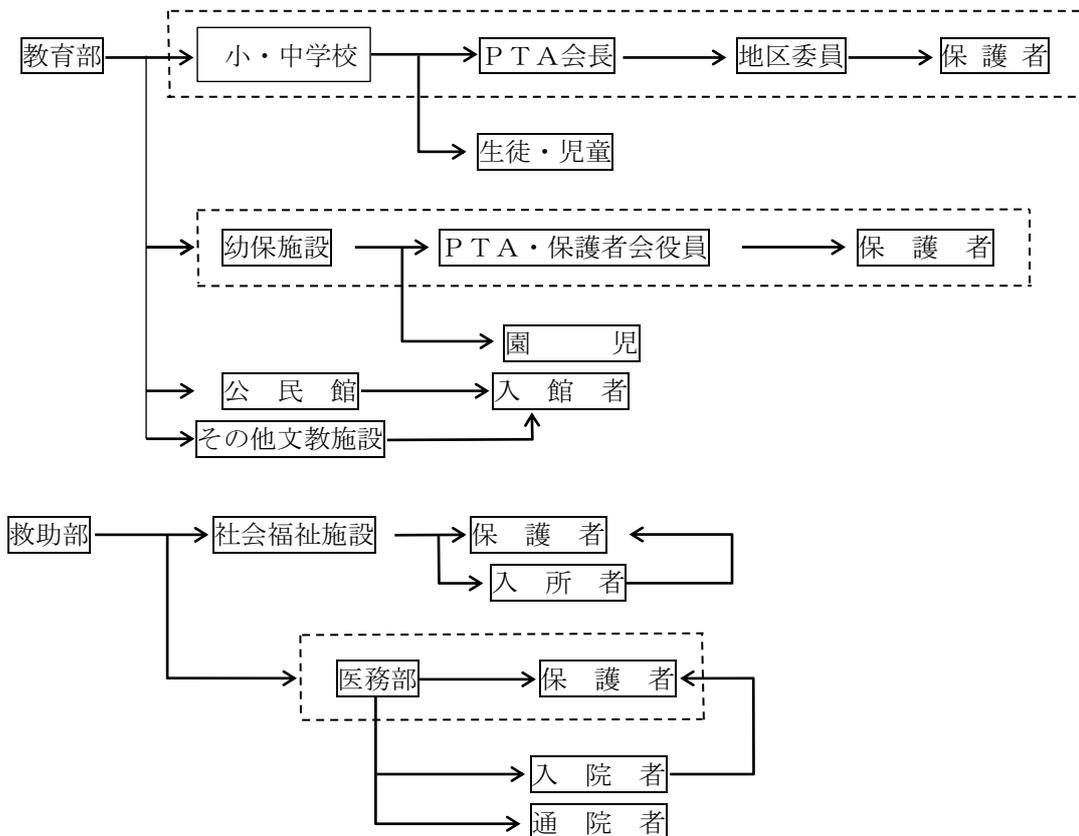
- (1) 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認められるときは、止むを得ない場合を除き、県を通じて行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。
  - ① 災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
  - ② 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。
    - ア 住民への警報、通知等
    - イ 災害時における混乱を防止するための指示等
    - ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めたもの
- (3) 兵庫県への放送要請の手続き（日本放送協会）
  - ① 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次に掲げる事項を明らかにして、兵庫県知事に要請する。
    - ア 放送要請の理由
    - イ 放送事項
    - ウ 放送希望日時
    - エ その他必要な事項
  - ② 要請は原則として文書によるものとし、緊急止むを得ない場合は、電話又は口頭による。
  - ③ 兵庫県は、サンテレビジョン、ラジオ関西及び兵庫エフエム放送とも協定を結んでおり、必要と認められるときは、上記に準じ兵庫県知事に放送要請を行う。

## 第5節 災害広報計画

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに一般市民及び報道機関に対し、公共施設の被害の有無や復旧見込み、当面の応急的な措置等に関する広報活動を展開する。



(注) ———→ メイン伝達ルート    - - - - -→ 非常伝達ルート



(注) [ ] は、平素から緊急伝達体制を確立しておくこと。

## 主な広報内容

### 【災害発生直後】

- ・ 災害情報
- ・ 出火防止、初動消火への呼びかけ
- ・ パニック防止、デマへの注意呼びかけ
- ・ 避難勧告
- ・ 要援護者保護及び人命救助の呼びかけ
- ・ 市内の被害の状況
- ・ 市の活動体制、応急対策状況（本部、地区連絡所、避難所、救護所の設置）
- ・ その他

### 【被害が沈静化した段階】

- ・ 災害情報
- ・ 被災地の状況
- ・ 応急対策状況（救護所、避難所の開設状況、応急給水、応急給食の実施等）
- ・ 安心情報
- ・ ライフラインの情報
- ・ 医療機関の活動状況

## 1 意義

- (1) 迅速かつ的確な情報の提供それ自体により、市民に対して現実的な状況判断を行うよう促す。
- (2) 市域内を巡回し、「機関名」を伝えることを通じて、間接的に市や防災関係機関が健在であることを市民に対してアピールする。
- (3) 憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民が一刻も早く生活再建のための活動に取り組むよう促す。

## 2 実施機関とその分担

### (1) 災害対策本部

災害対策本部は、各防災関係機関と密接な連絡のもと次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

#### ① 地震発生直後の広報

- ・ 地震に関する情報
- ・ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ・ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- ・ 避難指示等
- ・ 災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- ・ 市内の被害状況の概要

（ 延焼火災の発生状況  
建物破壊の発生状況  
道路破損、崖崩れその他地盤災害の発生状況 ）

- ・ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること

（ 本部の設置  
地区連絡所の設置  
避難所、救護所の設置  
その他必要な事項 ）

② 被害の状況が静穏化した段階の広報

- ・地震に関する情報
- ・被害情報、応急対策実施状況及び復旧の見通しに関すること

被災地の状況  
救護所、避難所の開設状況  
応急給水、応急給食等の実施状況  
その他必要な事項

③ 安心情報

- ・「・・・・・・・・地区は被害なし」
- ・「・・・・・・・・小学校児童は全員無事に・・・・・・・・へ避難」
- ・その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報

④ 生活関連情報

- ・電気、ガス、上下水道の復旧状況
- ・食料品、生活必需品の供給状況

⑤ 通信施設の復旧状況

⑥ 道路交通（規制）状況

⑦ バス、鉄道等交通機関の復旧、運行状況

⑧ 医療機関の活動状況

⑨ その他必要な事項

(2) 上下水道部

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ③ 水質についての注意
- ④ その他震災発生時に必要な事項

(3) NTT西日本兵庫支店

NTT西日本兵庫支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときはトーカー装置（自動音声ガイダンス）による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。なお、地震の震動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態にあり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項は以下のとおりである。

- ① 通信途絶、利用制限の理由
- ② 通信途絶、利用制限の内容
- ③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時期
- ④ 通信利用者に協力を要請する事項
- ⑤ その他の事項

(4) 関西電力送配電(株)社配電営業所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

・第1段階（安全、危険防止）

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触をさけるとともに、最寄りの営業所に通報すること。
- ③ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
- ④ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ⑤ その他の事故防止のため留意すべき事項

・第2段階（被害状況）

- ① 停電区域 ② 停電事故復旧状況 ③ 停電事故復旧見込み

(5) ガス関係営業所（JA兵庫みらい、LPガス協会）

・地震発生時（供給を継続している場合）

- ① ガス栓を全部閉めること。
- ② ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。また、ガス栓、メーターコックを閉め、すぐ営業所等に連絡すること。

・地震発生時（供給停止をした場合）

- ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、営業所等から連絡があるまで待つこと。
- ② ガスの供給が再開されるときは、必ずあらかじめ営業所等が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

・ガス供給を再開する場合

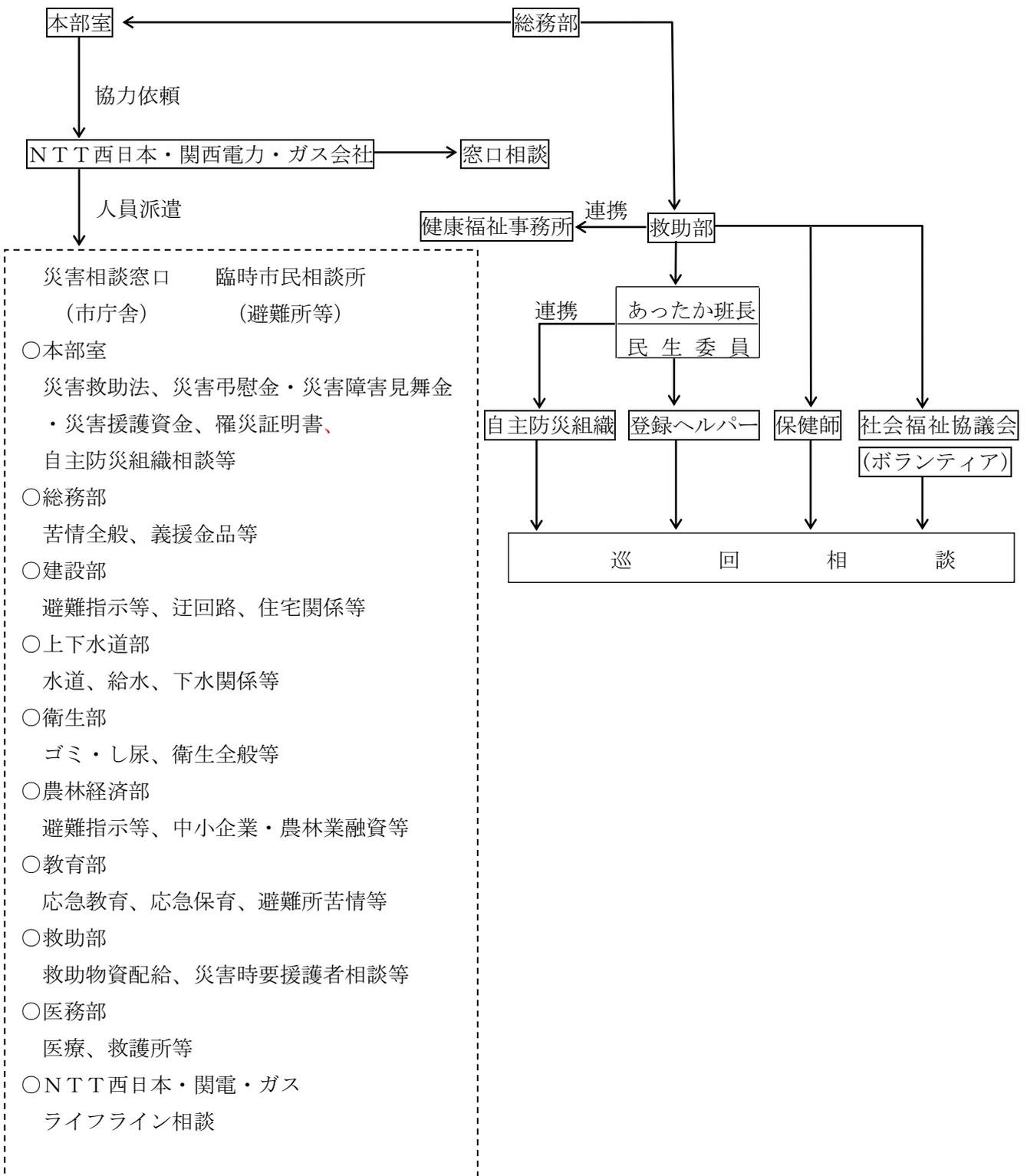
- ① あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。
- ② 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。
- ③ 内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず最寄りの営業所等に連絡すること。
- ④ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの営業所に連絡すること。

### 3 広報の実施手順

市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一をさける点から、本部室を經由し本部長の決定に基づき行うよう広報ルートの本格化を図る。また、その果たすべき意義をふまえ、緊急性や対象地域の限定等を考慮し適切な方法をもって実施する。

## 第6節 災害相談の実施計画

災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策の実施のための情報の流れを円滑にするとともに、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すため、災害相談を実施する。



### 1 災害相談窓口の開設

総務部長は、大規模な災害・地震（震度6弱を目処とする）が発生したとき、又は本部長の指示があったときは、直ちに市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問い合わせの相談に応ずるための災害相談窓口を開設し、相談・問い合わせ受付業務を実施する。

### 2 臨時市民相談所の開設

総務部長は、災害発生による避難が終了したときは、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得る。

### 3 巡回相談

救助部は、高齢者・身体障害者などの災害時要援護者をはじめ、震災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対する不安を抱いている市民の心のケア・健康対策のため、健康福祉事務所、保健師、栄養士、あったか班長、民生委員及び登録ヘルパー等との連携のもとに、巡回相談を実施する。

### 4 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

## 第7節 相互応援協力計画

加西市において大災害が発生し、本市のみでは対応できない等の事態が発生した場合、他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員救援・物資の相互融通等の協力を依頼するとともに、他市町において災害が発生した場合、相互に協力して災害応援・支援対策を行うための計画である。

(資料編 表-45 P65)

### 1 応援協力を求める地方公共団体

#### 【兵庫県】

○ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 (平成18年11月1日締結、効力発行)

県民局・市町名等	電 話	衛 星 通 信		備 考
		電 話	F A X	
兵庫県 企画県民部災害対策局災害対策課	078-362-9900	7-151-5361	7-151-6380	
神戸県民センター管内 神 戸 市	078-331-8181	7-100-52	7-100-61	
阪神南 県民センター管内	尼 崎 市	06-6489-6165	7-202-52	7-202-61
	西 宮 市	0798-35-3151	7-204-52	7-204-61
	芦 屋 市	0797-31-2121	7-206-52	7-206-61

阪神南 県民センター管内	伊丹市	072-783-1234	7-207-52	7-207-61	
	宝塚市	0797-71-1141	7-214-52	7-214-61	
	川西市	072-740-1111	7-217-52	7-217-61	
	三田市	079-563-1111	7-219-52	7-219-61	
	猪名川町	072-766-0001	7-301-52	7-301-61	
東播磨県民局管内	明石市	078-912-1111	7-203-52	7-203-61	
	加古川市	079-421-2000	7-210-52	7-210-61	
	高砂市	079-442-2101	7-216-52	7-216-61	
	稲美町	079-492-1212	7-381-52	7-381-61	
	播磨町	079-435-0355	7-382-52	7-382-61	
北播磨県民局管内	西脇市	0795-22-3111	7-213-52	7-213-61	
	三木市	0794-82-2000	7-215-52	7-215-61	
	小野市	0794-63-1000	7-218-52	7-218-61	
	加東市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	多可町	0795-32-2380	7-361-52	7-361-61	
中播磨 県民センター管内	姫路市	079-221-2200	7-201-52	7-201-61	
	市川町	0790-26-1010	7-442-52	7-442-61	
	福崎町	0790-22-0560	7-443-52	7-443-61	
	神河町	0790-34-0001	7-445-52	7-445-62	
西播磨県民局管内	相生市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	たつの市	0791-64-3131	7-211-52	7-211-61	
	赤穂市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	宍粟市	0790-63-3000	7-521-52	7-521-61	
	太子町	079-277-1010	7-464-52	7-464-61	
	上郡町	0791-52-1111	7-481-52	7-481-61	
	佐用町	0790-82-2521	7-501-52	7-501-61	
但馬県民局管内	豊岡市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	養父市	079-662-3161	7-601-52	7-601-61	
	朝来市	079-672-3301	7-622-52	7-622-61	
	香美町	0796-36-1111	7-543-52	7-543-61	
	新温泉町	0796-82-3111	7-582-52	7-582-61	
丹波県民局	篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
	丹波篠山市	0795-82-1001	7-642-52	7-642-61	
淡路県民局管内	洲本市	0799-22-3321	7-205-52	7-205-61	
	淡路市	0799-64-2152	7-681-52	7-681-65	
	南あわじ市	0799-43-5203	7-703-52	7-703-65	

【全 国】

○ 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(平成25年4月1日締結、効力発効)

	区市町名	電 話	衛 星 通 信		備 考
			電 話	F A X	
北海道	砂 川 市	0125-54-2121	7-001-467-99	7-001-467-10	
岩手県	一 関 市	0191-21-2111	7-003-531-1	7-003-531-9	
茨城県	笠 間 市	0296-77-1101	7-008-212-8400	7-008-212-8450	
	桜 川 市	0296-58-5111	7-008-226-8400	7-008-226-8450	
栃木県	大田原市	0287-23-1111	7-009-610-392	7-009-610-390	
群馬県	藤 岡 市	0274-22-1211	7-010-408-6300	7-010-408-6800	
東京都	千代田区	03-3264-2111	—	—	
	港 区	03-3578-2111	—	—	
	新 宿 区	03-3209-1111	7-013-304	—	
	墨 田 区	03-5608-1111	—	—	
新潟県	新発田市	0254-22-3030	7-015-431-10	7-015-431-40	
長野県	諏 訪 市	0266-52-4141	7-020-391-8 -258	7-020-391-76	
愛知県	西 尾 市	0563-56-2111	7-023-713-2 -2502	7-023-713-1150	
滋賀県	大 津 市	077-523-1234	7-025-100-3 -201-0	7-025-100-3 -201-1	
	野 洲 市	077-587-1121	7-025-100-3 -210-0	7-025-100-3 -210-1	
兵庫県	相 生 市	0791-23-7111	7-208-52	7-208-61	
	豊 岡 市	0796-23-1111	7-209-52	7-209-61	
	赤 穂 市	0791-43-3201	7-212-52	7-212-61	
	加 東 市	0795-42-3301	7-341-52	7-341-61	
	丹波篠山市	079-552-1111	7-661-52	7-661-61	
広島県	三 次 市	0824-62-6111	7-034-209-1321	7-034-209-597	
熊本県	山 鹿 市	0968-43-1113	—	—	

## 2 応援・職員派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。ただし、緊急を要するときは電話、FAXにて行い、後日速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 7 その他必要な事項
市町への応援要請	1 災害の状況及び応援を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項

## 3 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び他の市町からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法令、協定書及び覚書に基づき行う。なお、他の規定により定めのある場合は、この限りではない。

## 4 相互応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請する。

- (1) 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び所用の施設の利用
- (2) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (3) 診療・疫学・感染症患者の収容その他治療及び感染症対策作業のための職員の派遣並びに所要の設備の利用及び医療品の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理の作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両等の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両等の提供
- (7) 上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要器具及び車両の提供
- (8) 消防水防作業隊の派遣及び資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

## 5 他市町からの応援要請

### (1) 応援要請

他市町からの応援を求められた場合には、特別の理由のない限り所要の職員を派遣する。

### (2) 応急応援

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合においては、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず消防、水防救助等について応援する。

## 6 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、市は県等が実施する受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

### <受援業務の例>

他府県等応援要員受入、広域避難

救命救助・消火部隊受入

重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入

救援物資受入、ボランティアの受入 等

## 第8節 消防計画

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である加西消防署が、関係機関と連携しながら、その全機能をあげて、消防・救急救助活動及び危険地域における市民等の避難の安全確保にあたる。

### 1 初期活動

地震予知情報の警戒宣言が発令された場合及び市域に震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに震災非常配備体制をとる。自動的な非常配備体制の発令により、勤務中の消防職員をもって、まず以下の措置をとる。また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は別命を待たずに召集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。参集職員をもって常備の部隊に合流し、部隊の増強を図る。

#### (1) 初期活動

- ① 車両・機材等の安全確保
- ② 有線電話の通話統制
- ③ 全無線局の開局及び点検
- ④ 被害状況の把握
- ⑤ 重要防御地域の状況把握
- ⑥ 消防車・救急車・広報車等の出動準備

#### (2) 消火活動

消火活動は、次により全消防力をもって行う。

- ① 避難地・避難経路優先確保  
延焼火災が拡大した場合は、人命を優先とした避難地・避難経路確保の消防活動を行う。
- ② 重要地域優先  
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要で危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- ③ 消火可能地域優先  
同位出動区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ④ 市街地火災消防優先  
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 災害現場活動

ア 出動指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急、救助活動の成否等を総合的に判断し行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川耐火建造物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

① 出火の防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。

② 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また、主要避難路の確保のため消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

なお、消防署直近の団員は、可能な限り、消防署に参集し初動時編成に加わる。

③ 情報の収集

分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を災害対策本部及び消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに消防署あるいは分団からの司令命令の伝達を行う。

④ 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

⑤ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

2 消防隊の出動

(1) 召集計画

この計画は、火災又は地震等の災害に際し、消防職員及び消防団員を召集し、災害の予防及び被害の軽減に努める。

① 召集の種別

ア 非常召集

非常召集は、災害の発生又は発生の恐れのあるとき、災害警防上の所要の職員又は要員を招集する。

イ 演習召集

演習召集は、警防演習その他必要と認める場合に、所要の職員又は団員を招集する。

(2) 消防隊の出動区分は次のとおりである。

区 分	火 災 の 状 況	出 勤 部 隊	出 動	備 考
第 1 出 動	延焼のおそれのない場合	消 防 署 地元消防部	火災の発生を覚知すると同時に 出動する	
第 2 出 動	延焼のおそれのある場合	消 防 署 地元消防部 隣接消防部	火災等の覚知時の状況により第 1 出動を超える消防隊が必要と認 められるとき出動する。	
第 3 出 動	拡大のおそれのある場合	消 防 署 地元消防部 管轄分団全部	第 2 出動を超える消防隊が必要 であると認められ現場最高指揮者 から要請があったとき出動する。	状況により他の分 団も応援出動する。
第 4 出 動	大火のおそれのある場合	消 防 署 全 団 員	①非番者召集 消防署長は大規模火災等に発展 する恐れがあるときは、消防法施行 規則に定める消防信号を行い、第 3 出動に加え非番者及び消防団全団 を招集する。 ②その他、消防署長が必要と認めた とき。	

### 3 応援の要請

火勢の拡大により本市の消防力のみでは到底防御、鎮圧することが困難と判断したとき、兵庫県広域消防相互応援協定の円滑な活用を図るとともに、加西消防署長は、北はりま消防本部及び隣接消防本部に対し、応援出動を要請し、災害の拡大を防止するよう措置する。

【相互応援協定消防本部】北はりま消防本部【0795-48-0119 衛星 (TEL7-342-42 FAX7-342-62)】

消防本部等名	電 話	衛星通信		備 考
		電 話	F A X	
姫路市消防局	079-223-0003	7-201-42	7-201-62	
加古川市消防本部	079-424-0119	7-210-44	7-210-62	
小野市消防本部	0794-63-0119	7-218-42	7-218-62	
丹波篠山市消防本部	079-594-1119	7-871-41	7-871-62	
丹波市消防本部	0795-72-2255	7-911-42	7-911-62	
南但消防本部	079-672-0119	7-914-44	7-914-62	
三木市消防本部	0794-82-0119	7-763-43	7-763-62	
三田市消防本部	079-564-0119	7-767-43	7-767-62	

### 4 防御計画

#### (1) 危険区域防御計画

危険区域は、建物が密集し、道路が狭く火災が発生すると延焼が早く、また、消防車両の進入に支障をきたし、ホース延長に時間を要する等延焼拡大の危険がきわめて高い地域である。

この計画は、それらの地域の消防活動について、より効果的に部隊運用を行い、現有消防力を最大限に活用するよう、事前に対策を樹立しておく。

- 危険区域 北条町北条（市街地又は家屋・人口密集地域）

## (2) 特殊建築物警防計画

特殊建物は、不特定多数のものを収容する建物であり、その構造及び規模から火災が発生すると延焼拡大の恐れがあり、人命に対する危険が極めて高い建築物である。

この種の火災の特異性を考慮し、救出活動を最優先とする消防活動を行わなければならない、連携した部隊運用及び各隊の任務の指定等、統制ある組織活動をするとともに、建築物の構造及び消防用設備等の把握をしておくため、各防火対象建物毎の計画を事前に樹立しておく。

○ 特殊建築物の状況 (資料編 表-15 P27)

## (3) 危険物火災防衛計画

爆発、引火、発火等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建物及び場所に対しては、これに対処する火災防衛を行い、延焼の防止を図る。これに対する出動体制は消防活動に準じて出動する。

### ① 延焼拡大火災

火災が延焼拡大し大火となった場合は、現場最高指揮者の命令のもとに統一された消防活動を行うとともに、各消防隊は伝令員を配置して現場本部と連絡を密にし、次により防衛線等の延焼阻止線を選定して、火災の拡大と被害の軽減を図る。

ア 指揮者は、これらの防衛線の選定にあたっては、気象条件及び消防力並びに延焼速度等を考慮し、有効なる延焼阻止線の設定に努める。

イ 防衛線は、出動部隊の消防力の範囲内において防衛可能な火災に対して、広い道路、空地、河川及び耐火建物を盾として延焼阻止を図る。

### ② 危険物火災

ア 先着隊は、火災現場に到着次第、燃焼物とその貯蔵量を確認することに努め、危険物火災の防衛にあたる。

イ 消防活動に必要な水利及び消火剤の必要量を把握し、火災防衛に支障ないように努める。

ウ 後着隊は、近接建物への延焼阻止を主眼として防衛に従事する。ただし、先着隊のみで危険物の消火が困難なときは先着隊に協力する。

エ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤を使用し他の注水は規制すること。

オ 到着と同時に対象物の責任者から状況を聴取すること。

カ 未燃焼の油槽罐に対しては、冷却し移動分離すること。

キ 大タンクの場合は、底部より油を抜き取り減量してから制圧すること。

ク 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。

ケ 爆発飛散に伴う飛火火災に留意し警戒隊を配備すること。

コ 消火に当たり多量の泡沫剤を準備すること。

サ 各消防隊の指揮者は、危険物種別毎に適応した消火方法により、その万全を期すること。

## (4) ガス爆発等災害防衛計画

### ① 対象

ア 地下埋設ガス管等の漏えい事故      イ ガス爆発による災害

### ② 事前対策

業者等と連携のもと、平常時から下記の事項について把握し、ガス爆発等による災害発生時に速やかに対応できるよう努める。

ア 施設等の把握      イ ガス供給地域の把握      ウ ガス導管に関する工事箇所の把握

③ 災害発生時における措置

業者等と連携し、災害発生時には下記事項の措置を速やかに行い、災害の拡大をくい止める。

ア 防御力の確保    イ 情報の収集    ウ 現場警備員の配置    エ 警戒区域の設定  
オ 救出救急活動

(5) 飛火防御計画

飛火によって、第2次、第3次火災が発生し大火となるのを防止するため、警戒場所及び警戒方法並びに地元自衛団体との協力体制を定め、火災が発生し飛火の恐れがある場合における配備体制の確立を図り、火災の防止に努める。

① 飛火火災の範囲は一定することはできないが、風向き、風速に応じて警戒部隊を配置し巡回警備を行い、飛火火災の発生を防止する。

② 飛火の発生の主な原因

ア 強風時火災    イ 木造大規模建築物火災    ウ 木造建物密集地域の延焼火災  
エ 高地又は低地建物延焼火災    オ 延焼拡大火災

(6) 水道断減水時の火災防御計画

消火栓の設置区域に長時間かつ広域にわたる断水、又は減水の事態が発生した場合において、消火栓に依存することなく、災害に対応する消防活動を円滑に展開するため、次の事項に留意して防御に万全を期する。

① 防火水槽、プール、河川、貯水池、ため池、受水槽及びその他消防水利として使用できるものを活用する。

② 各消防隊は、積載ホースを平素より増強し、中継送水等を適切に行い、水利を有効に使用するとともに、先着消防隊が使用した水利が水量不足による火災防御不能とならないようにする。

(7) 火災拡大後の防御計画

① 延焼進展の速度と消防団員集結の所要時間及び道路、空地、河川等の地物関係を考慮し、延焼阻止を定めて応援部隊及び各隊の移動集結並びに防御場所を指定して転進防御にあたる。

② 飛火警戒隊員は、さらに風下に転じ、飛火警戒の重点措置を取るとともに、避難民の誘導についても注意を払う。

③ 消防機材又は水利の不足等で大火災を阻止するために他の手段がなくかつ有効と認めるときは、風下方面に防御線を設定して消防団員を集結するほか破壊消防を行う。

(8) 特別警戒計画

特別警戒は次のとおり実施する。

① 年末特別警戒は、12月28日から12月30日までの期間実施する。

② 特命特別警戒は、消防長が人命安全及び火災発生に対処するため、特別警戒の必要があると認める場合に実施する。

(9) 応援部隊誘導計画

火災の延焼拡大により大火になる恐れがあり、市内の消防力では延焼阻止が困難と思われる場合、近隣市町に対して特別の応援を要請したとき、応援部隊の消防活動が有効に行われるよう、次の要領により誘導配置を行う。

① 応援部隊集結場所の指定

ア 応援を要請した場合は、応援部隊の集結場所を直ちに指定し、現場本部員を配置する。

イ 消防団本部は、現場本部に伝令員を配置し、指揮者の指示のもとに応援部隊の誘導先及び水利に配置する。

② 応援部隊の水利誘導

応援部隊が到着した場合は、待機中の消防団本部員をもって、指揮者の指示する延焼阻止線直近の安全な道路より、自然水利又はプール等の水量豊富な場所へ誘導配置する。

- ③ 現場本部は、安全で災害現場を把握するに容易な場所又は高所に配置し、火災の状況を検討しつつ、自己部隊及び応援部隊を有効に運用することに努めるとともに、応援部隊の集結場所及び延焼阻止線にある部隊に適宜伝令員を派遣し、指揮命令の伝達に努める。

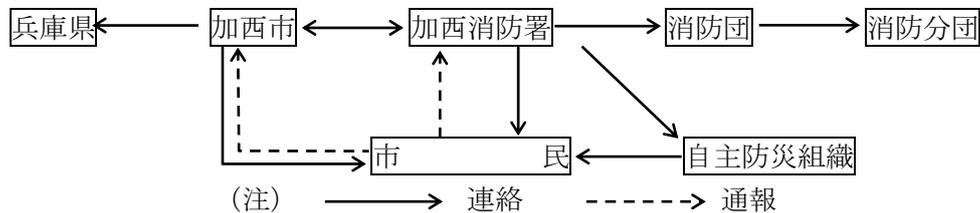
(10) 資機材整備計画

消防署における出動車の整備は、常に火災発生に出動できる体制を整えているが、特に災害時に際して必要資機材を適切に使用できるように、資材、器具の手入れ、保存、補充等により必要数を確保しておく。

(11) 通信情報計画

① 通信情報計画

ア 消防署が行う警報、災害の状況及び住民の処置等に必要な通信連絡は、次により行う。



イ 災害に関する予警報の連絡は、的確に行うように努める。

ウ 災害が発生する恐れがある通報又は警報を受け、若しくは自ら知ったときは、直ちに関係機関に通報する。

② 災害広報計画

災害情報の発表及び市民の取るべき処置等の広報活動を行い、人心の安定を図るため、消防署、加西市と協力して広報車等により周知を図る。

5 緊急消防援助隊

(1) 消防応援の要請

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

ア 市長は、災害の状況及び市の消防力を考慮して広域の消防の応援が必要であると判断したときは、北はりま消防組合消防長（以下、「消防長」という。）に、東播地域内応援又は県内応援を要請するよう通知する。

イ 消防長は、市長の通知又は自らの判断により、明石市消防本部を通じて応援を要請する。

② 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市長は、災害の状況並びに市及び兵庫県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、兵庫県知事に対して、応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡し、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により報告する。詳細な災害状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で速やかにファクシミリにより要請要綱別記様式 1 - 2（応援要請のための連絡事項）を送付する。

- I 災害の概況
- II 出動を希望する区域及び活動内容
- III その他参考となるべき事項等

イ 市長は、アの連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害状況を、消防長に対して直ちに電話により連絡する。

ウ 市長は、兵庫県知事に対してアの連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官に対し、直ちに電話により連絡し、アのⅠからⅢまでに掲げる事項が明らかになり次第、直ちに電話により連絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で速やかにファクシミリにより様式1-2「応援要請のための連絡事項」を送付する。

エ 市長は、アからウまでの連絡（以下「要請連絡」という。）を消防長に指示することができ、自らが要請連絡したときは、消防長に通知する。

オ 消防長は、管内の被災状況により兵庫県内の消防力で対応が困難と判断したときは、市長に連絡し、要請連絡をするよう進言するとともに、市長の指示に基づき、要請連絡を代行する。ただし、消防長は、市長に連絡ができない場合には、兵庫知事又は長官に対して要請連絡の事前連絡をし、その後速やかに市長に事前連絡をした旨を報告する。

## (2) 消防応援の受援

### ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援の受援

ア 市長は、県下広域応援部隊の運用について、北はりま消防組合消防長と調整するとともに、県下広域応援部隊の指揮者に関する職務について、自ら指揮する必要がある場合を除き、北はりま消防組合消防長に委任する。

イ 北はりま消防組合消防長は、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、消防本部に「応援隊調整本部」を設置する。

### ② 緊急消防援助隊の受援

ア 市長は、緊急消防援助隊の運用について、北はりま消防組合消防長と調整するとともに、緊急消防援助隊の指揮者に関する職務について、自ら指揮する必要がある場合を除き、北はりま消防組合消防長に委任する。

イ 北はりま消防組合消防長は、緊急消防援助隊の応援を受けることが決定した場合、指揮本部を設置し、受援体制を整える。

ウ 指揮本部は、災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動の調整を図るとともに、災害対策本部と緊密に連携を図るため、災害対策本部に消防署から消防司令補以上の職にある職員を派遣する。

エ 緊急消防援助隊指揮支援本部及び緊急消防援助隊都道府県大隊本部の設置場所

Ⅰ 緊急消防援助隊指揮支援本部及び緊急消防援助隊都道府県大隊長が設置する都道府県大隊本部を設置する場所に、北はりま消防本部庁舎の一部を提供するものとするとともに、北はりま消防本部の事務資機材を共用させる。

Ⅱ 被災等により指揮支援本部及び都道府県大隊本部を北はりま消防本部に設置することができない場合又は本市の庁舎等に設置することが適切と考えられる場合は、指揮本部と調整し、本市の庁舎等に設置するものとし、本市庁舎等に整備の事務資機材を共用させる。

オ 現地合同調整所の設置

緊急消防援助隊の指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、可能な限り災害現場付近に現地合同調整所を設置し、現地合同調整所の参画者は、所属する活動隊に調整内容が即時に伝達できるよう努める。現地合同調整所の参画者は次のとおりとする。

- I 指揮者が派遣した指揮隊員
  - II 明石市消防本部又は加古川市消防本部の派遣隊員
  - III 神戸市消防局、姫路市消防局又は西宮市消防局の派遣隊員
  - IV 指揮支援本部長が参画させた隊長（都道府県大隊長、統合機動部隊長等、応援都道府県の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長等）
  - V 自衛隊、警察及び海上保安庁の派遣隊員
  - VI DMA T等関係機関の派遣隊員
  - VII 災害対策本部が派遣した本市の職員
  - VIII 地元消防団の代表
  - IX 地元自治会の代表
  - X その他現地合同指揮所が必要と認める者
- カ 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所
- I 緊急消防援助隊を要請した場合は進出拠点及び宿営場所を直ちに準備する。
  - II 進出拠点又は宿営場所が被災等で使用できない場合は、近隣市町の進出拠点の使用について、緊急消防援助隊指揮本部又は兵庫県知事が設置する緊急消防援助隊調整本部等と調整するものとする。
- キ 救助活動拠点への資機材等の整備
- I 市が保有する資機材を救助活動拠点に配置し、緊急消防援助隊に使用させることができる。
  - II 緊急消防援助隊が要求する資機材を調達するよう努める。
  - III 兵庫県広域防災拠点の備蓄資材等が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊調整本部等と調整し、緊急消防援助隊に使用させる。
  - IV 重機が必要と判断した場合、緊急消防援助隊調整本部に要請し、兵庫県を通じて重機の派遣を得るものとする。
- ク 燃料補給、食料等補給の後方支援体制
- I 燃料及び食料等の補給体制は兵庫県緊急消防援助隊受援計画によるものとする。
  - II 災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、加西地区建設業協会に重機等の派遣を要請する。
- ケ ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入
- 緊急消防援助隊航空部隊のヘリコプター離着陸場は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場適地のとおり。なお、ヘリコプター離着陸場が住民の避難場所に使用されている場合は、避難場所としての機能を優先させる。
- コ 緊急消防援助隊の部隊移動及び応援等の引揚げの決定
- I 市長は、消防庁長官から兵庫県知事を経由して、緊急消防援助隊の部隊移動に関する意見の求めがあったときは、被害状況、消防応援隊の活動状況を考慮し、意見を付して、回答するものとする。様式6-2「部隊移動に関する意見（回答）」
  - II 市長は、緊急消防援助隊指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案して緊急消防援助隊の活動終了を判断した場合は、直ちに電話によりその旨を兵庫県知事へ連絡するものとする。
- サ その他
- 緊急消防援助隊の要請及び運用の詳細は、兵庫県緊急消防援助隊受援計画及び北はりま消防組合緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

## 第9節 救急救助計画

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、多種多様な災害による救急救助事象が市内の各地域で発生することが予想される。

これらの集団的救急事故に適切に対処するため、市は特殊救助救急指揮本部を設置し、その他の防災関係機関と協力して、市民の生命・身体の保護に万全を期する。

### 1 消防部の救急救助活動

#### (1) 活動方針

大規模地震等の広域災害又は局地的な大規模災害により集団的に多数の死傷者が発生した場合には、特殊救助救急指揮本部の指示のもと消防部（現場作戦指揮担当）を組織し、また、市は必要に応じて現地災害対策本部を現場に設置し、関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急対策を実施する。

#### (2) 活動及び出動の原則

- ① 救助は救命処置を必要とする者を優先救助し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う、ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できる者を優先して実施する。
- ② 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- ③ 救急・救助事象が伴わない火災現場への出動は、一時留保し、消防署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行う。
- ④ 傷病者の応急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全な医療機関若しくは医療施設に搬送する。
- ⑤ 傷病者に対する救急処置を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て自主的な応急手当を行わせる。
- ⑥ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。
- ⑦ 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- ⑧ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

#### (3) 医療関係者の出動並びに現場及び搬送中の救急処置

ア 事故発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。

イ 市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請のあったとき必要があると認めるときは医療機関者等を現場に出動させる。

#### (4) 応援協力計画

大規模特殊災害に対応することが困難の場合、被害を最小限度に止めるため、兵庫県広域消防相互応援協定等に基づき、他の消防本部に応援を求める。

陸上自衛隊については、「自衛隊派遣要請計画」に基づき、事故等の態様により本部長が特に必要と認める場合、負傷者の救出・医療機関への搬送を要請するものとする。

## 第10節 避難計画

災害による避難のための立退きの指示等、及び避難所の開設、並びに避難所への収容・保護は、県、市、警察その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。また、市公共施設や大型量販店・観光・レクリエーション施設等不特定多数の人が利用する施設における避難対策については、市長の指示等を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行う。また、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した適切な避難所運営円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、感染症への対応を適宜反映する。

### 第1 市の公共施設及び防災上重要な施設等の避難

#### 1 実施責任者

大規模な災害が発生し、避難指示等が発令されたとき、又は災害の発生若しくは発生する恐れがある場合は、各施設の管理者は、自主的にあらかじめ施設毎に定めた避難計画に基づき、来所者・入所者・職員・従業員等の安全避難を行う。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動において、万全を期するよう努める。

#### 2 避難の完了報告

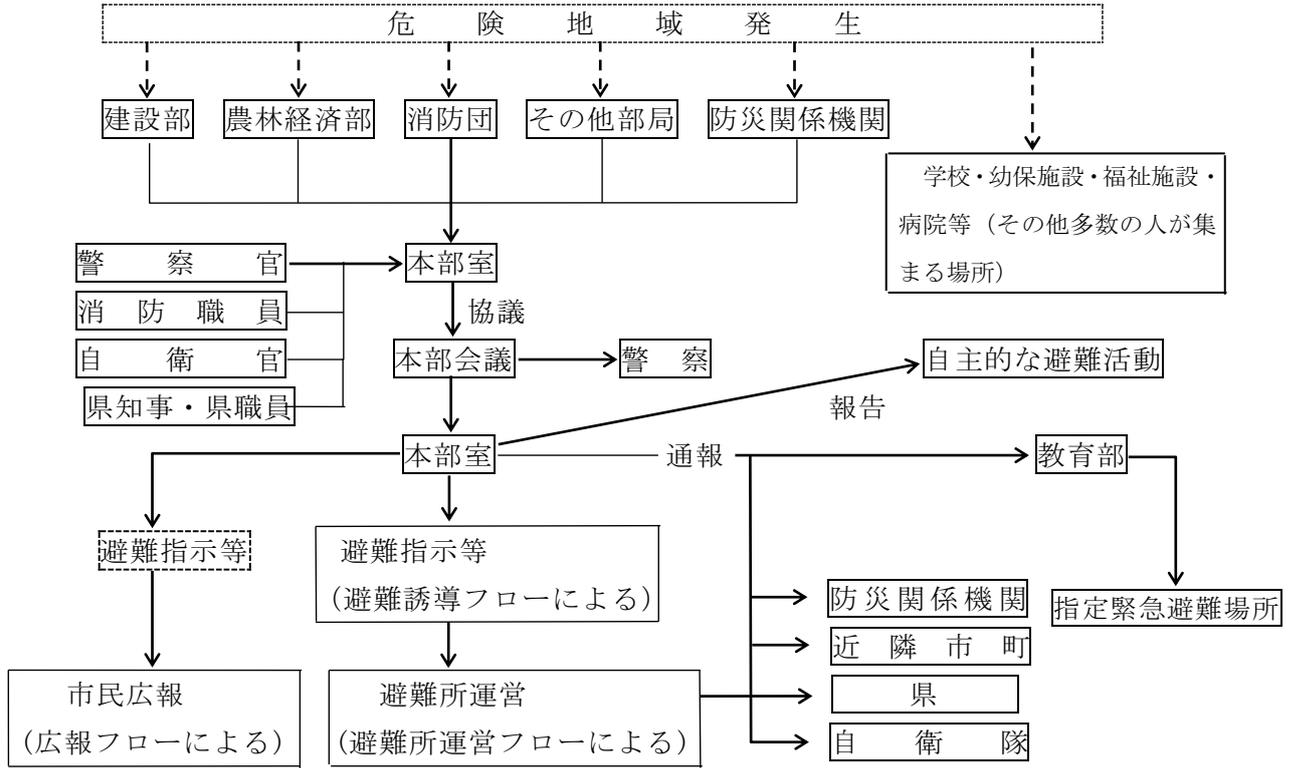
##### (1) 市の施設の場合

各施設の管理者は、所管部局を通じて避難の完了を報告する。なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX又は伝令による。

##### (2) 市以外の施設、事業所等の場合

- ① 市以外の施設、事業所等の管理者は、市の所管部局に報告する。
- ② 教育部は、市立施設とあわせて、県立の教育施設分を集約し、本部室へ報告する。
- ③ 救助部は、市立施設とあわせて、県立の福祉施設分を集約し、本部室へ報告する。
- ④ 農林経済部は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、本部室に報告する

## 第2 避難指示等



### 1 実施責任機関

避難のための立退き指示等及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次により行う。

#### (1) 避難指示等の実施責任者

区分	災害の種類	実施責任者	要件	根拠法
指示等	災害全般	市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
		警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
		消防職員	・消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
		自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

#### (2) 市の避難指示等実施計画

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き指示等をする者は、市長又は市長から委任を受けた消防吏員とする。

#### (3) 避難所の開設・収容

避難指示等から避難の誘導までは、それぞれの発令者が行い、避難所開設、収容保護は市長が行

う。なお、市長は関係機関と緊密な連絡を保って実施する。

## 2 避難指示等の実施要領

避難指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。なお、避難の指示等は、原則としてあらかじめ所轄警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、これを行う。

### (1) 対象地域別実施要領

#### ① 局地的な災害の場合の避難指示等発令

- ア 河川上流が被害を受け、下流地域に浸水の危険があるとき。
- イ 火災が拡大する恐れがあるとき。
- ウ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時。
- エ 爆発の恐れがあるとき。
- オ 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- カ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- キ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

#### ② 広域的な災害による場合

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大する恐れがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時。
- ウ 県本部長から避難指示等の要請があったとき。
- エ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(2) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(3) 指示の内容

避難指示等

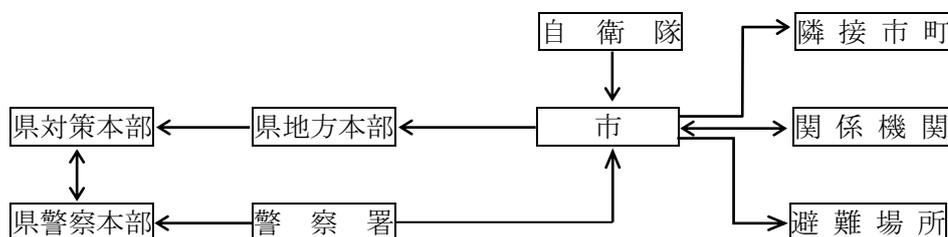
条 件	当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合。状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し現場に残留者があ る場合
伝達内容	(1)指示者 (2)避難対象地域（町名、施設名等） (3)避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地等） (4)避難先 (5)避難すべき経路（安全な方向等） (6)避難後の当局の指示連絡 (7)その他（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の 呼びかけ等）
伝達方法	広報車、サイレン（水防第4号信号）、警鐘乱打（水防第4号信号）、防災 ネット。ただし、必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

3 関係地域内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、広報車、防災ネット、サイレン・警鐘等により伝達するとともに、報道機関の協力を得る等関係地域内の全ての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。その他については、第5節「災害広報計画」による。避難措置解除の連絡は、報道機関への協力要請、職員による看板・ポスター等の掲示等により行う。

4 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令した時、又は警察官・自衛官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、次により必要に応じて関係機関等に連絡する。



(1) 県への報告

本部長は、避難措置及び解除について、次の事項を記録し、速やかにその旨を県に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(2) 隣接市町等の関係機関への通報

市長が避難の指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、本部長は次の要領により、関係機関等へ通報する。

- ① 隣接市町

地域住民の避難のため隣接市町内の施設を利用する場合は想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対して通報しておく。

② 学校施設等の管理者

避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し、協力を要請する。

③ 関係機関

健康福祉事務所、県の出先機関等関係機関に連絡し、協力を要請する。

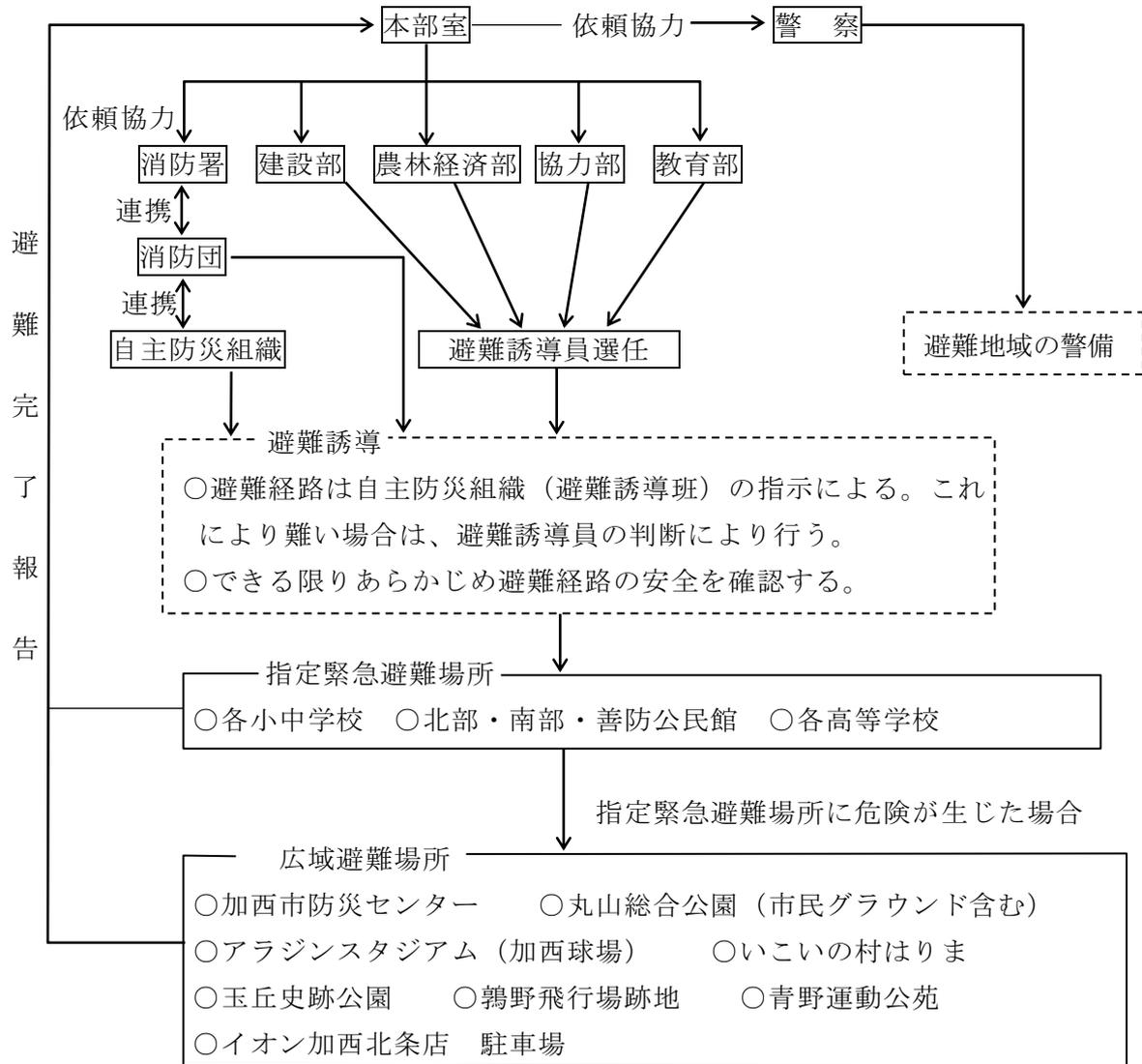
④ 警察署

避難に際しての警備等について協力を要請する。

⑤ 自衛隊

非常事態に備え連絡し、状況により連絡員の派遣を要請する。

第3 避難誘導



注 意

- 自動車による避難及び家財の持ち出しは中止させる。
- 必要最小限のものしか携行させない。(1人2食分の食料と2～3日分の水、タオル、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等)
- 服装は軽装とし、雨具類及び冬季は防寒具
- 避難誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者、外国人、その他単独で避難することが困難な人を優先する。

## 1 避難誘導を行う者

### (1) 危険区域が発生した場合

本部長は、必要と認める避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。危険地域内から避難場所までの避難誘導は、自主防災組織及び現場警察官等の協力を要請し、建設部、農林経済部、協力部及び教育部の職員から選任した避難誘導員と消防団員が行う。

### (2) 学校、事業所、観光・レクリエーション施設等の場合

学校、幼保施設、事業所、大型量販店、観光・レクリエーション施設等、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼保施設、福祉施設及び夜間に多人数が集まっている場所等については、災害の規模・態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### (3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

## 2 避難の誘導

### (1) 避難に対する留意点

避難するにあたり、避難者に対し次の点について周知を図る。

- ① 避難に際して必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 会社工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流失を防止し発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- ③ 2食程度の食料、水、タオル、チリ紙、常備薬、最小限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオを携行すること。
- ④ 必要に応じて防寒・雨具を携行すること。
- ⑤ できれば氏名票を身に着けること。(住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの)
- ⑥ 病院、福祉施設等の収容施設にあつては、平常時において避難計画をたて、市、消防等との連絡を密接に行うこと。
- ⑦ 安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び避難後に調達できるものは除外するよう、携行品の制限の指導を行う。

### (2) 避難者誘導方法及び輸送方法

#### ① 避難の誘導方法

ア 避難誘導は、緊急に避難の必要がある地域（施設等）から行うものとし、乳幼児、高齢者、病人、身体障害者、妊産婦、外国人、観光客、その他単独で避難することが困難な人を優先する。また、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

イ 避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こる恐れ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認の上、最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

ウ 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることとする。

### 3 避難路及び避難場所の安全確保

#### (1) 災害対策本部（消防部を除く）

- ① 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際しあらかじめ伝達する。
- ② 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用し避難方向を照射する。
- ④ 夜間においては、照明具携行の誘導を確保する。
- ⑤ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑥ 誘導員は出発、到着の際の人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑦ 避難開始とともに、消防団員等の協力のもと現場警戒区域を設置し危害防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ⑧ 避難所が遠い場合等には、適宜車両による輸送を行う。
- ⑨ 活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。
- ⑩ 避難場所には、所要の人員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める

#### (2) 消防部

- ① 消防部は、避難指示等が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。
- ② 市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導、避難指示等の伝達の徹底にあたるよう要請する。
- ③ 避難指示等の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、避難場所周辺からの延焼防止及び飛火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。



## 1 避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備にあたり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によるため池の堤防決壊と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めることとする。

## 2 避難所等の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図るものとする。

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定基準は次の通りとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

- ・災害発生、発生のおそれがある場合に、迅速に避難場所を開設できる管理体制を有すること（管理条件）
- ・居住者等の受入れに供する部分について、物品の設置、又は地震による落下、転倒、移動等により避難上の支障を生じさせないこと（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生において生命や身体に危険がおよぶおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合は、当該異常な現象に対して安全な構造であること、洪水等については、その水位より上に避難スペースがあり、かつ避難上有効な経路があること（構造条件）

### (2) 指定避難所

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定緊急避難所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定最大の規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設当たり概ね数百名程度までとする（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること（交通条件）
- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮するものとする。

避難所を指定する場合の順位は原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得て指定する。

- ①公立小、中学校 ②その他公立学校 ③公民館 ④その他の公共施設 ⑤その他の民間施設

## 3 開設

### (1) 実施責任機関

#### ① 平常勤務時

避難所の設置は、災害救助法に基づく開設基準等により本部長が決定し、あらかじめ指定する避難所に設置するが、開設の実務は、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びPTA等の協力を得て、教育部が施設に地区連絡所参集職員及び複数の職員を派遣し担当させる。

#### ② 夜間・休日

夜間・休日又は災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、地区連絡所参集職員は本部長の指示により、避難所の開錠を行い、施設管理者・勤務者、教職員、町区長、自主防災組織及びPTA等の協力を要請し、開設を行う。

## (2) 開設時の留意事項

### ① 開設手順

原則として、避難所の開設のための施設、場所及び設備等の使用は、すべて関係者の承諾を得るものとし、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生する等突発的な災害の場合には、本部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、非常参集職員等が避難所開設の準備を行う。特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館等の広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に行う健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行うこととする。

### ② 区画の指定

避難した市民の受入スペースの指定にあたっては、事情の許す限り、自治会長及び自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。

### ③ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに本部室に対し、電話（FAX又は口頭）または無線によりその旨を報告する。

本部室は、避難場所の開設を確認後、広報部に対して市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請するとともに、消防署・県知事・防災関係機関（関電・NTT西日本等）に対して、開設の状況を連絡する。

#### ○ 県知事・防災関係機関への連絡事項

・避難所の開設の日時、場所、施設名 ・収容状況及び収容人員 ・開設期間の見込み

### ④ 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、避難所運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

## (3) 対象者

① 避難指示等による避難 ② 住家が被害を受け居住の場所を失った者

## (4) 福祉避難所への入所

身体等の状況が施設等に入所するに至らない程度の要援護者で、避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所への入所について配慮する。

## (5) 避難所の名称、収容可能人員 （資料編 表-20 P38）

## 4 避難所の運営

### (1) 運営主体

避難所内のコミュニティの早期確立を図るため、自主防災組織・教職員・PTA・区長が主体となり、運営を行う。なお、派遣職員及び地区連絡所等は、本部との連絡調整及び各部が行う救援・救助活動の窓口となるとともに、運営の補助を行う。

### (2) 居住区域の割り振り

① 居住区域の割り振りは、可能な限り地域地区ごとにまとまりをもてるように行う。また、居

住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し、情報連絡等の窓口役となるよう要請する。

- ② 知的障害者、乳幼児、高齢者等環境の変化に対して敏感な避難者については、その変化が最小となるよう配慮する。

(3) 居住区域の代表者（班長）の役割

- ① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配布活動等の補助
- ④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑤ 衛生班が行う消毒活動等への協力
- ⑥ 施設の保全管理

(4) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

責任者である職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、本部室長を通じて農林経済部に調達を要請する。また、配給は居住区域の代表者（班長）を通じて居住区域ごとに行う。

(5) 避難所の保健医療福祉対策

衛生部・救助部は、健康福祉事務所、医務部・医師会、登録ヘルパー等と連携のもと、次のとおり、避難者の保健医療福祉対策を実施する。

① 心身の健康管理指導

ア 感染症、食中毒防止のため、保健衛生面の指導を行うとともに、チラシ・ポスター等による周知の徹底を図る。また、有症状者に対して、速やかに受診勧奨を行い、受診結果を把握する。

イ ぎ歯を紛失・破損、う歯や歯周疾患を有する等、治療が必要な被災者に受診勧奨を行う。

ウ 保健師は、あらゆる機会を利用して、被災体験を語れる場づくりに努めるなど、被災者の精神安定に努めるとともに、被災者同士のコミュニケーションを図るため、健康体操やレクリエーションを取り入れた健康教育を行う。

エ 保健師は、登録ヘルパー等と連携し、巡回相談を行うとともに、保健・医療・福祉ニーズの把握及びサービスの調整・提供を行う。

オ 健康福祉事務所は、医療機関の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な精神障害者に対応するとともに、被災による精神的ショックや避難所生活によるストレス、今後の生活に対する不安に対応するために相談及び診療を行う。

② 情報提供

衛生部・救助部及び健康福祉事務所は、被災者・避難所運営者・救護班等に対して、保健・福祉・医療・生活等の情報提供を行う。

③ 生活環境の整備

衛生部・救助部は、避難所毎に、換気、清掃、保温、冷房、寝具類の日光消毒、ゴミ、トイレ、プライバシーの保護、風呂、洗濯機等の生活環境の状況を把握し、可能な限り環境改善を図る。また、共同生活で必要な人間関係づくりを推進する。

④ 支援者の健康管理

健康福祉事務所は、支援者の健康状態の把握、健康支援を行う。

(6) 避難所の運営状況の報告

責任者である職員は、避難所の運営状況について、1日1回報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときはそのつど必要に応じて報告する。

(7) 被災者の移送

① 被災者の他地区への移送

本部長は、被害が甚大のため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、非災害地又は小被害地である他市町等への移送を要請する。

② 他地区からの被災者の受入協力

本部長は、県知事から他市町からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

(8) 要配慮者に対する避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の提供に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配慮や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際に、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意すること。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 大災害発生時の避難所開設の応援要請

大災害が発生し、予定していた避難所が使用できなくなり、加西市において避難所を開設することができず、又は適当でない場合においては、市長は、隣接市町の施設の使用について、知事に要請報告をする。なお、事態が急進し、知事に要請報告をする時間のないときは、市長は、隣接市町長に対し直接要請し、その応援を得て避難所を開設する。

6 広域一時滞在

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。また、指定避難所が広域一時避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、近隣市町に避難所を設けることとする。

## 第 1 1 節 災害救助法

### 1 概要

#### (1) 知事からの委任を受け、又は補佐して行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事があたるとされている。なお、県より県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知を受けたときは、その事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、県知事による救助の補助として救助を実施することとする。

#### (2) 市長の行う救助

上記の(1)により知事の事務の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市区町の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。

本市における適用基準は次のとおりである。

#### (1) 住家が滅失した世帯が 60 世帯以上

#### (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、兵庫県の災害世帯数が 2,500 世帯以上に達し、本市の被害世帯が 30 世帯以上

#### (3) 被害世帯が(1)(2)の基準に達しないが、兵庫県下で被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊技術を要する場合

#### (4) 被害世帯が(1)(2)(3)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合

① 災害が発生又は発生の恐れのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊な補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用される。

加西市で考えられる事例は次のようなものがあげられる。

① 交通事故により多数の者が死傷した場合

② 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

③ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

④ その他被災者が現に救助を要する状態にある場合

#### ○ 備考

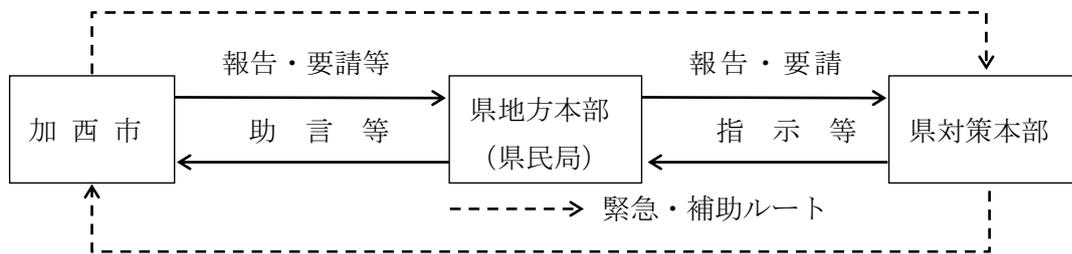
被害世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を 1 世帯とし、半壊（焼）のときは 2 世帯、床上浸水のときは 3 世帯をもって住家の滅失した 1 世帯とみなす。

なお、床下浸水・一部破損は換算しない。

### 3 滅失（罹災）等の認定（資料編 表-17 P34）

#### 4 災害救助法の適用手続き

(1) 市内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により、直ちに被害状況調（資料編 表-18 P36）及び世帯構成員別被害状況調（資料編 表-19 P37）とともに災害発生の日時、場所並びに災害の原因及び概況を知事に報告する。

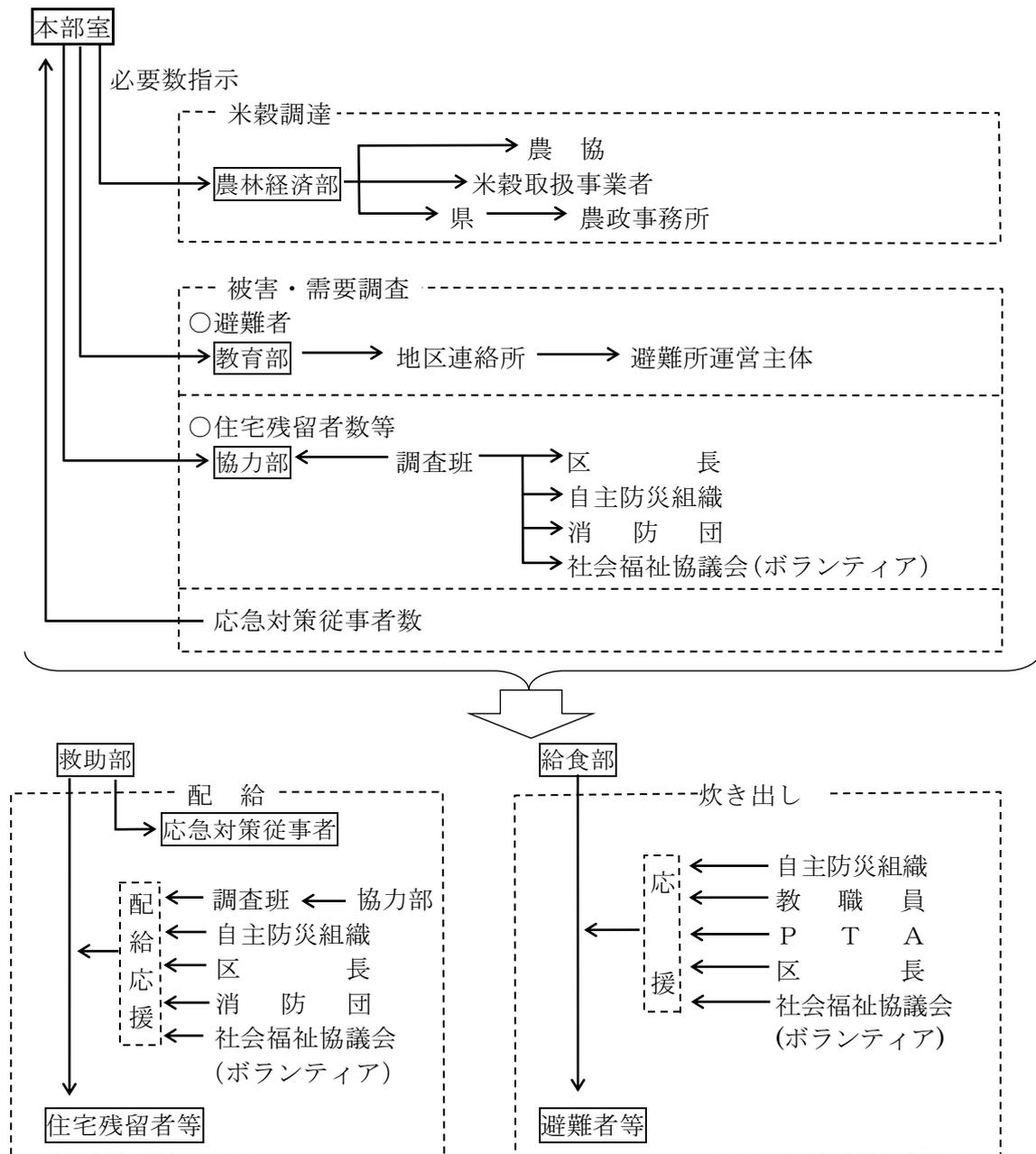


(2) 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等が必要と市長が認める場合においては、県知事に申請する。（救助の内容 資料編 表-16 P28）

第12節 食料供給計画

災害時に避難者、罹災者及び応急対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他食料の供給について必要な食料の確保とその供給の確実を期するための計画である。



(参 考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- コープこうべ（協定日：H15.4.14 提供内容：生活物資 29 品目）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 提供内容：生活物資）
- マックスバリュ西日本株式会社（協定日：H22.1.13 提供内容：生活物資）

## 1 実施責任機関

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し、その他による食料の供与の実施責任機関は原則として次のとおりとする。なお、大災害が発生し、市内のみでは対応が不可能と判断される場合、市長は知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

実施責任機関	対 象 者	備 考
市 長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む）	災害救助法が発動された場合は、知事が実施することになるが、知事から委任を受けたときは市長が実施する。
作業実施機関 災害発生機関 市 長	災害救助従事者	

## 2 本部長の供給実施の決定

本部長は、災害により①避難所に收容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、②ある程度の人数の規模で発生し、③相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合、食品の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の供与」の実施機関は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。また、市のみでは対応不可能と判断される場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

## 3 調達方法（米穀の供給）

### (1) 米穀の調達方法

- ① 原則として、市長は、農林水産大臣届出米穀販売事業者より所要量を購入する。
- ② 災害救助法が発動された場合
  - ア 前項による米穀供給が不可能・困難となった場合若しくはなる恐れがある場合は、市長は、米穀の割当指定数量の供給又は斡旋を知事に要請する。
  - イ 知事は農林水産省に政府所有米の引渡を要請する。（平成22年10月1日政府米販売等業務の包括的民間委託実施により、知事と農政事務所長との協定が廃止された。）
- ③ 災害救助法が発動されていない場合
 

市長は、災害の状況により必要と認める場合には、米穀取扱事業者から直接購入が受けられるよう知事に要請する。

### (2) 乾パンの調達方法

- ① 原則として、市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。
- ② 前項によりがたい場合又はその恐れがある場合は、市長は、米穀の方法に準じ、知事に対し食糧の供給・斡旋の要請を行う。

### (3) 副食・調味料の調達方法

市長は、指定米穀取扱事業者より所要量を購入する。

### (4) 備蓄食糧

市長は、被災者の2日分（うち1日は現物備蓄）の備蓄に努めるとともに、市内の米穀取り扱い事業者に協力の要請を行い、操作用米穀（手持ち在庫米穀）を災害に際して炊き出しに必要な米穀に充当できるよう体制を整えておくとともに、「災害時における応急食料等の確保に関する協定」に基づき、JA兵庫みらい等に対し、米穀の提供を求める。（目標保管確保数量は30,000kg（精米キロ）以上）

## 4 各戸備蓄の奨励

災害時に備え、各家庭に3日分の食料を備蓄するよう奨励する。

## 5 市内米穀取扱事業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者（資料編 表-21 P40）

## 6 需要の把握（被害状況の把握）

応急食糧の必要数の把握は、関係各部がそれぞれ次により実施したものを農林経済部が総括して行う。なお、農林経済部は、把握した食品の必要数（食数）を、直ちに本部室を通じて、本部長に報告し、本部長の供給数の決定を待って、必要数の調達・輸送を要請する。

○ 必要数の把握の分担

- ① 避難所については、担当職員が必要数について集計の上報告する。
- ② 住宅残留者への必要数については、調査班が消防部その他の関係各部、関係機関、自治会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て実施する。
- ③ 災害応急対策活動従事者への必要数については、関係各部の協力を得て、本部が実施する。

7 供給方法

(1) 供給基準

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。(乾パン及び麦製品の精米換算率 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。)

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ○ 炊き出し用として給食する場合       | 1人当たり 200 g |
| ○ 通常の供給機関を通じないで供給される場合 | 1人当たり 400 g |
| ○ 救助作業用として給食する場合       | 1人当たり 300 g |
| ○ 特定職場の復旧作業用として給食する場合  | 1人当たり 300 g |

(2) 供給対象者

応急食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給）
- ④ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（災害救助法では、実費弁償の対象外）
- ⑥ 米穀の供給機関が混乱し、通常の供給が不可能となった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けていない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

(3) 方法

① 避難所に収容された者に対するもの

本部長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて供給する。

② 罹災者に対するもの

本部長は、調達した食糧を直接に供給するか、あるいは米穀取扱事業者等を指定して行う。

③ その他災害対策要員等に対するもの

①に準じて行う。

(4) 通常の供給機関を通じないで配給できる場合

本部長は、米穀を通常の供給機関を通じないで、応急供給する必要があるときは、知事の指示に基づき本部長自らが、あるいは、米穀取扱事業者等を指定して供給する。

なお、通常の供給機関を通じないで配給できるのは、概ね次のとおりである。

- ① 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 罹災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ③ 災害地における救助作業、緊迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合
- ④ 特定職場に属する鉄道、通信機関の罹災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む。）に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

8 炊き出し

(1) 実施方法

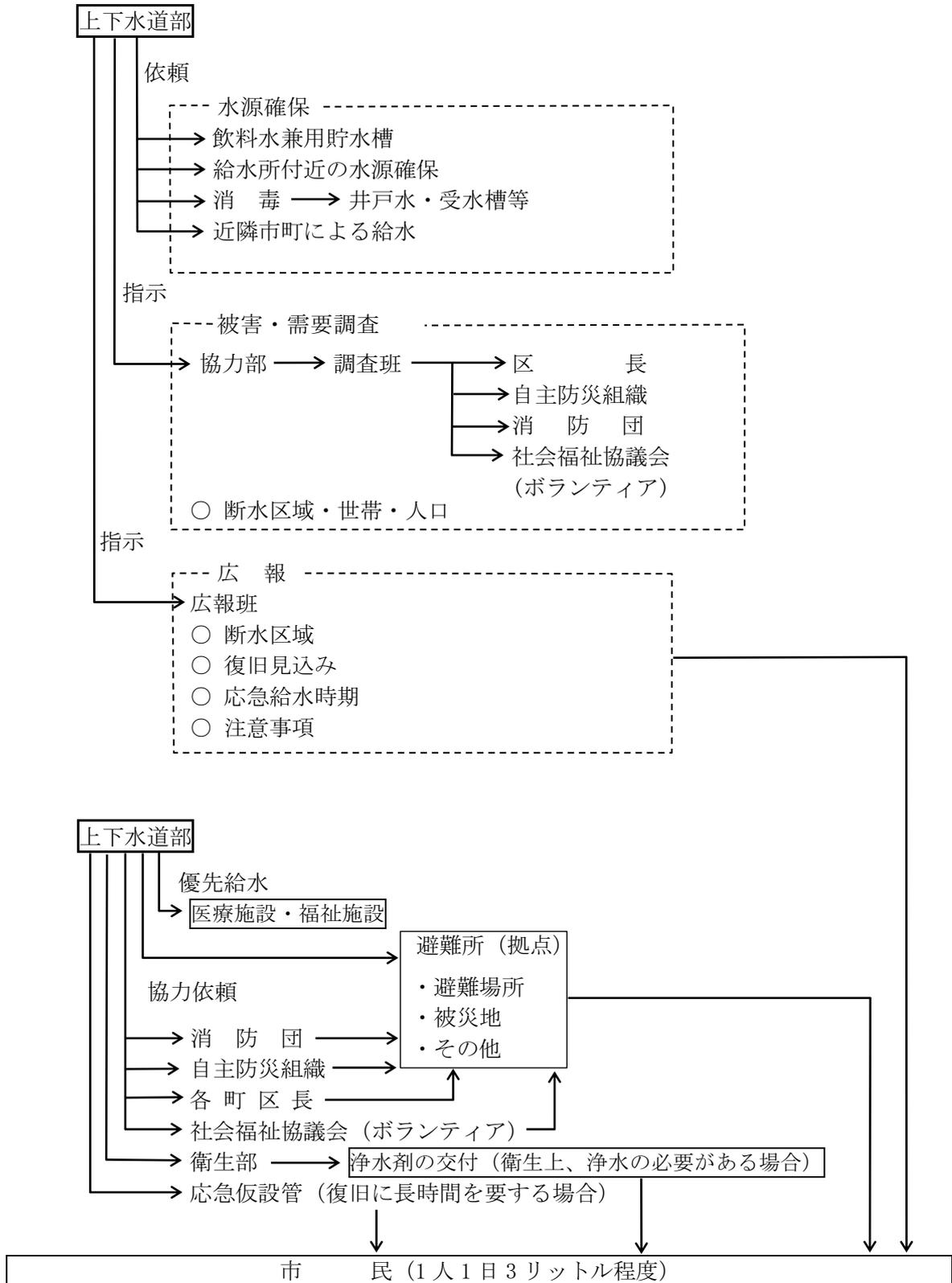
炊き出しによる給食を行う必要がある場合の米穀等の確保については、前述によるもののほか、地域住民及び地元団体等の協力のもと調達する。

本部長は、災害を受けない地域の婦人会、日赤奉仕団、自治会、社会福祉協議会（ボランティア）等に対し、炊き出しについて協力を要請し、避難所内若しくは下表の場所において炊き出しを実施するほか、民間給食業者の協力を得る。

(2) 炊き出し実施場所（資料編 表-22 P41）

### 第 1 3 節 給水計画

災害により飲料に適する水を得ることができない地域の市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための計画である。



## 1 補給給水源の確保

### (1) 市有飲料水兼用貯水槽

災害時には、市有飲料水兼用貯水槽を活用する。

#### ○ 飲料水兼用貯水槽

- ・場 所：屋内ゲートボール場（すぱ一く加西）駐車場（北条町北条）
- ・容 量：100 t

### (2) 受水槽・井戸水等

その他の状況により、受水槽、井戸水等を補給給水源として使用する。この場合、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。

### (3) その他

災害時に備え、各家庭に20ℓ～60ℓ程度の水を常備するよう奨励する。

## 2 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、上下水道部は消防本部の協力を得て、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、市内の全域の状況を把握した際には、次の事項を本部長へ報告する。

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 復旧見込み
- (3) 給水班編成状況
- (4) 応急給水開始時期
- (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所

## 3 給水所（拠点）の設定

### (1) 設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

給水所（拠点）の設定は、避難所及び指定給水場を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて被災地等に給水所を設定する。

### (2) 周知・広報

給水所を設定したときは、広報班に対して、被災地市民に対する広報を要請するとともに、設定した場所及びその周辺に、「給水所」と大書きした掲示物を表示する。

## 4 応急給水の実施

### (1) 対象者

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者

### (2) 給水基準

災害救助法適用、不適用にかかわらず、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復することとする。なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが最小基本水量の飲料水である旨を十分説明し、協力を求める。

### (3) 給水方法

#### ① 飲料水の確保

ア 飲料水が感染症対策その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

イ 市有飲料水兼用貯水槽及び被災地内の水源から給水する。

ウ 被災地内において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、市給水タンクで応急給水を行う。

#### ② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

給水所（拠点）への搬送は、上下水道部が行う。必要な車両・機材は、市が所有する給水タンク・ポリタンク等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、上下水道部が、給水所となった施設の職員、地区の消防団、

自治会長及び自主防災組織等の協力を得て行う。また、給水に際して、被災者は各家庭において、自ら容器を持参するよう、あらかじめ広報活動により要請する。なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請する。極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク・給水袋等を貸与する。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設及び入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

③ 応急仮配管による応急給水

復旧に長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、本部長と関係機関が協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

5 応急給水用機器 (資料編 表-23 P41)

6 配水場被災の場合

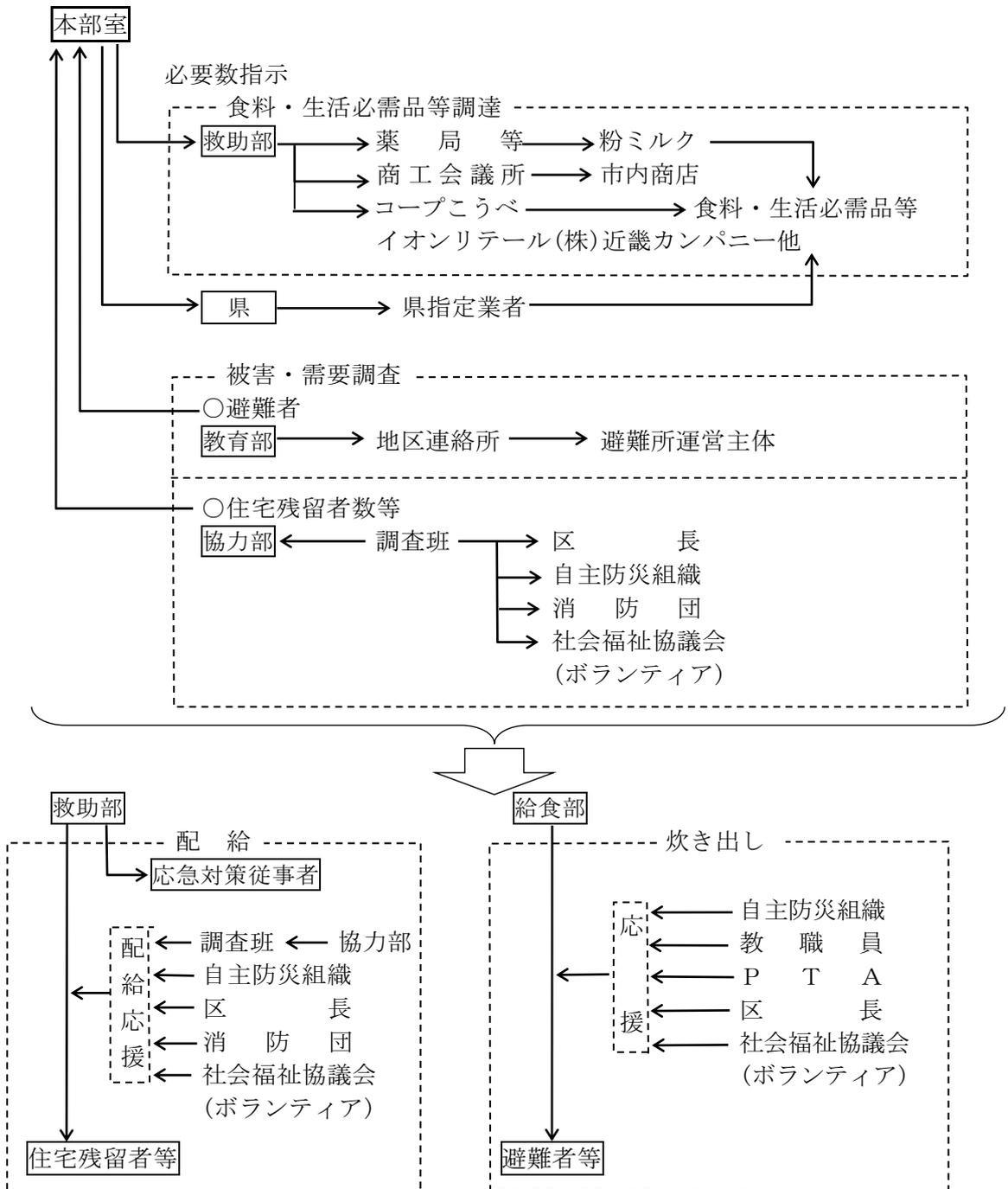
小野市、西脇市、姫路市、市川町、福崎町等の隣接市町より給水をうける。

7 県、他市町及び関係機関からの給水応援計画

大災害時において、市の能力をもって給水の万全を期し得ないときは、県、自衛隊、他市町への応急要請を行う。

## 第14節 物資供給計画

災害時に、罹災者に配給する衣料、生活必需品、その他物資についてこれらの確保と配給の確実を期するための計画である。



(参考)

「災害時における応急食料等の確保に関する協定」

- 兵庫みらい農業協同組合（協定日：H27.4.14 提供内容：食料、日用品、資機材など）
- 加西商工会議所（協定日：H7.12.27 提供内容：食料・物資など）
- コープこうべ（協定日：H15.4.14 提供内容：生活物資 29 品目）
- イオンリテール株式会社 近畿カンパニー（協定日：H18.9.13 提供内容：生活物資）
- マックスバリュ西日本株式会社（協定日：H22.1.13 提供内容：生活物資）

## 1 備蓄物資

毛布、ローソク、手拭、食器、洗面器、なべ、バケツ等の応急救助備蓄物資については被災者の2日分を備蓄するよう努める。

## 2 供給実施の決定者

災害救助法が適用された場合については、知事が実施することになるが、知事から委任を受けたときは市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は市長が実施する。なお、市のみでは対応が不可能と本部長が認める場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

## 3 供給対象者

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

## 4 需要の把握

災害対策活動従事者を除き「食料供給計画」を準用する。

## 5 災害救助物資調達計画

- (1) 市内の業者で、即時調達可能な物資は、できるだけ市内で調達し、不足の場合は県災害対策本部を通じ「兵庫県地域防災計画」の物資供給計画に記載業者から調達する。
- (2) 被災者等生活必需物資・応急復旧用物資 (資料編 表-24 P42)

## 6 物資の配給

### (1) 配分計画等の樹立

救助部は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、これにより迅速な被災地等への輸送及び供給を行うが、高齢者、身体障がい者等の災害時要援護者については、自力での対応を要求することは非常に困難なことが予想されるため、社会的弱者への配付を優先的に行う。

### (2) 生活必需品の供給

#### ① 供給（貸与）基準

生活必需品の供給（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

#### ② 配給経路

本部長は、即時調達物資の所要数量を業者より購入し、関係区長を通じ、罹災者へ配給する。

#### ③ 物資及び救出品等の配給方法

災害状況等を考慮し、その都度決定する。

## 7 各戸備蓄の奨励

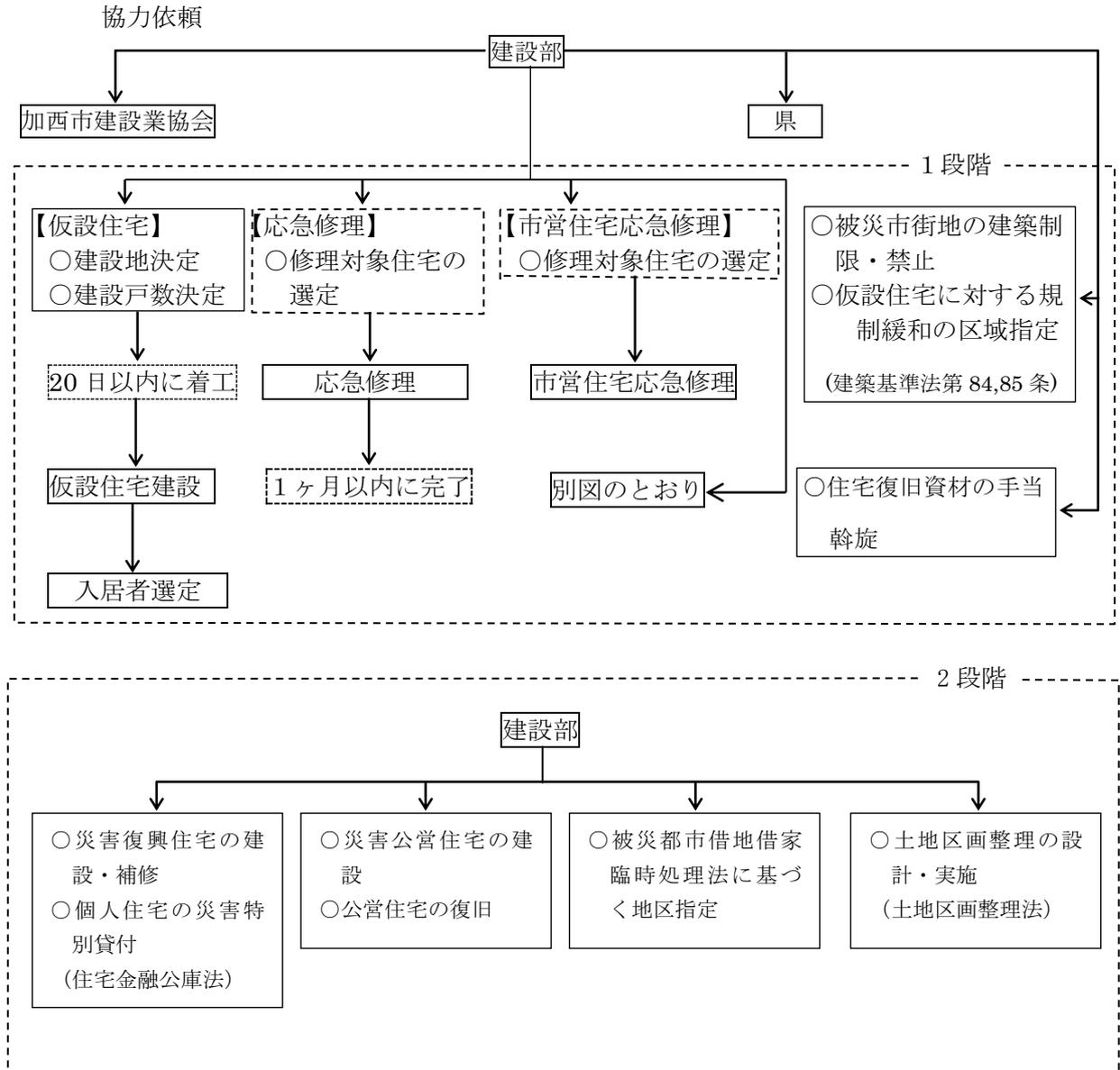
災害時に備え、各家庭に最低3日分（推奨1週間）の生活必需品を備蓄するよう奨励する。

## 8 被災者への物資支援体制の強化

県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努めることとする。

## 第15節 住宅対策計画

災害のため住宅が全壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び災害のため住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画である。ただし、災害発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、「避難計画」に定めるところによる。



## 1 住宅対策の順序

- (1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの
  - ① 避難所の設置による被災者の応急収容
  - ② 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理、障害物の除去
  - ③ 建築基準法第84条、第85条による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
  - ④ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、斡旋
- (2) 前号の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
  - ① 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
  - ② 公営住宅法による災害公営住宅の建設
  - ③ 公営住宅法による施設公営住宅の復旧（再建設、補修、宅地の復旧）
  - ④ 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
  - ⑤ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施

## 2 被災建物応急危険度判定実施計画

- (1) 実施主体  
建設部は、応急危険判定の実施を要する場合、判定実施本部を設置し、県に対し応急危険判定士の派遣を要請することができる。
- (2) 対象  
大規模な地震により被災した建物等
- (3) 方法
  - ① 外観目視による調査を原則とし、「地震被災建築物の被災度調査・判定シート」をあらかじめ作成し、活用することとする。
  - ② 建設部は、判定標識をあらかじめ作成し、判定結果に基づいて調査建物に貼付することとする。
  - ③ 結果については、判定実施本部及び判定実施支援本部へ報告することとする。

## 3 応急仮設住宅

- (1) 入居基準  
被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力、その他を勘案の上本部会議において決定する。基準を例示すれば次のとおりである。
  - ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
  - ② 特定の資産のない失業者
  - ③ 特定の資産のない未亡人、母子家庭
  - ④ 特定の資産のない老人、病弱者・身体障がい者
  - ⑤ 特定の資産のない勤労者
  - ⑥ 特定の資産のない小企業者
  - ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者及び外国人
- (2) 設置場所  
下表の場所に設置する。なお、被災により設置が不可能と判断される場合においては、罹災者が相当間居住することを考慮する。
  - 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
  - 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
  - 児童、生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り罹災者の生活圏内にあること。
  - 交通の便がよいこと。
  - 敷地が広大であること。

場 所	面 積	仮設住宅戸数
市民グラウンド	8, 4 1 0 m <sup>2</sup>	1 4 0 戸
アラジンスタジアム加西球場	1 2, 6 7 0 m <sup>2</sup>	2 1 0 戸

鶉野飛行場跡地については別途関係機関と協議の上、住宅戸数、期間等を定める。

- (3) 供与期間  
応急仮設住宅として供与する期間は工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、市有地以外については関係者と協議のうえ期間を定める。

(4) 建築規模及び費用

① 建築戸数

全焼、全壊、流失戸数の3割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事由により、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその要請を行う。

② 規模及び費用は、兵庫県の定める基準による。

(5) 応急仮設住宅の着工期間

特段の理由がない限り、建設関係業者等に協力を求め、速やかに着工し20日以内の完成に努め、罹災者に応急仮設住宅を与える。

4 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に低所得被災者世帯等のため、災害公営住宅を建設し入居させる。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による災害の場合

① 被災地全域の消失戸数が、500戸以上のとき。

② 市の区域内の消失戸数が200戸以上のとき。

③ 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(2) 火災による場合

① 被災地域の消失戸数が、200戸以上のとき。

② 消失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

5 既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、速やかに復旧又は移転し、早急な措置を講ずる。

6 住宅応急修理

(1) 実施者

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めるとき行う。なお、市のみでは対応できないと判断される場合は、近接市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者（例示については応急仮設住宅の場合と同じ）

(3) 応急修理の戸数

半壊戸数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引上げを要するときは県知事に対してその申請を行う。

(4) 修理の内容

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分

(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(6) 費用

兵庫県が定める基準による。

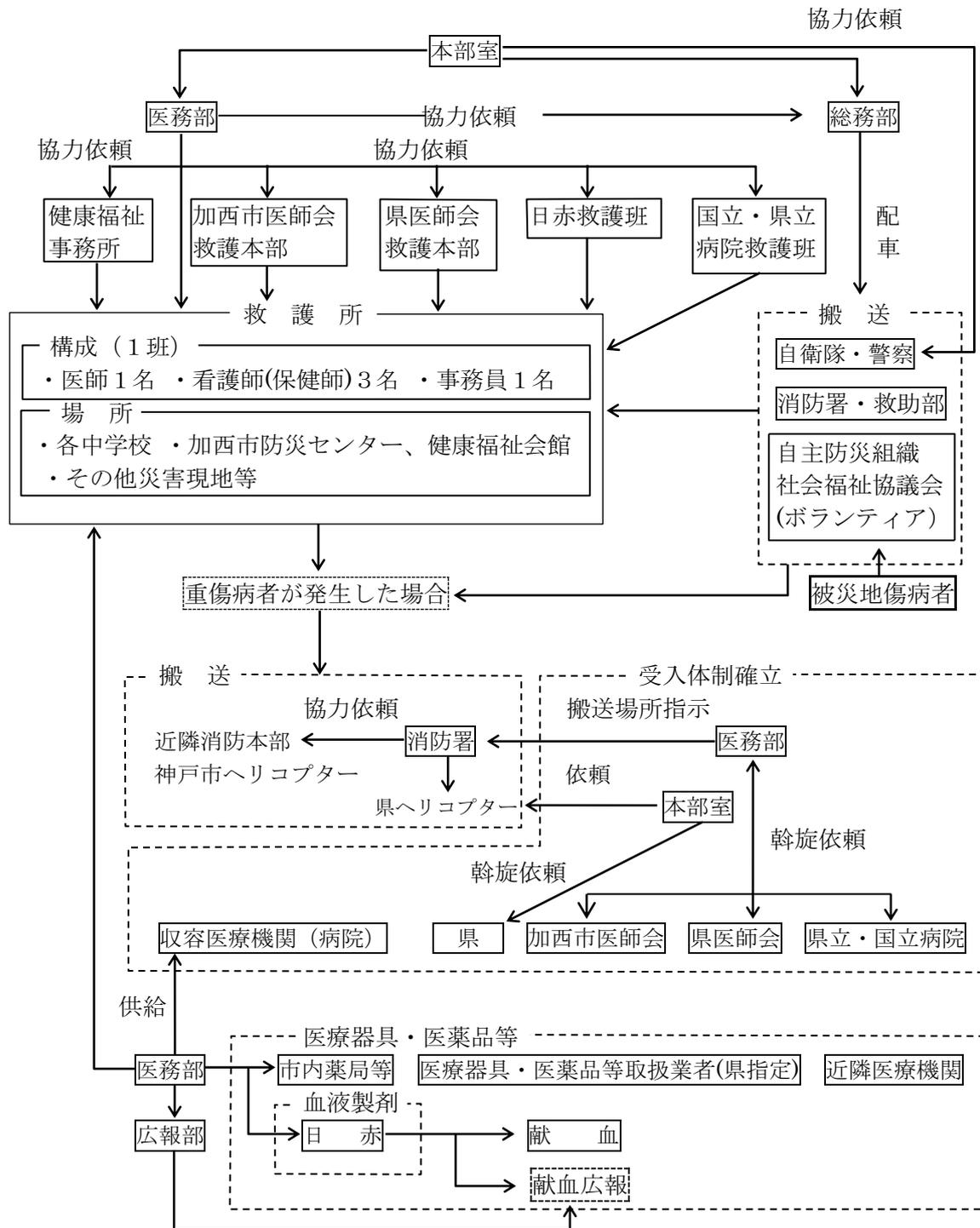
7 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫の行う融資制度を積極的に活用して、早急に罹災地の民生の安定を図る。

8 主な建設業者の名簿（資料編 表-25 P44）

## 第16節 医療助産計画

災害のため罹災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を行う等、罹災者を保護する計画である。



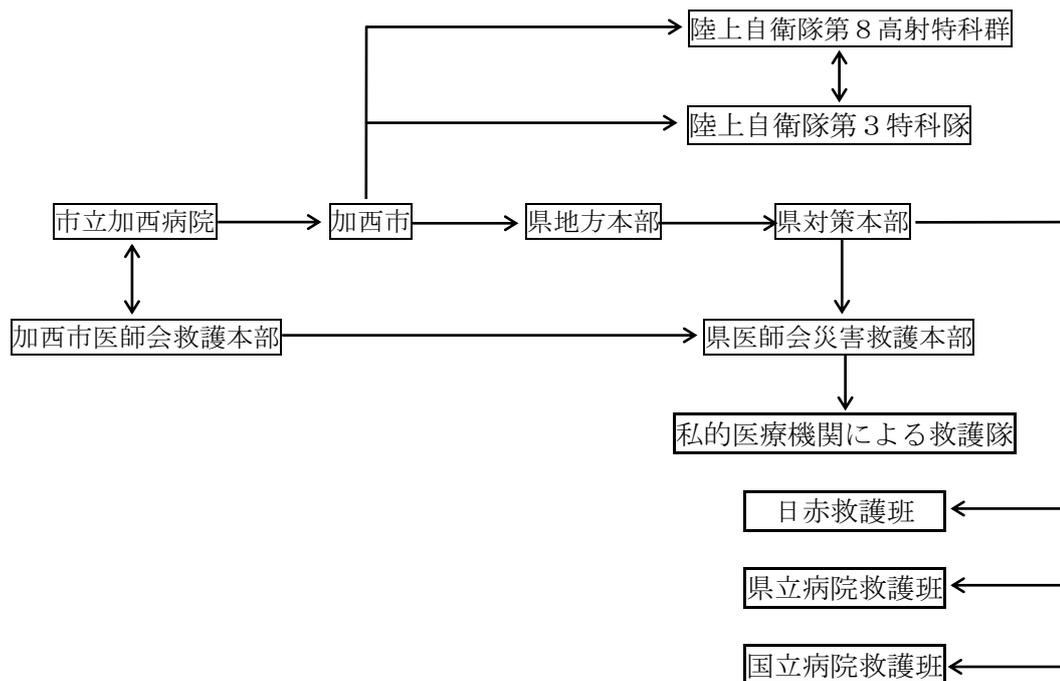
### 1 救助班の編成

市立加西病院、医師会等の協力を得て、医師1、保健師又は看護師3、事務員1、計5名をもって1班とし、数個班を編成する。ただし、災害の状況、現在員の都合により適宜増減することができる。

### 2 救護所の設置 (資料編 表-26 P44)

救護所は災害地の状況により本部長、市立加西病院長、医師会長、健康福祉事務所長と協議のうえ、次の場所に設ける。

- (1) 被災者の避難場所等の一部（各中学校体育館・加西市防災センター・健康福祉会館）
- (2) 被害者の多いところ      (3) その他
- 3 医療収容施設      (資料編 表-27 P44)
- 4 医療及び助産に必要な携行資材の補給方法  
 救護班の携行資材は、市立加西病院長と協議のうえ市立加西病院在庫の資材を携行し、携行不能又は不足の場合のみ調達補給する。
- 5 医療の対象者      医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 6 医療の範囲
  - (1) 診 療      (2) 薬剤、その他衛生材料の支給      (3) 処置手術、その他の治療
  - (4) 病院又は診療所への収容      (5) 看 護
- 7 医師会の救護隊編成表は次のとおりである。
  - (1) 加西市医師会救護隊編成表      (資料編 表-28 P45)
  - (2) 医療機関      (資料編 表-29 P46)
- 8 大災害時において、前記救護によって医療救護の万全が期し得られないときは、「北播磨地域災害救急医療マニュアル（平成19年3月北播磨県民局策定）」を活用するとともに、知事及びその他関係機関に、次の方法により応援要請を行う。



要 請 先	電 話 番 号
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (災害対策本部事務局)	(078) 341-7711 (代表) (078) 362-9900 FAX(078) 362-9911
日赤兵庫県支部	(078) 241-9889
陸上自衛隊第3特科隊	(079) 222-4001 内線 235~238
陸上自衛隊第8高射特科群	(0794) 66-7301 内線 <b>243</b>
兵庫県医師会	(078) 231-4114
北播磨県民局総務企画室総務防災課	(0795) 42-9309 FAX(0795) 42-4704

9 助 産

(1) 助産の対象者

災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩したものであって災害のため助産の途を失った者

(2) 助産の範囲

① 分娩の介助 ② 分娩前後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産の方法は、救護班、市立加西病院又は一般の医療機関において行う。

(4) 助産の応援要請等

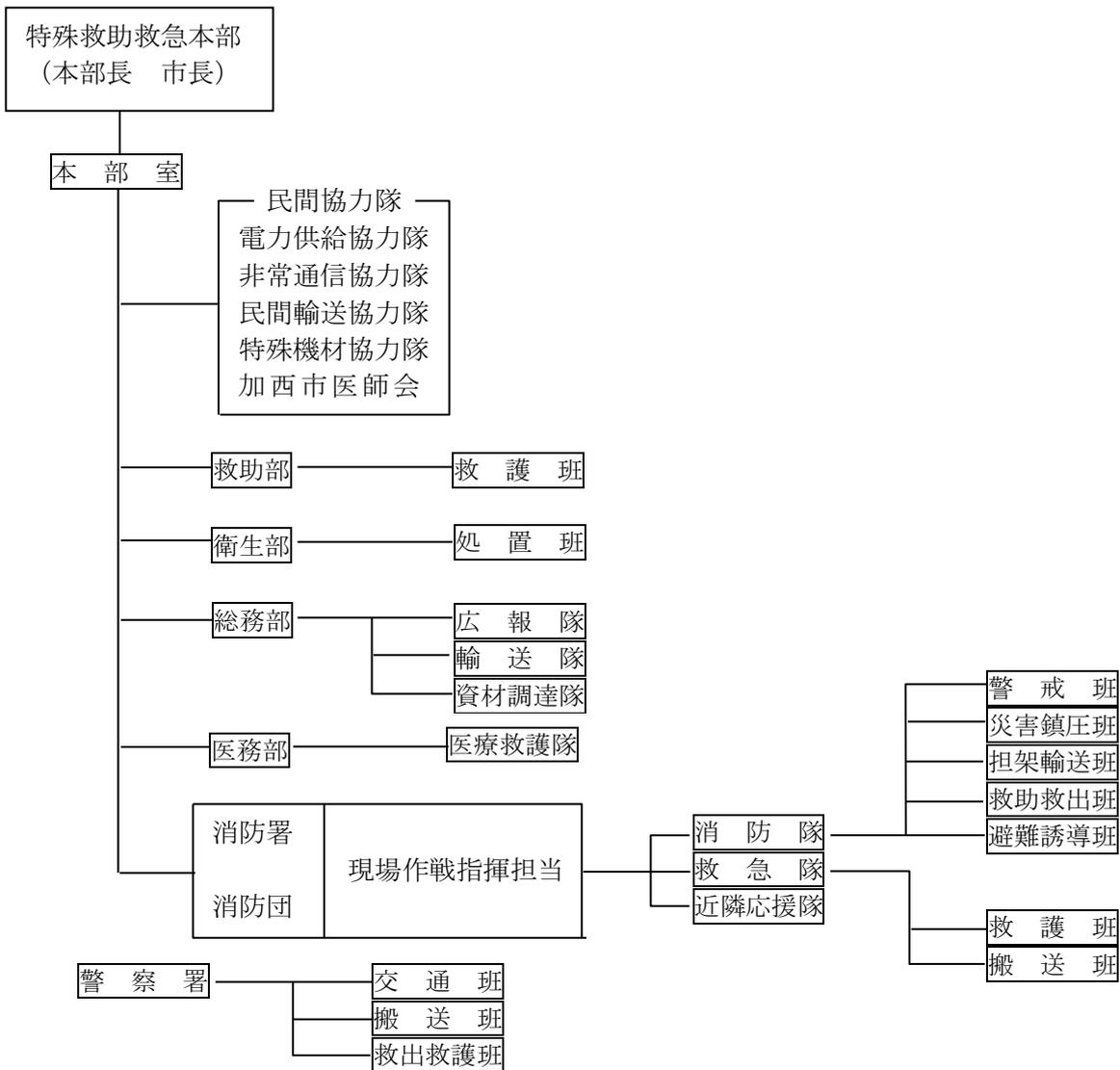
医療救護の応援要請等に準ずる。

10 医薬品販売業者名簿 (資料編 表-30 P47)

第17節 救急医療対策計画

地震、交通災害、産業災害等により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については、本計画による。

1 特殊救助救急活動組織総括表



## 2 特殊救助救急活動事務分掌

区 分	責 任 担 当	事 務 分 掌
本 部 室	総務部長 危機管理課 総務課 秘書課 議会事務局長 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊救助救急指揮本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>・現場指揮及び本部命令伝達に関する事。</li> <li>・被害状況及び災害応急対策実施状況の把握に関する事。</li> <li>・医療救護所の設置及び要請に関する事。</li> <li>・関係機関出動要請に関する事。</li> </ul>
医 務 部	病院事業管理者 病院事務局長 市立加西病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における医務の総合計画に関する事。</li> <li>・医療救護所運用に関する事。</li> <li>・医療応急処置及び医事に関する事。</li> <li>・救急患者搬送指令に関する事。</li> <li>・薬剤の調達に関する事。</li> <li>・本部との連絡に関する事。</li> </ul>
総 務 部	総務部長 財政課 管財課 選監公委事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の調達、公用車の配車に関する事。</li> <li>・災害広報と広報活動に関する事。</li> <li>・災害輸送に関する事。</li> <li>・本部との連絡に関する事。</li> </ul>
救 助 部	健康福祉部長 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急応急処置及び救護に関する事。</li> <li>・死体収容所の開設及び収容安置に関する事。</li> <li>・本部及び健康福祉事務所との連絡に関する事。</li> </ul>
衛 生 部	環境課長 環境課 衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死体の埋火葬に関する事。</li> <li>・本部及び北播磨県民局環境課との連絡に関する事。</li> </ul>
消 防 署 消 防 団	消防署長 消防署 消防団長 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部設置要請及び本部との連絡に関する事。</li> <li>・消防部隊（消防団含む）配備増強等統制運用に関する事。</li> <li>・消防部隊（消防団含む）指揮統制に関する事。</li> <li>・災害現場の警戒、防御、鎮圧に関する事。</li> <li>・救助救出及び救護に関する事。</li> <li>・救急隊運用に関する事。</li> <li>・医療機関との連携及び通信統制に関する事。</li> <li>・近隣消防応援隊要請に関する事。</li> </ul>
民間協力隊	加西市医師会 神姫バス株式会社 北条営業所 日本通運株式会社 N T T 西日本兵庫支店 関西電力送配電株式会社 社配電営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療応急処置及び維持に関する事。</li> <li>・現場活動に伴う特殊機材の輸送に関する事。</li> <li>・民間事業所の所有車両の輸送に関する事。</li> <li>・災害時における非常通信施設の設置に関する事。</li> <li>・電力、供給施設の応急対策に関する事。</li> <li>・本部との連絡に関する事。</li> </ul>

## 3 救急医療実施要領

### (1) 各業務の実施要領

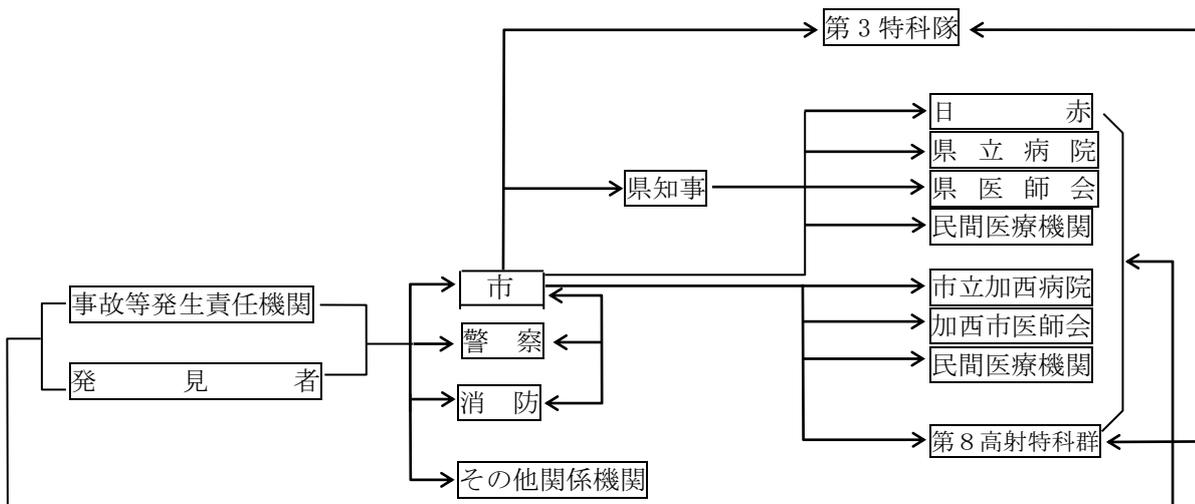
#### ① 事故等の通報及び関係機関への連絡

事故等発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受けた機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数等）を必要に応じ警察、消防署、市役所等に直ちに連絡する。

#### ② 事故等の現場における救出

特殊救助救急指揮本部は、県・警察・日赤等関係機関の協力を求めるとともに、災害の態様により、本部長が必要と認めた場合においては、「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき派遣要請を行い、次により関係機関と連携した負傷者の救出に万全を期する。

- ア 事故等の通報を受けた消防部は、事故等の規模・内容等を考慮した上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。
- イ 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。
- ウ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- エ 救急・救助事象が伴わない火災現場への出動は一時保留し、消防署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行う。
- ③ 事故等の現場から医療施設等への傷病者の搬送
- ア 事故等により通報を受けた救急担当機関は、事故等発生責任機関の要請又は自らの判断により、直ちに救急自動車、救急隊員を現場に出動させ搬送にあたる。なお、救急自動車不足するときは、次の応急措置を講ずる。
- a  他の車両を応急的に調達し活用を図る      b  隣接市町に応援を要請する
- イ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全な医療機関又は医療施設に搬送する。
- ウ 傷病者に対する救護は、救命を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防隊員、自治会、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。
- エ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。
- オ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないようにするとともに、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- カ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命率の高い事象を優先する。
- ④ 医療関係者の出動並びに現場及び搬送中の救急処置
- ア 事故発生責任機関は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。
- イ 本部長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請のあったときは、医療機関者等を現場に出動させる。
- ウ 医療機関等出動要請系統
- 医療機関への出動の要請は、概ね次により行う。なお、陸上自衛隊については、「自衛隊派遣要請計画」に基づき、事故等の態様により本部長が特に必要と認める場合、負傷者の救出・医療機関への搬送を要請する。



⑤ 傷病者の収容

傷病者の収容は、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、病院・診療所等を活用するが、特に必要があると認められる場合は、次により医療救護所の開設を行う。

ア 医療救護所開設基準及び業務分担

- a 位置の選定 現場で一般の目につきやすく道路に恵まれ、水を得やすい場所
- b 設置数 開設する救護所の数は、概ね負傷者100人に対し1の割合
- c 編成人員 状況によるが一般に数名の医師と数名の看護師及び救急隊員で編成する。

名 係	人 員	業 務
受付分類係	外科医 1～2名 救急隊員 4～6名 (内1名前後3機関連絡)	負傷者の受付記録傷票の作成分類を行う。 (最優先編成)
重傷処理係	医師 2名 看護師 4～6名 救急隊員 2～4名	分類された中等症以上の負傷者を扱い応急処置とともに輸送病院の指示をする。 (初期で体制が整わない場合は受付分類係で行き先の指示)
軽傷処理係	医師又は歯科医師 2～3名 救急隊員 4名	軽傷者は重傷者と分類して応急処置を行う。
救命処置係	外科医 1名 一般医 2名 看護師 6名 救助隊員 若干名	重傷者の救命処置を行う。 (このチームは事前に公立病院で編成してもらっておく必要がある搬送の時期、収容病院、搬送間の傷者の管理責任)
救 急 隊	救急隊幹部を含めて 3名程度	救急車民間車両(代用救急車)を統合して運用する収容病院の受け入れ状況を十分把握し救急車の運行を統制指示 (代用救急車含)

イ 開設資器材

先行する救急隊によって位置の選定、天幕、折たたみベッド、担架、椅子、照明器材等を用意する。

(2) 応援協力計画

大規模特殊災害に対応することが困難な場合、被害を最小限度に止めるため、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき相互応援協定組織に応援を求める。

① 相互応援協定消防本部

消防本部等名	電 話	衛 星 通 信		対 象 災 害
		電 話	F A X	
姫路市消防局	0792-23-0003	7-201-42	7-201-62	火災・救急
加古川市消防本部	079-424-0119	7-210-44	7-210-62	火災・救急
小野市消防本部	0794-63-0119	7-218-42	7-218-62	火災・救急
丹波篠山市消防本部	079-594-1119	7-871-41	7-871-62	火災・救急
丹波市消防本部	0795-72-2255	7-911-42	7-911-62	火災・救急
南但消防本部	079-672-0119	7-914-44	7-914-62	火災・救急
三木市消防本部	0794-82-0119	7-763-43	7-763-62	火災・救急
三田市消防本部	079-564-0119	7-767-43	7-767-62	火災・救急
陸上自衛隊第8高射特科群	0794-66-7301			火災

② その他の市町等に対する応援

兵庫県広域消防相互応援要請についての連絡先は、次のとおりとする。

連絡・要請窓口の名称	電話番号	ファクシミリ
明石市消防本部情報指令課通信係	078-918-5945	078-927-0119

(3) 広域航空消防応援計画

大規模特殊災害の発生により、ヘリコプターを使用することが消防活動上極めて有効な場合は、ヘリコプターの出動要請を行うことができる。

① 対象大規模特殊災害

- ア 大規模な地震・風水害等の自然災害
- イ 山林等で陸上からの接近が著しく困難な地域での大火災・大災害・大事故等
- ウ 高層建築物の火災
- エ 航空機事故・列車事故等集団救急事故
- オ その他上記に掲げる災害に準ずる事故

② 応援の種別

- ア 情報収集活動：現場把握・情報収集・指揮支援等
- イ 火災防御活動：消火活動
- ウ 救助活動：人命救助のための特別な活動を要する場合（これに付随する救急搬送活動含む）
- エ 救急活動：救急搬送のための出動
- オ 災害対策応急活動：救援物資・資機材・人員等の輸送

③ 広域航空消防応援の要請

広域航空消防応援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりファクシミリ等で県防災監に要請するものとし、その手続きは、神戸市消防局に対して行うものとする。

(緊急要請連絡先)

[昼間 (8:45~17:30)] 電話会議システムを使用

[夜間 (17:30~翌 8:45)、休日]

神戸市消防局警防部司令課 Tel 078-331-0986 FAX 078-325-8529

[災害対策(警戒)本部設置時]

災害対策本部事務局 Tel 078-362-9900 FAX 078-362-9911

④ ヘリコプター離着陸地

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592-1
アラジンスタジアム (加西球場)	加西市玉野町 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

4 事故等の現場における諸活動の調整

(1) 「特殊救助救急指揮本部」の設置の場合

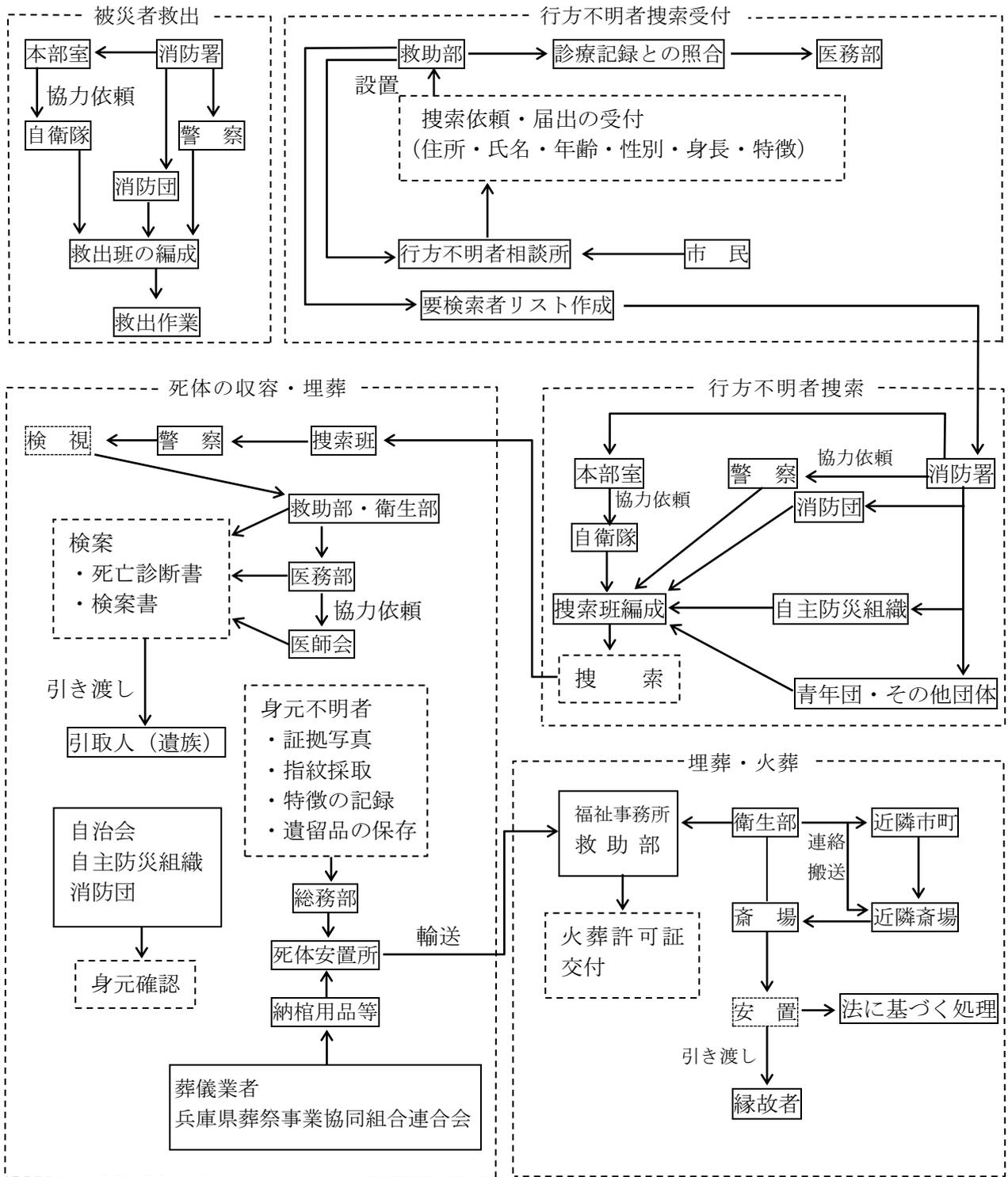
事故等の規模・内容により必要があるときは、関係機関による「特殊救助救急対策連絡本部」を現地に設置し、諸活動の調整・指揮にあたる。

(2) 「特殊救助救急指揮本部」が未設置の場合

「特殊救助救急指揮本部」が未設置の事故等にあつては、概ね次の機関が現場調整・指揮にあたる。

一般道路上の場合	高速道路の場合	鉄 道 の 場 合	航空機墜落の場合
警察又は市の現場指揮者	同 左	事故等発生責任機関の現場指揮者	航空事務所の現場指揮者 但し、航空事務所が到着するまでは、警察又は消防の現場指揮者

## 第18節 被災者救出・行方不明者捜索・収容・埋葬計画



### 第1 被災者救出計画

災害による被災者（災害にかかった者又は死者）等の救出（捜索）は、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災者等の救出（捜索）は、知事が実施することになるが、知事から委任を受けたときは、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出（捜索）は、市長が行う。

## 2 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用するものについては同法により、同法によらないものについては、同法に準じて行う。

## 3 救出班の編成及び組織

救出班の編成は、警察の協力のもと、消防署及び消防団の機構をもってあて、市長の指令を受けた消防署長の指示で活動する。

## 4 所要人員

被災者の数及び被災の軽重によって必要人員の判断を行い、消防署長の指示により出動する。

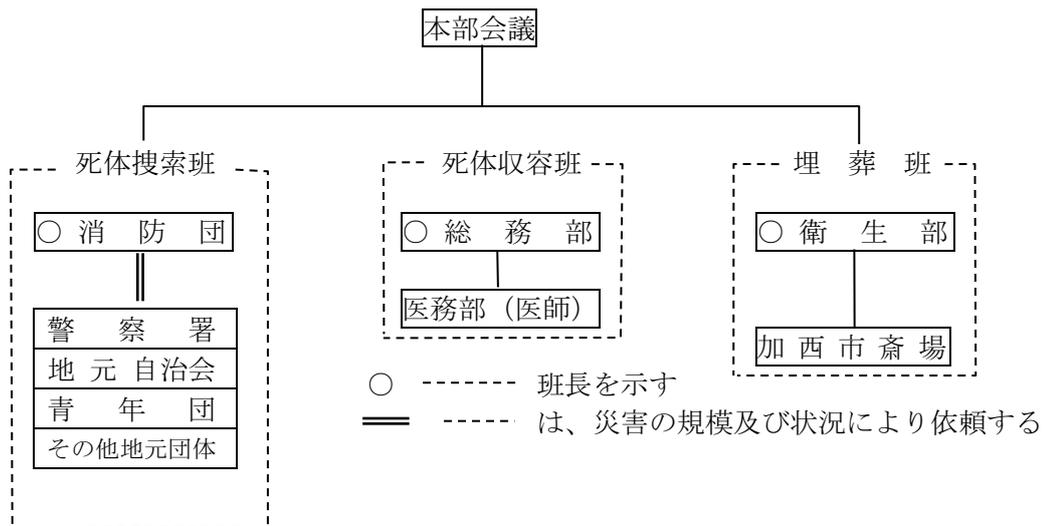
## 5 必要資器材

被災者の数及び被災の種別並びに被災の軽重に応じて資材若しくは器材の購入、備蓄、調度又は借上げを行う。

## 第2 行方不明者捜索・収容・埋葬計画

この計画は、災害により現に行方不明状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、その収容及び埋葬するものである。

### 1 組織



### 2 事務分担

#### (1) 死体捜索班

死体の捜索に関すること。原則として消防団において捜索するが、災害の規模・状況及び捜索人数を勘案の上、警察署及び地元関係団体に協力の依頼をする。

#### (2) 死体収容班

- ① 死体収容所の開設に関すること。
- ② 死体収容安置に関すること。(洗浄・縫合・消毒等を含む。)
- ③ 死体の検案に関すること。

#### (3) 埋葬班

死体の埋火葬に関すること。

### 3 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、総務部が以下により行う。

- ① 広報部は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

- ② 届出を受けたときは行方不明者の  
・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・身長 ・着衣その他の特徴  
について、可能な限り詳細に聞き取り、記録する。
- ③ 「届出」については、医務部の診療記録で確認する。
- ④ 避難所収容記録簿その他本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、  
安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

#### 4 搜索の実施

##### (1) 搜索

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防部が、警察署、自衛隊その他の関係機関の協力を得て実施する。

- ① 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
- ② 支出できる費用は、搜索のための機械、器具等の借上料、修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とする。
- ③ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間によりがたい場合は、必要な期間を延長する。

##### (2) 死体を発見した場合の措置

- ① 消防職員、消防団、町内会、青年団等災害業務関係者が、救出作業又は死体搜索中において死体を発見したときは、速やかに警察官に連絡するとともに検視を受ける。
- ② 医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成する。

#### 5 死体の検案

原則として、現地において警察署が検視（見分）した後の死体は、死体収容班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり死体の検案を実施する。

- (1) 死体の検案は、救助部・衛生部が医務部、医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、死体及び所持品等の証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた死体は、身元が判明し引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡す。身元が判明しない死体については、衛生部が、死体収容所に連絡して総務部、各関係機関の協力を得て、本部長が指定する死体収容所（安置所）へ輸送する。

#### 6 死体の収容

総務部は、検案を終えた遺体について、地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

##### (1) 死体収容方法

- ① 死体収容班は、死体を到着順に収容すること。
- ② 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品等必要な機材を確保する。
- ③ 死体収容班は、死体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、遺品等を死体処理台帳に記録し、死体安置所内に保管する。
- ④ 身元が判明しなく、一定期間経過後においても引取人のいないときは行旅人として取扱うこととし、福祉事務所に連絡するとともに、火葬許可書の交付を受け、埋葬班に引き継ぐ。

##### (2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じて期間を延長する。

#### 7 死体収容所の所在、名称、収容能力（資料編 表-31 P48）

#### 8 死体の埋葬・火葬

##### (1) 埋葬実施基準

- ① 市長は、災害時における死亡者の火葬について必要がある場合は、近隣市町の応援を求める。
- ② 死体埋葬は、死体収容班から引継いだ死体及び火葬許可証を火葬場に移送し、火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場の所在、名称、処理能力

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
加西市斎場	加西市鴨谷町 307 番地の 6	1 日 9 体	火葬所要時間 3 時間/1 体 1 日 3 炉 9 体火葬可能

(3) 遺骨の安置場所

火葬に付した遺骨は、当面、斎場に安置し、縁故者が判明次第引き渡す。縁故者の判明しない遺骨は、法に基づいて処理する。

9 必要資材車両の調達

必要資材車両の調達は概ね次のとおりである。

資 材 等 名	調 達 方 法
死体運搬用担架	業者より購入等適宜の方法により調達する。
死体安置用毛布	
死体消毒用品	
骨箱	
箱	臨時配車等適宜の措置による。
死体搜索収容車両	

なお、大規模災害の場合において、市内での必要資機材の調達が困難な場合は、下記に斡旋依頼する。

○ 兵庫県葬祭事業協同組合連合会

〒661-0026 尼崎市水堂町 3-19-8 TEL (06)6434-3327 FAX (06)6434-3350

## 第 19 節 市民生活安定のための緊急措置計画

### 第 1 災害弔慰金等の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り併せて生活の安定化を促進するための計画である。

#### 1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年加西市条例第 8 号）」に基づき支給又は貸付を行う。

(1) 対象災害及び対象者

① 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象

② 対象者

災害により被害を受けた当時、加西市の区域内に住所を有した者

③ 概要 (資料編 表-32 P48)

#### 第 2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

##### 1 対象世帯

自然災害によりその居住する住家が全壊した世帯（その他これと同等の被害を受けたと認められるもの）又は大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯）

## 2 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害
- (6) (1)もしくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)に係る自然災害

## 3 概要（資料編 表-33 P52）

### 第3 農林漁業関係対策

#### 1 融資の種類

県・市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ申し込むこととなっている。

- (1) 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資
- (2) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・共同利用施設）復旧資金融資（日本政策金融公庫）
- (3) 県単独資金による資金融資

#### 2 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置する。

### 第4 中小企業関係対策

県・市は、災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧を促進し、経営力の早期回復・安定を図るため、政府系金融機関等に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 日本政策金融公庫による資金融資（一般貸付）
- 2 商工組合中央金庫による資金融資

### 第5 災害義援金品募集配布計画

被災者、被災施設その他に対する義援金品の募集、配分は関係機関と協力のもとに行う。

#### 1 加西市の募集について

##### (1) 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、次の関係機関が共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

- ・加西市 ・加西商工会議所 ・加西市区長会 ・加西市老人クラブ連合会
- ・加西市連合婦人会 ・加西市記者クラブ（日刊・地方紙） ・社会福祉協議会
- ・日本赤十字社兵庫県支部加西市地区 ・その他

##### (2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、総務部が市指定金融機関への一時預託により保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。

- ② 義援品については、総務部が市役所内を一時保管場所として保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受け払い簿を作成しなければならない。
  - (3) 配分について
    - 義援金品の配分については、次により実施する。
      - ① 配分方法
        - ア 義援金品の配分計画は、被害状況の確定後、上記関係機関と協議の上、本部長が決定する。
        - イ 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、世帯及び人員を単位として、総務部が立案する。
        - ウ 応急対策上現に不足している物資で、義援品の内、直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。
        - エ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ、自治会若しくは自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。
      - ② 被災者に対する伝達方法
        - 上記関係機関に協力を要請し、災害広報計画に準じて実施する。
  - (4) 自主的に送付された義援金品について
    - ① 自主的に送付された義援金品の配分についても前項に準じて処理する。
    - ② 寄託者が配分先を指定した義援金品については、取り扱ったそれぞれの機関で処理する。
  - (5) 災害義援金品の募集、配分に関する庶務事務は、市において行う。
  - (6) 義援金品の募集、配分に要する事務費負担については、その都度関係機関で協議する。
- 2 地域の募集について
- 災害発生に際し、被災者等に対する義援金品の募集を必要とするときは、兵庫県に依頼のもと、下記機関に協力し募集を行う。

日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県、神戸市、兵庫県市長会、兵庫県町村会、  
 兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、神戸新聞厚生事業団、NHK神戸放送局、  
 株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社

## 第6 被災者の生活確保計画

### 1 職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、市は、離職者の把握に努め、被災状況を勘案の上、被災地域を所管する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し迅速に県に報告する。

また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

### 2 税等の徴収猶予及び減免

#### (1) 市税等

##### ① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により納税期限を延長する。

- ア 災害が広範囲に発生し、市長が特に必要と認める場合においては、適用地域及び期限の延長日を指定する。
- イ その他の場合は、災害がおさまった後、被災納税義務者等の申請があったときは、市長が納税期限を延長する。

##### ② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

### ③ 減免

市長が特に必要と認める場合、被災した納税（納付）義務者に対して、次の各税目等の減免を行う。

- ア 個人及び法人の市民税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
- イ 固定資産税・都市計画税 災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
- ウ 軽自動車税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
- エ 国民健康保険税 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
- オ 保育料等 被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。

### (2) 介護保険

被災した納付義務者の状況に応じて特例措置を講じる。

- ア 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1か月）の周知（介護保険法第28条）
- イ 給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、60条）
- ウ 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第12条、13条）

### (3) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

### (4) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「広報計画」により行う。また、本部廃止後においては、「広報かさい」若しくはチラシの配布等により行う。

## 3 郵便物の特別取扱い等

天災その他非常の災害があった場合において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、災害の態様、公衆の被災の実情に応じて、次の(1)に掲げるほか、「災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書」に基づき、加西市内郵便局と次の(2)～(5)に掲げることについて、必要が生じた場合には相互に協力を要請し、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

### (1) 郵便関係

#### ① 救助用の郵便物等の料金の免除

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条）

#### ② 郵便葉書等の無償交付

会社は、天災その他非常の災害があった場合において、必要があると認められるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。（郵便法第19条の2）

#### ③ 利用の制限又は業務の停止

会社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。（郵便法第6条）

### (2) 被災市民の情報等についての相互提供等

被災市民の避難先及び被災状況の情報について相互提供するとともに、高齢者及び心身障害者など災害時要援護者についての情報及び対応に関する相互協力を行う。

### (3) 所管施設及び用地の相互提供

### (4) 災害情報に係る広報等の提出

### (5) その他(1)～(4)に掲げるもののほか必要な事項（資料編 表-45 P80）

## 4 NHK

### ① 災害救助法に基づき被災者の受信料免除

### ② 状況により避難所へ受信機を貸与

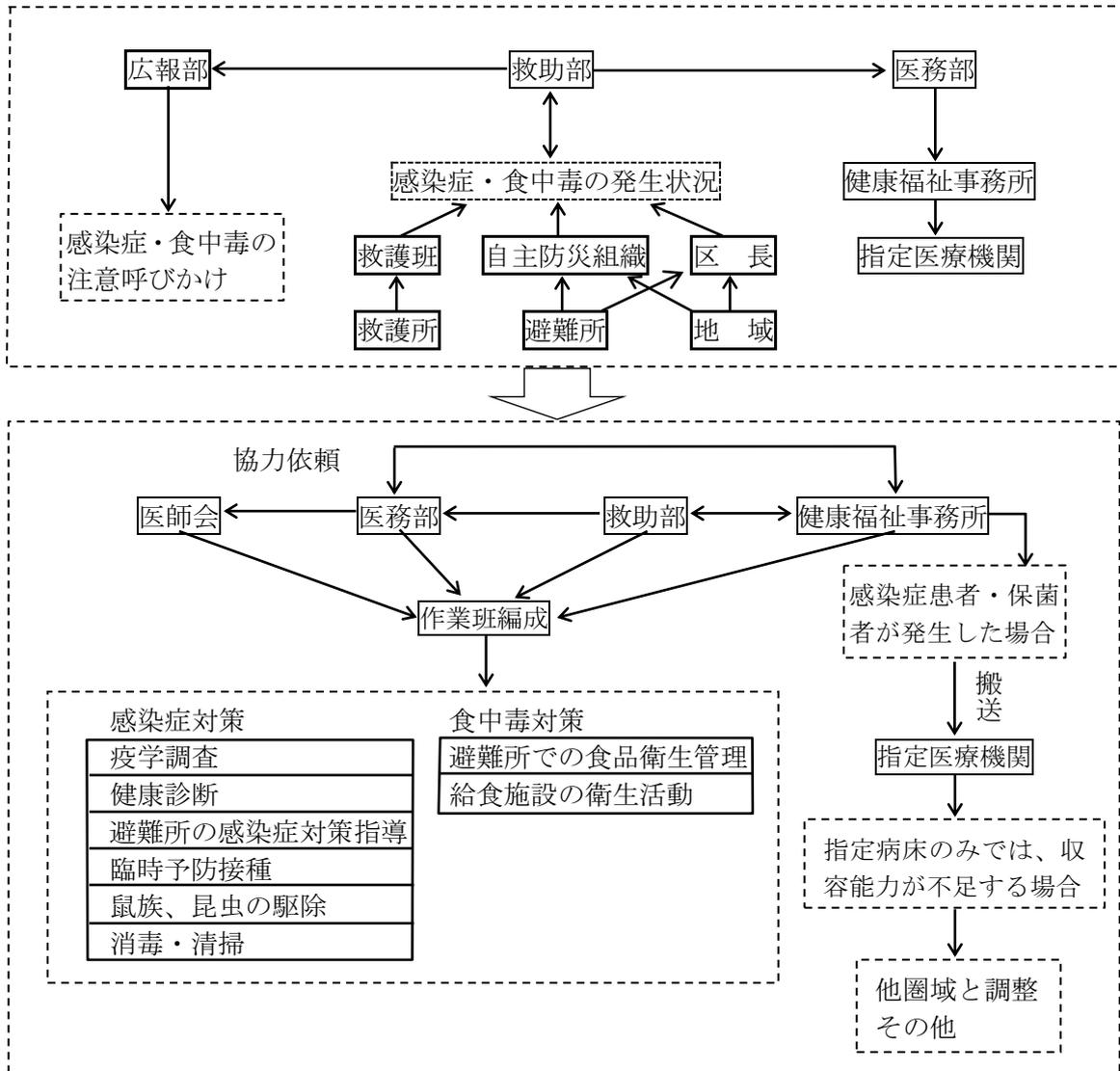
第7 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅共済制度の趣旨をふまえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

1 概要 （資料編 表-34 P53）

第20節 感染症対策・保健衛生計画

感染症対策計画は、被災地に発生する感染症・食中毒等の予防及び対策を図るため作成する計画である。



1 実施担当機関

加東健康福祉事務所及び災害対策本部救助部が担当する。

2 感染症対策・保健衛生活動の実施

(1) 全体統轄

- ① 救助部長は、医務部からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。
- ② 災害発生時は、速やかに被害状況報告書により加東健康福祉事務所長に報告する。ただし、事前にその概要については電話をもって報告する。

- ③ 感染症・食中毒等が発生したときは、医務部より加東健康福祉事務所長へ報告するとともに、速やかに本部長へ報告する。
- ④ 救助部は、作業班を編成して、感染症対策・保健衛生活動を実施するとともに、避難者等に自主衛生組織の結成を指導し、協力を要請する。なお、自主衛生班の活動は食品・飲料水の衛生管理及びトイレの消毒・清掃、避難所の清掃等とする。
- ⑤ 各作業班の要請により広報班に市民への広報を依頼する。

## (2) 感染症対策・保健衛生業務の実施方法

### ① 感染症対策

- ア 感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ疫学調査を行い、必要に応じ健康診断を実施する。
- イ 避難所の感染症対策指導  
避難所の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生観念の普及を図る。
- ウ 臨時予防接種の実施  
災害状況被災地の感染症発生状況により予防接種を実施する。
- エ 消毒方法及び清潔方法  
以下の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。
  - a 感染症が発生したとき。
  - b 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
  - c 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸があるとき。
  - d 家屋の倒壊等により消毒を必要とするとき。
  - e 鼠族、昆虫が大量に発生したとき。
  - f 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。
- オ 鼠族及び昆虫等の駆除  
エの消毒及び清潔実施の際併せて行う。
- カ 患者に対する措置  
被災地で感染症患者又は保菌者が発生したときは、直ちに加東健康福祉事務所長に通報する。

### ② 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは実施する。

### ③ 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるとともに、あらゆる機会をとらえて罹災者に対し衛生指導を行う。

### ④ 消毒用の薬剤・器具の配布

- ア 避難所収容被災者及び被災地域住民に対して、消毒用の薬剤・器具を配布し、定期的に点検補充をするとともに、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗い励行等を指導する。  
また、消毒薬を使用する手洗い方法等を例示したポスター等をトイレ付近に掲示するとともに、適宜指導する。
- イ 冬季は、風邪等の呼吸器系疾患の防止のため、うがい薬、マスク、保温用具等を配布し、感染予防を指導する。

## 3 災害感染症対策完了後の措置

### (1) 災害感染症対策完了報告

市長は、消防等の諸機関並びに各町区長、その他関係団体との緊密な協力のもとに被災状況を把握し、速やかに次に掲げる書類及び状況の報告を加東健康福祉事務所長に提出する。

- ① 被災状況    ② 感染症対策活動状況    ③ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- ④ 鼠族昆虫等の駆除に関する書類    ⑤ 家庭用水の供給に関する書類    ⑥ 感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること。）    ⑦ 感染症対策経費所要額及び関係書類

### (2) 災害感染症対策経費の精算

災害感染症対策に要した経費は、その他の感染症対策活動に要した経費と明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算しなければならない。

#### 4 感染症対策業務に必要な資器材

災害対策本部衛生部において対応する。

- (1) 備蓄資材 (資料編 表-35 P53) (2) 調達資材 (資料編 表-36 P53)

### 第21節 障害物の除去計画

生活上・救出・運送輸送を円滑にするため、被災地の建物等の倒壊・破損・消失等に加え、窓ガラス・屋根瓦等の落下物や倒木・自動販売機等の倒壊物等の除去に関する計画である。

#### 1 住宅関係障害物の除去

##### (1) 実施者

災害救助法が適用された場合については、知事が実施することになるが、知事から委任を受けたときは市長が実施する。また、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。

##### (2) 除去すべき対象

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物、又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当する。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- ③ 半壊又は床上浸水した住家
- ④ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

##### (3) 除去の実施

###### ① 災害救助法適用前

本部長（市長）が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設部に命じて、関係部局、建設業協会の協力を得て作業班を編成して実施する。

###### ② 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。

なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

イ 除去作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。

ウ 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、自衛隊及び近接市町からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、1世帯当たり要する限度額は災害救助法の定めるところによる。

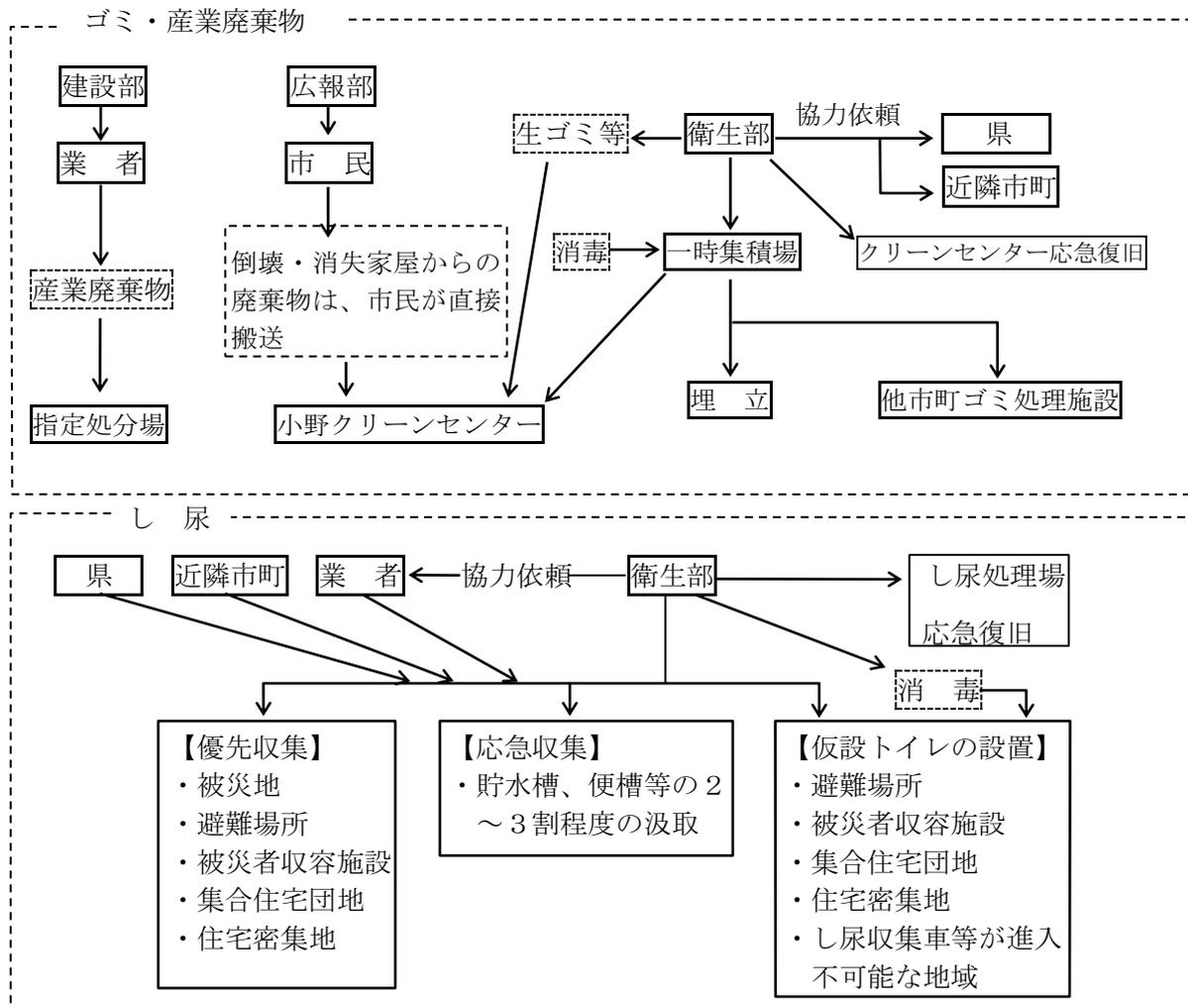
オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

#### 2 河川関係障害物の除去

建設部は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係部局、関係機関及び建設業協会等と協力して実施する。

## 第22節 廃棄物処理計画

これは災害により発生した廃棄物を迅速確実に収集処理し、もって環境衛生の万全を期するための計画である。



### 1 実施責任者

被災地域の廃棄物処理計画及びその実施は、市長が行う。

### 2 処理能力

種 類	1日最大処理能力
塵芥（燃えるごみ）	165 t
し尿（生し尿）	12kℓ（受入39kℓ）

### 3 ガレキの処理

#### (1) ガレキ処理体制の確立

- ① 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性について把握するとともに、ガレキ処理に長時間を要すると思われる場合は、十分な仮置場を確保することとする。
- ② 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。
- ③ 近隣市町等の応援のみでは最終処分場までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行う。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

## (2) 処理体制の確立

### ① ガレキの仮置場

災害の発生により短期間でのガレキ処理が困難な場合は、ガレキの仮置場を指定し被災地域からの搬出を行う。

### ② 全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体量を把握することとする。

### ③ 撤去作業

市は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

## 4 ゴミの処理

### (1) ゴミ処理体制の確立

① ゴミ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 作業が効果的に行われるよう現有人員機材を投入する。

③ 加西市において特に甚大な被害を受け、収集運搬に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町及び業者の応援を求め、緊急の事態の収集処理にあたる。

④ 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

### (2) 第1次処理体制の確立

#### ① ゴミの一時集積

災害の発生により短期間でのゴミの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ゴミの一時集積場を指定し被災地域からの搬出を行う。

#### ② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意し、各所管と協議した上で定める。なお、一時集積場については定期的な消毒を行う。

ア 他の応急対策に支障にならない場所

イ 環境衛生に支障がない場所

ウ 搬入に便利な場所

エ 後に行う焼却、埋立て等の処理に便利な所

### (3) ゴミの搬送方法

ゴミの搬送方法は、衛生部が作業計画を策定し決定するが、原則として以下のとおり行う。

① 生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における感染症対策上、特に早急に収集されることが望ましいことから、衛生部は業者・近接市町等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、ゴミ焼却場へ搬送し焼却処理する。

② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、衛生部が直営及び業者・近隣市町の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。

③ 倒壊家屋からの廃物、消失家屋の焼け残り等については、市民に対し直接搬送の協力を要請する。市民への依頼は、広報班に要請し市の広報により行う。

④ 収集できずに道路、空地に置かれたゴミについては、定期的に消毒する。

### (4) 第2次処理対策の実施

ゴミの処分は、焼却のほか、必要に応じて埋め立て等環境衛生上支障のない方法で行う。建築物等解体廃棄物については、資源の再利用を積極的に図る。

### (5) 災害時における石綿飛散防止

撤去・解体に伴い有害物質である石綿が空气中に飛散する可能性が大きいと予測される場合、その取扱いについては、環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/107156.pdf>)」に準ずるものとする。

### (6) 文化財の取り扱いについて

近隣に被災した文化財等がある場合、ごみの一時集積場等に文化財等の集積場を設ける。

## 5 し尿の処理

### (1) し尿処理体制の確立

「ゴミ処理体制の確立」に準じて実施する。

### (2) 収集方法

- ① し尿収集については、被災地域、避難場所・被災者収容施設、集合住宅団地、住宅密集地を優先して行う。
- ② 被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等の内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能とする方法をとる。

### (3) 処理方法

- ① し尿処理は、能力以内でし尿処理施設により処理する。特に、甚大な被害を受け、処分に支障を生ずる場合は、県本部（環境衛生班）に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態の処分にあたる。
- ② 市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。

### (4) 仮設トイレ等の設置

- ① 公衆便所の補修・復旧はもとより、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示に基づき、調達により貯留式仮設トイレを設置し対応する。
- ② 設置の箇所は、汲取処理地域及び浄化槽と下水道の使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。  
ア 避難場所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）  
イ その他被災者を収容する施設    ウ 集合住宅団地    エ 住宅密集地
- ③ 期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧する等、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。
- ④ し尿運搬車等の進入不可能な地域については、仮設トイレを設置するとともに、十分な消毒を実施する。

## 6 応急清掃の実施

災害の実情に応じ、必要と認められる場合においては、廃棄物処理業者に依頼する。

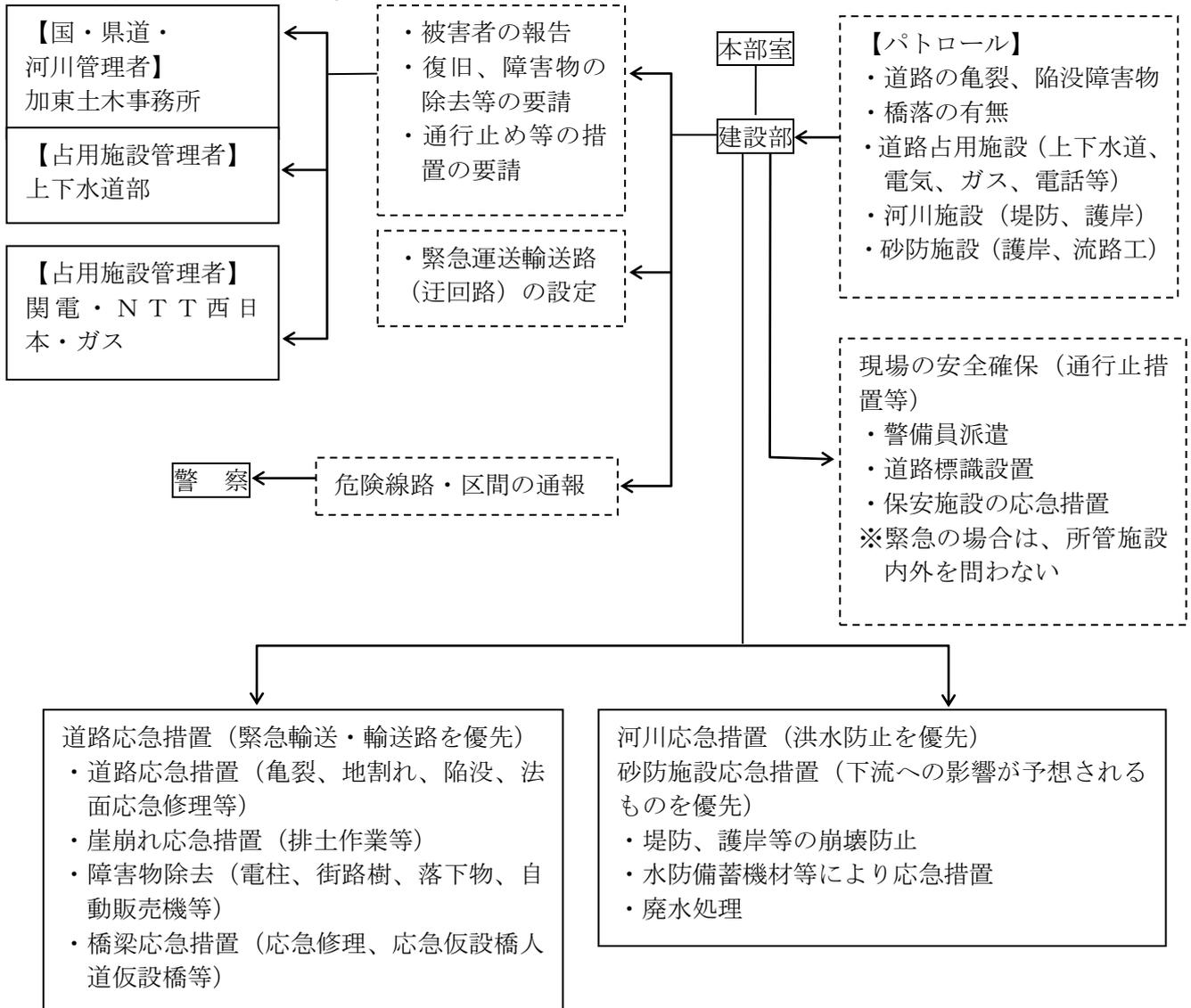
## 7 運搬車両台数      市保有車両

- ・ダンプカー    7台      ・塵芥収集車    3台      ・し尿収集車    1台      ・油圧ショベル    1台  
・フォークリフト    1台      ・ホイールローダー    1台      ・ショベルローダー    1台

## 8 許可登録業者      (資料編 表-37 P54)

## 第 2 3 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における各施設の防護と被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。



### 1 道路応急対策計画

#### (1) 応急措置

##### ① 市道

ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について調査し、本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

##### ② 加東土木事務所所管の道路

ア 本部長は、必要に応じて、県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を市道と併せて調査するとともに、道路、橋梁の被害の報告を加東土木事務所に対して行い、また緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の総合対策及び作業実施を要請する。

イ 本部長は、通行が危険な路線、区間については警察署に通報するとともに、状況によっては加東土木事務所に対し、職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の応急措置について要請する。

### ③ 中国自動車道

ア 大災害が発生又は発生する恐れのある場合は、速やかに西日本高速道路(株)関西支社の防災業務要領の定めるところにより、防災体制を確立し、直ちに災害応急活動にはいる。

なお、災害発生後、速やかに警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供する等して、通行者の安全確保に努める。

イ 防災体制の発令基準は、資料編（表－38 P55）のとおりである。

## (2) 応急復旧対策

### ① 市道

ア 被害を受けた道路は特に救助活動のため、物資輸送及び避難者のための通路等を重点的に応急復旧する。

イ 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

ウ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

エ 路面や法面の崩壊については、水防工法により行う。

オ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

カ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。

キ 落下若しくはその危険があると認められた橋梁については、関係機関との連携の上、通行止め若しくは通行規制の表示等必要な措置を講じる。また、交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修し、木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を行う。少なくとも人道仮橋程度のものを早急に架橋し連結避難者の移動、物資の流通について最小限のものを確保する。

### ② 加東土木事務所所管の道路

加東土木事務所に対して、被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通を確保するよう要請する。

特に、緊急輸送道路に被害が生じている場合は、最優先に復旧作業について要請する。

### ③ 西日本高速道路(株)関西支社

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

## 2 河川応急対策計画

### (1) 実施方法

洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊、崩壊を防止するとともに水防備蓄資材等により損壊箇所の応急修理を行い、洪水による災害の発生の場合は、まず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力をつくし、次に被害箇所を応急に処理し被害拡大を防止する。

## 3 砂防施設災害

護岸及び流路工の決壊にかかるもので、放置すれば下流へ影響する恐れが大きいものについて行う。その内容については、河川に準ずる。

## 第24節 公共施設応急対策計画

災害時に医療施設となる市立加西病院等及び不特定多数の利用者が想定される市民会館等に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各施設管理者がとるべき応急措置についての計画である。

### 1 市立加西病院等

#### (1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、災害時において適切な避難措置を講じる。

② 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。

③ 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。特に、ラジオ・テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への放送の提供により不安の解消に努める。

(2) 施設建物の保全

① 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、緊急等に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合又は電力が不足する場合は、関西電力社営業所に連絡し、電力の確保に努める。

② 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、本部に連絡し緊急給水を要請する。

③ ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPGボンベ又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

④ 重要器材等の保管措置

ア 手術用器材、簡易ベッドその他緊急必要機材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

イ RI（放射線同位元素）施設については、災害の状況に応じて、立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 市庁舎及びその他社会公共施設（市民会館等）

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、本部へ速やかに報告する。

② 場内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。特に、ラジオ・テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

③ けが人等の発生時には応急措置をとるとともに、本部、関係機関へ通報し、臨機の措置を講ずる。

④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

⑤ 災害が発生した場合の各種事業の続行・中止については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一として決定する。

(2) 施設建物の保全

① 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

a 危険個所があれば緊急保安措置を実施する。

b 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

c 電気・ガス・水道・通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部・関係機関等に連絡をとり応援を得て実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

a 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。

b 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のための必要がある場合は、本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

② その他の留意事項

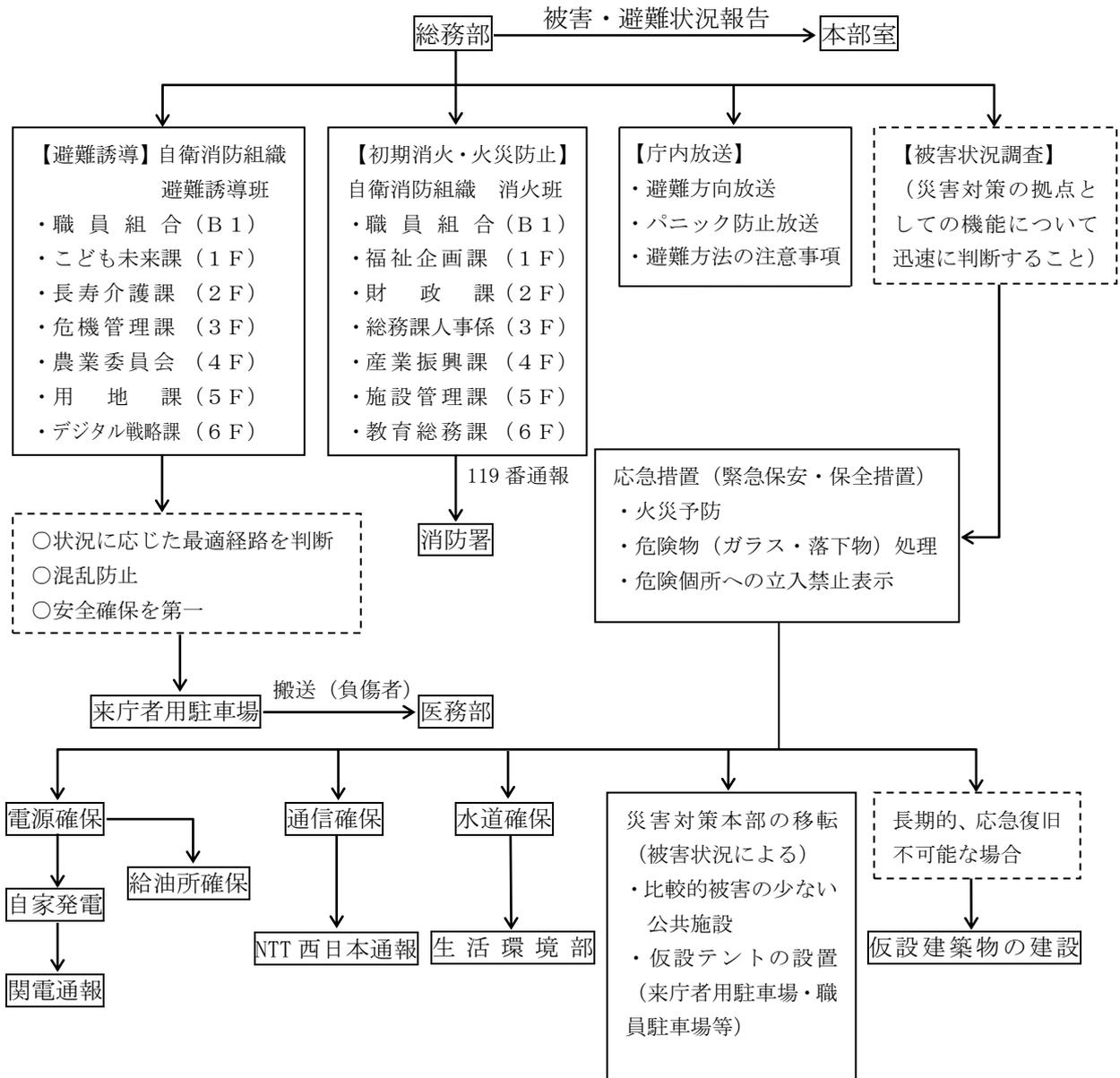
ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。

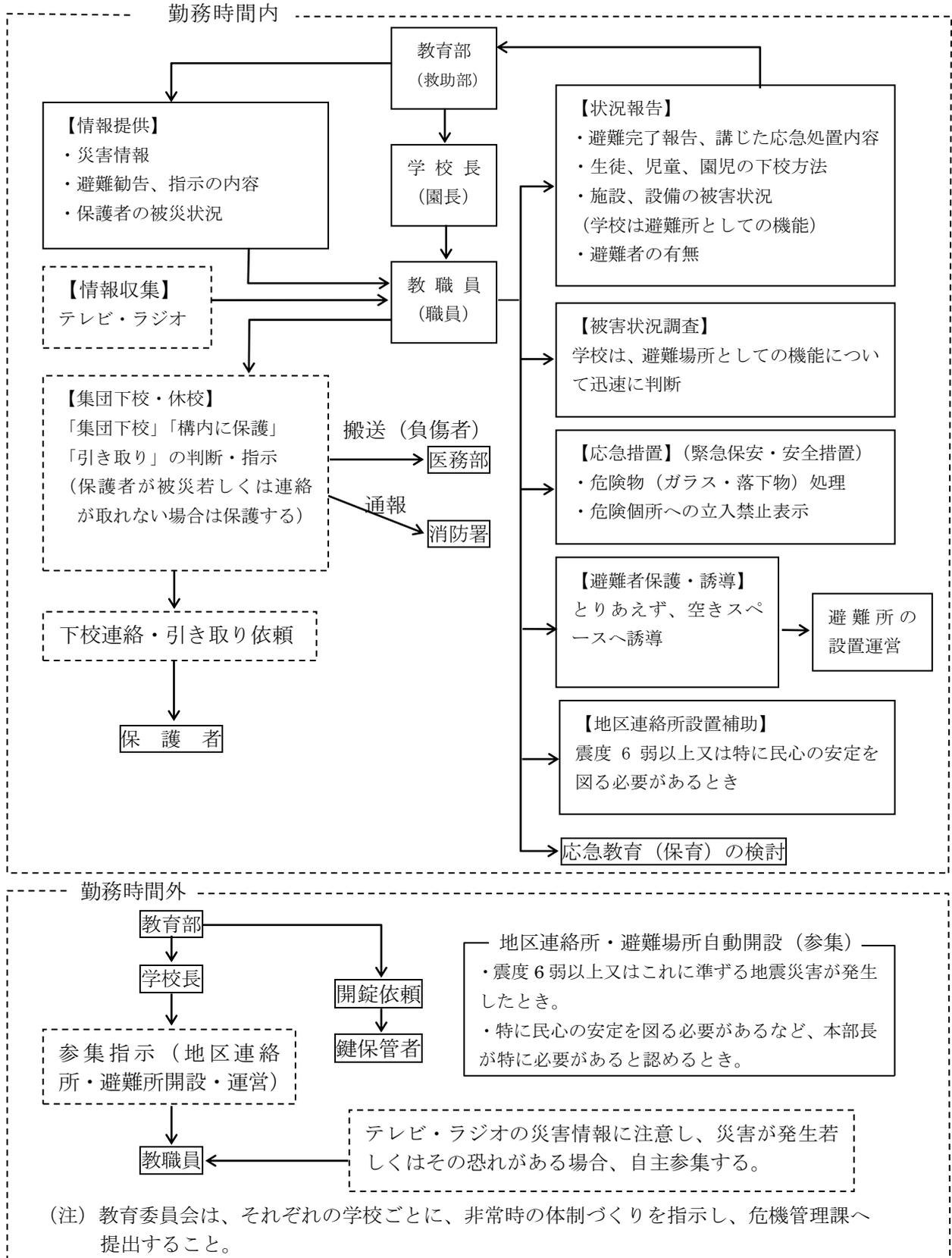
イ ガラス類の危険物の処理

ウ 危険個所への立入禁止の表示

# 市庁舎の対策



## 第25節 応急教育・保育計画



### 第1 応急教育計画

児童・生徒を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、児童・生徒の精神的安定を確保するとともに、教育施設の被害又は児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合及び災害救助法に基づく学用品の給与に関する応急復旧・応急教育等についての計画である。

## 1 実施責任者

応急復旧の実施は、教育委員会と緊密な連絡のもとに市長が行う。

## 2 事前措置

(1) 災害の恐れがあるときには、次の事項について留意する。

- ① 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。
- ② 市の教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- ③ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

(2) 役割

### ① 市教育委員会

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校、休校等の必要な措置を指示する。

### ② 学校長

ア 関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。

イ 自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

ウ 児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。

エ 状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

### ③ 教職員

教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生の際には、学校長と協力して応急教育体制に備える。

## 3 災害発生直後の対応

(1) 災害発生直後にとるべきことは、次のとおりとする。

- ① 状況に応じて緊急避難の指示及び誘導を行う。
- ② 児童、生徒、職員、施設設備の被害状況を速やかに把握する。
- ③ 被災した地域等からの避難者があった場合は、教育委員会を通じて本部長に対して人数、状況等を報告する。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を召集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 役割

### ① 市教育委員会

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、併せて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

### ② 学校長

ア 状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに市教育委員会にその旨報告する。

イ 災害の状況により、児童・生徒を下校されることが危険であると認める場合は、構内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、市教育委員会にその旨報告する。

ウ 災害の規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。

エ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な職員を召集する。

オ 被災した地域からの避難者があった場合は、市教育委員会を通じて本部長に人数、状況等を報告する。また、教育委員会から避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について万全を期する。

### ③ 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

#### 4 被災校の応急復旧

被災校が発生した場合は、被害の多少を問わず次の措置を取る。

- (1) 災害直後の施設被害の範囲、程度、被害部分の位置等を確認するとともに、教育事務所を通じて県教育委員会に提出する。
- (2) 被害を受けた部分について、本工事を実施する前に一時的な応急復旧を行う。
- (3) 軽易な校舎の被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の処置をとり、通学の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できよう処置する。また、被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理人を置く。
- (4) 被害箇所そのものの復旧とは別に校舎が全壊（半壊）したときは、応急教育計画に基づき、仮設校舎を設置する。
- (5) 運動場の被害は、とりあえずその後の危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待つて復旧する。
- (6) 冠水、破損等により使用不能の児童等用の机、椅子の補充は、近隣の学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
- (7) 避難者の収容、災害対策連絡所の設置等で体育館、その他を使用するときは、校舎の被害の程度を考え、関係機関と連絡の上処置する。
- (8) その他特別の事態が生じたときは、関係者協議の上速やかに処置する。

#### 5 社会教育施設の応急復旧

- (1) 施設管理者は、被害の程度、範囲等を調査の上、市教育委員会に電話連絡を行う。
- (2) 被害を受けた部分について、それ以上損傷の進まないように本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。
- (3) 被害箇所以外を十分に活用し、利用者の不便を出来るだけ軽減するように努める。

#### 6 文化財等の取り扱いについて

- (1) 初動対応
  - ① 所有者・管理者等は、被害の程度、範囲等を調査の上、市教育委員会に電話で報告する。
  - ② 市教育委員会は、被災状況について速やかに県教育委員会に報告する。
- (2) 個別対応
  - ① 建造物等不動産及び移動が困難な石造物等  
対象：指定・登録文化財、社寺等歴史的建造物（ア、イは初期対応、ウは復興期の対応）
    - ア 可能な限り現状保存する。
    - イ 対策上撤去が必要な場合は、可能な範囲で部材を移動保存する。
    - ウ 関係者と市教育委員会で取り扱いの協議を行う。
  - ② 美術工芸品・古文書等  
対象：指定・登録文化財、古文書等（ア～エは初期対応、オは復興期の対応）
    - ア 保管施設が被災した場合は、可能な範囲で持ち出し所有者・管理者等が保管する
    - イ 保管施設が撤去対象となった場合で、持ち出しが困難な場合は、撤去執行者に対し、文化財等が残存している旨を伝えるとともに、市教育委員会へ連絡する。
    - ウ ゴミ等と共に持ち出される場合は、可能な範囲で分別し、設定された集積地に持ち込む。
    - エ 持ち込んだ文化財等には、所蔵情報等を分かる範囲で明示する。
    - オ 関係者と市教育委員会で取り扱いの協議を行う。

## 7 応急教育方法

### (1) 施設・教職員の確保

- ① 学校長は、施設の被害状況を調査し、市教育委員会と連絡のもと、関係施設管理者と協議の上決定するが、応急教育実施のための場所は概ね次のとおり確保する。
  - 特別教室 ○ 休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
  - 公民館等の公共施設 ○ 近隣学校の校舎 ○ 応急仮設校舎の設置
- ② 学校長は、応急教育計画を策定するとともに、臨時の学級編成を行う等災害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

### (2) 教職員の確保措置

被害により通常の実施を行えない場合には、応急措置として、次の計画で教職員を確保する。

- ① 複式授業の実施 ② 二部授業の実施 ③ 非常勤講師又は臨時講師の発令
- ④ 学校間における教職員の応援

### (3) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が市教育委員会の指示に基づき決定するが、初期においては、概ね次のとおり行う。

#### ① 健康・衛生・通学に関する指導

- ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導
- ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導
- オ 児童生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導

#### ② その他の生活指導等

- ア 児童・生徒それぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
- イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て集団生活の積極的な指導の場とする。

#### ③ 学習に関する教育内容

- ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接・間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

## 8 教科書及び学用品の調達及び支給

### (1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、修学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

### (2) 給与の期間

災害救助法に準じ、支給期間は災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、必要な期間を延長する。

### (3) 給与の方法

災害救助法が適用された場合については、知事が実施することになるが、知事から委任を受けたときは、本部長が教育長に命じて、各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

### (4) 調達方法

教育長は、各学校長からの報告により、教科書・学用品等の補給を県教育委員会に速やかに要請する。なお、市教育委員会及び学校長は、災害により補給を要する教科書、教材、学用品等の実数及び補給状況を逐次、教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

## 9 学校給食の応急措置及び報告事項

### (1) 学校給食については、原則、一時中止するものとし、可能な限り被災者の炊き出しを優先する。

### (2) 市教育委員会は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再計画を策定の上、本部長へ報告する。

### (3) 学校給食が必要と教育長又は各学校長が認めた場合は、災害の規模及び状況により県教育委員会に要請する。

### (4) 災害救助法による救助をうける地域での学校の児童又は生徒に対し、臨時的に応急の学校給食を実施するときは、県教育委員会と協議し決定する。

- (5) 学校給食を実施する場合は、その実施校数、人員、給食種別（災害発生時における完全給食、補食給食又は未実施の別）及び実施期間について県教育委員会に報告すること。
- (6) 応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう十分注意すること。
- (7) 台風等の災害に伴う学校給食関係被害状況報告、風水害、地震等の災害の発生によって学校給食の運営がきわめて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等は、そのつど被害状況を県教育委員会に報告する。

#### 10 児童生徒の健康管理

- (1) 必要な場合、学校長は、市教育委員会と協議の上、健康診断又は検便等を実施し、健康管理に努める。
- (2) 施設内における児童・生徒の救護は原則として、養護教諭等がこれにあたるものとする。  
なお、不足する場合は、市内学校・医務部・近隣市町へ協力の要請を行うものとする。

## 第2 応急保育計画

市は、災害発生後に市民が一刻も早く災害による被害から立ち直り、生活再建に着手できるよう支援する必要がある。乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神安定を確保する観点から応急保育を実施する。

### 1 事前措置

- (1) 教育部（教育委員会）は、災害が発生又は発生する恐れがある場合、園長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し等の適切な措置を指示する。
- (2) 園長は、園の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急保育計画を策定する。

### 2 災害発生直後の対応

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに教育部（教育委員会）を通じて本部長に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の園に参集し、応急保育の実施及び園の管理等のために必要な体制を確立する。
- (4) 園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。
- (5) 教育部（教育委員会）は、園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。併せて、園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。

### 3 応急保育の実施

- (1) 園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、園の整理を行い、教育部（教育委員会）と連携し、復旧体制の確立に努める。
- (2) 教育部（教育委員会）は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、園において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

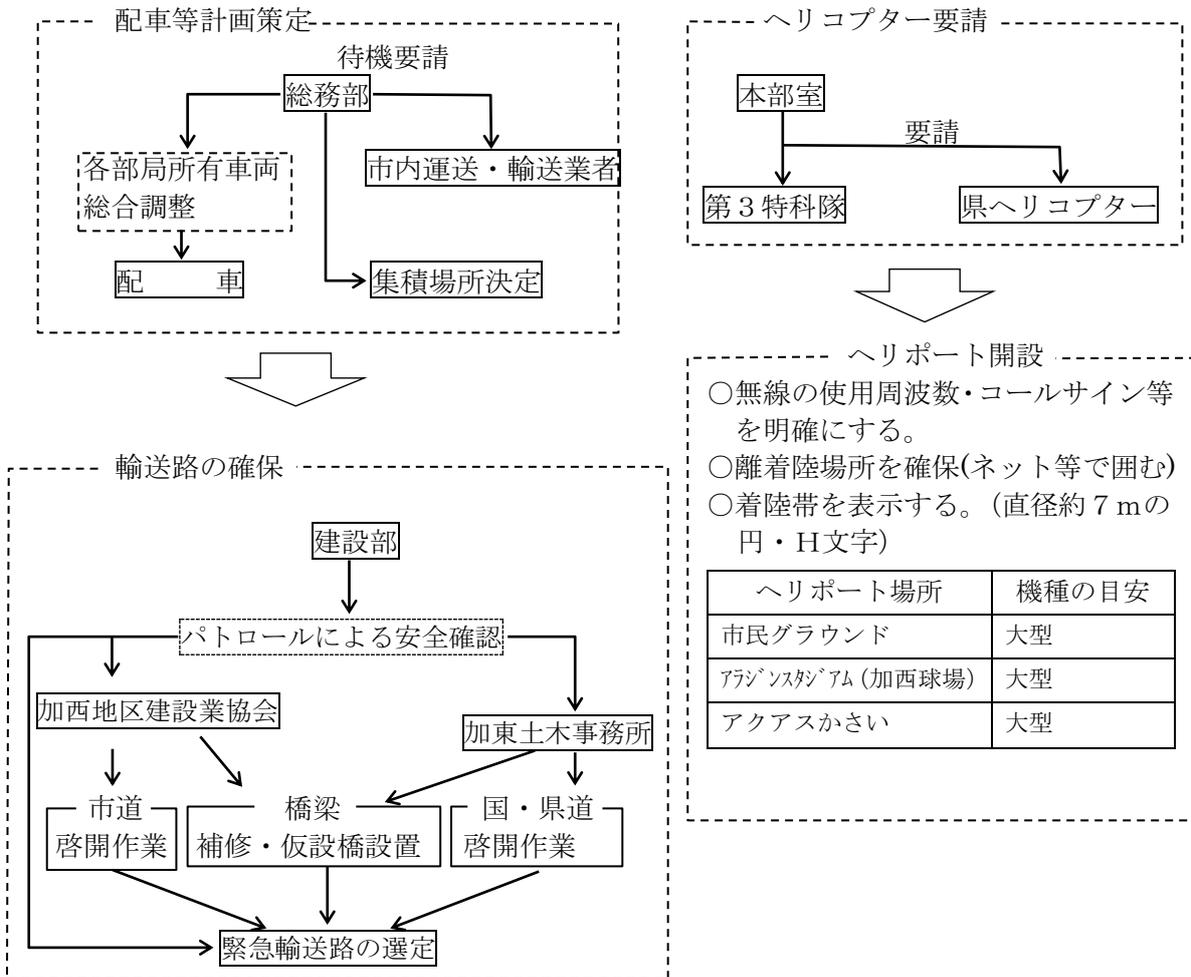
## 第26節 警備計画

加西市域における災害警備については、「加西警察署災害警備計画」に定めるところによるが、警察は警察法及び災害対策基本法に基づき市民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに、概ね次の活動を行う。

- (1) 被害状況、気象状況、危険個所等についての情報収集活動
- (2) 危険防止及び人心安定のための広報活動
- (3) 各種予報、警報等の伝達
- (4) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告、誘導
- (5) 被災者の救出、救護、行方不明者の捜索、死体の検視
- (6) 交通の安全と円滑確保
- (7) 災害地における犯罪の予防検挙
- (8) 他機関の行う活動に対する協力、援助

## 第 2 7 節 交通輸送計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通を確保し、市民の輸送の便を図るための計画である。



### 第 1 交通応急対策計画

1 被災により交通施設、道路等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。ただし、市及び道路管理者は、道路施設の保全について適切な処置をとる。

#### 2 交通規制

(1) 災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設巡回調査に努め、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により判明したときは、交通の安全と円滑を図るため関係機関に通知し、交通規制の実施に協力する。

(2) 本部長は、必要があると認める場合は、警察等に協力を依頼し、次の措置をとる。

##### ① 第 1 次交通規制

ア 交通規制が必要と認められる道路において、一般車両の通行禁止、制限を行う。

イ 交通規制対象道路及び緊急車両の通行を確保するため、走行中の車両は道路の左側又は適当な空き地に停車するよう広報を行う。

ウ 管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、必要に応じて一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

##### ② 第 2 次交通規制

第 1 次交通規制終了後、本部長は被害状況に応じ、次の規制措置をとる。

ア 被害状況に応じ、被災地域に通ずる交通規制対象道路に対し、一般車両の通行を禁止、制限し、緊急輸送等に使用しない交通規制対象道路については一般車両の通行禁止、制限を解除する。

イ 交通規制対象道路以外の道路で、避難誘導、災害応急対策等に必要と認められる道路では、一般車両の通行を禁止、制限する。

### 3 交通情報の収集

(1) 交通情報の収集は、警察の協力のもと交通規制対象道路を重点にして、以下のとおり情報の収集を行う。

① 市災害対策本部建設部は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣する等して、次の事項について交通情報の収集を行う。

- ア 鉄道、バス等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- イ 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ウ 交通規制の実施状況
- エ 特に危険と認められる道路及び橋梁
- オ その他必要な事項

(2) 交通規制の標識等

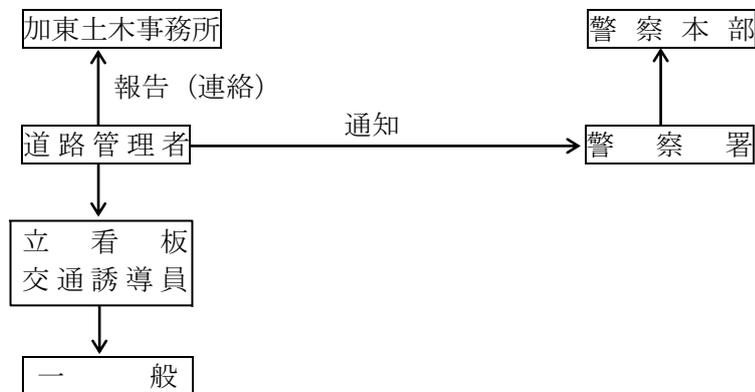
市道について道路法による交通規制を行った場合は、警察署長に連絡の上規定の規制標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず交通を禁止又は制限したことを明示し、職員及び消防団員等をもって現場において指導する。その際、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等、一般の交通に出来る限り支障のないよう努める。

(3) 実施責任者

区 分	実施責任者	状 態	備 考
道路管理者	国土交通大臣 兵庫県知事 加西市長	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	① 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるとき。 ② 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ③ 道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	災害対策基本法 道路交通法

(4) 交通規制の通知

道路管理者は、その内容を次による通知をするとともに、一般に周知する。



(5) 他の機関の交通規制について

市道管理者は、公安委員会、警察署長、警察官等が交通規制を行う旨の通知を受けたときは、一般への周知等につき最大限協力する。

### 4 道路交通の確保対策

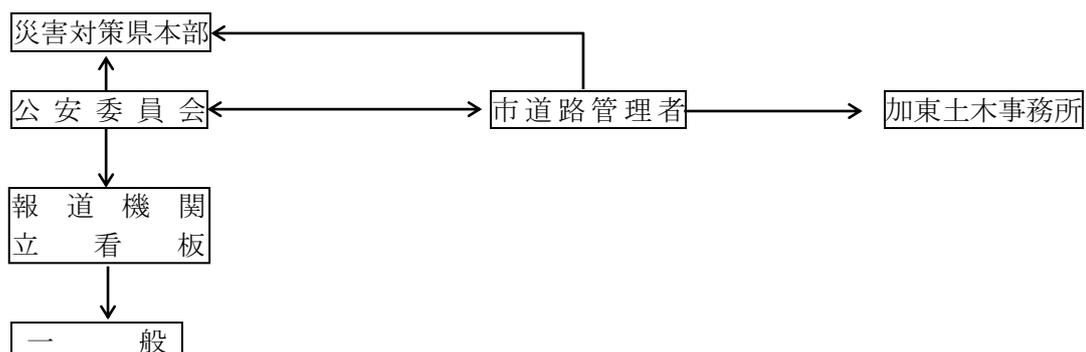
- ① 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見につとめ、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
  - ② 危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ交通規制を行うと同時に、これにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
  - ③ 災害箇所については、早期に仮復旧等の応急措置を行う。
  - ④ 道路上に障害物等があつて通行に支障を来すときは、市有及び市内業者のブルドーザー及び牽引車を調達し、速やかに障害物を排除し、通行確保につとめる。
- 5 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）
- 道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行確保に緊急の必要がある場合は、管理する道路について、区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。
- なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができる。
- ① 措置をとる区域又は区間  
道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて、一定の区域内を包括的に指定する。
  - ② 県公安委員会との連携  
道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは事後に通知する。  
県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。
  - ③ 措置をとる区域又は区間の周知  
道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。
  - ④ 国土交通大臣及び知事の指示  
国土交通大臣及び知事は、緊急車両の通行を確保し、災害応急対策を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、道路管理者に対し災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

## 第2 緊急輸送計画

### 1 公安委員会への情報提供

災害が発生した場合、緊急車両以外の車両の通行禁止・制限は、公安委員会が行うこととなっている。市災害対策本部及び道路管理者は、最大限、災害の実態、道路及び交通の状況を把握し、公安委員会に情報提供するとともに、公安委員会と情報交換を通し、正確な情報を一般への周知に努める。

### 2 規制の通知



### 3 緊急輸送車両の事前届出、確認等

#### (1) 緊急輸送車両の事前届出

市が保有する車両で緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う必要がある。

#### (2) 緊急輸送車両の確認

- ① 緊急輸送車両であることが確認された場合は、緊急通行車両事前届出済証が交付され、災害時には最寄りの警察署又は検問所でこれを提示すると、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
- ② 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。
- ③ 検問所においては、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するとともに、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略することとする。

### 4 兵庫県指定緊急輸送路

中国自動車道、一般国道372号

県道【三木宍粟線、多可北条線、高砂北条線、高岡北条線、玉野倉谷線】

## 第3 輸送移送計画

これは車両を確保して被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する移送あるいは、災害対策物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）を行う計画である。

### 1 輸送手段の確保

#### (1) 災害輸送の種別

- ① 貨物自動車、乗合自動車等の車両によるもの
- ② 航空機によるもの
- ③ 人夫によるもの

#### (2) 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は概ね次の方法による。

##### ① 確保順位

自動車等の確保、借上げは概ね次の順序による。

ア市所有車両等 イ公共的団体の車両等 ウ民間所有の車両等 エその他自家用車両等

##### ② 自動車の調達方法

原則として市所有によるものとする。不足するときは外部より調達する。

#### (3) 市所有車両一覧表（資料編 表-39 P55）

#### (4) 調達燃料（市内給油所）（資料編 表-40 P56）

#### (5) 空中輸送

一般交通の途絶に伴って緊急に空中輸送が必要なときは、自衛隊派遣要請計画に基づき要請を行う。

#### (6) 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送する。輸送のための労力の確保は労務供給計画の定めるところによる。

### 2 配車計画

#### (1) 輸送対象の優先順位

輸送は次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

- ① 罹災者の避難のための対策要員及び罹災者の輸送
- ② 医療・助産における対策要員、資機材の輸送
- ③ 罹災者の救出のための対策要員、資機材の輸送
- ④ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑤ 飲料水の供給のための輸送
- ⑥ 救助物資の輸送
- ⑦ 死体の捜索及び処理のための輸送
- ⑧ 埋葬のための輸送
- ⑨ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

## (2) 配車手続き等

- ① 災害対策本部総務部が、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 災害対策本部総務部は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ③ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ④ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

## 第28節 災害対策要員の動員計画

### 1 労務供給計画

災害発生時に災害対策本部の各部等が、災害応急対策実施のため必要な労務者を雇用する計画である。

- (1) 供給可能労務者推定数 100名

- (2) 従事する作業の種類

労務者の労務作業は土木作業、清掃作業等とする。

- (3) 供給方法

兵庫県産業労働部しごと支援課及びハローワーク西脇へ労務者の供給を依頼する。

- (4) 労務者は輸送車両によって輸送する。

- (5) その他の必要な事項

- ① 供給した労務者で、なお不足するときは、他のハローワークからの労務者供給を依頼する。
- ② 出面表兼賃金台帳を備える。

### 2 隣保互助、民間団体活動計画

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、災害対策本部員では、人手が不足する場合民間の組織の応援を求め、民間人の協力によってその万全を期するための計画である。

- (1) 組織

災害救助活動の円滑適正を期するため、市内各町区長を中心とした組織とする。

- (2) 協力要請

民間人の動員を必要とするときは、各町区長・自治会長及び婦人会長を通じて協力を求める。

- (3) 活動の内容

- ① 被災世帯調査に対する協力
- ② 救助物資等の配布に対する協力
- ③ その他応急救助実施に対する協力

### 3 日赤奉仕団員

災害救護に関する奉仕、その他社会福祉施設及び救護を要する者への奉仕等を目的として設置されているものである。日赤奉仕団の動員を必要とするときは、代表者に対し要請する。

### 4 その他の団体

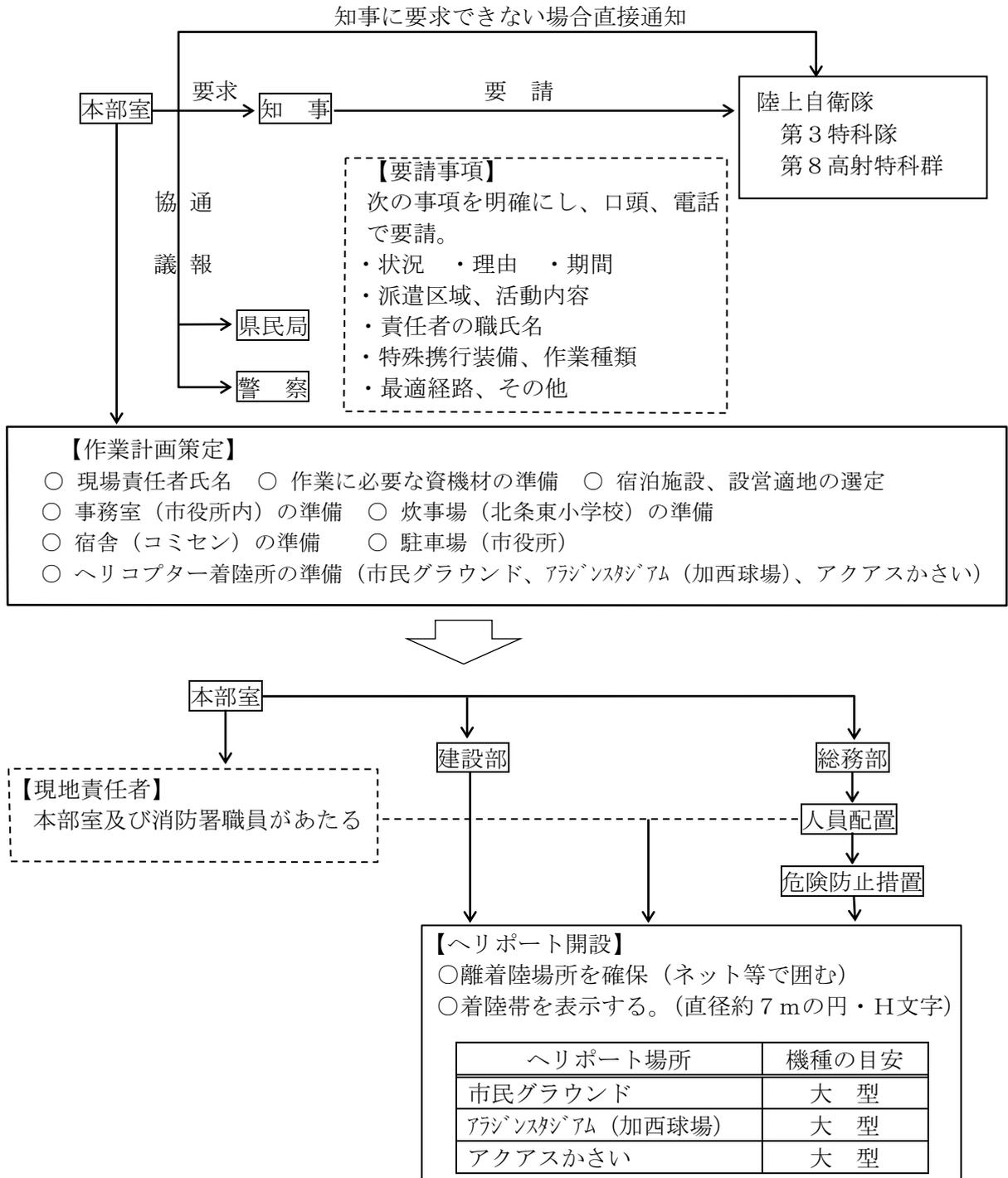
その他の団体については、災害の規模に応じ適宜出動の要請を行う。

### 5 隣接市町への応援要請について

市内の人員のみでは、不足する場合又は不足すると見込まれる場合においては、兵庫県災害対策本部又は隣接市町に依頼し、労務の確保を図る。また、必要に応じ「放送要請計画」の手順により民間ボランティアの募集を行う。

## 第 2 9 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が加西市災害対策本部の職員だけでは不可能又は困難で、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に自衛隊派遣の要請をするための計画である。



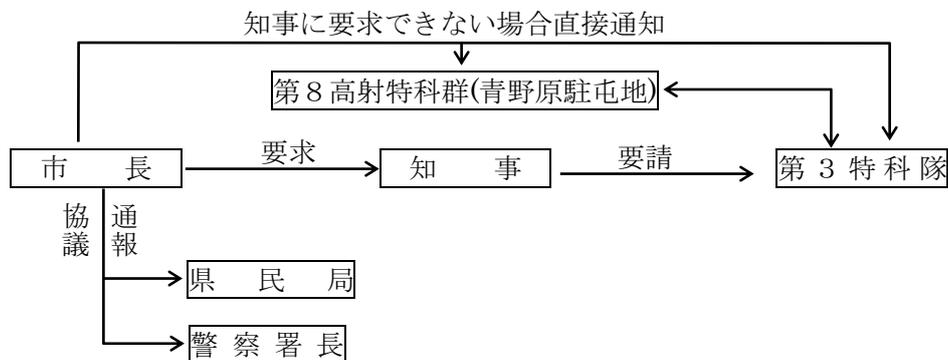
### 1 自衛隊災害派遣の内容

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助  
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助  
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常の他の救援作業等に優先して実施）

- (4) 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬積み込み等
- (5) 消火活動  
利用可能な消防車その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力
- (6) 道路又は水路の啓開  
道路又は水路が破損し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、市が準備する。）
- (8) 通信支援  
災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その救援活動に必要な人員及び他救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 給水及び炊飯  
炊飯及び給水の支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による。
- (12) 交通規制の統制  
自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
- (13) 危険物の保安及び除去  
能力上で可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (14) 予防派遣  
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
- (15) その他  
その他自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の活動（知事が必要と認め、自衛隊の能力で可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。）

2 災害派遣要請の方法

- (1) 自衛隊の応援を必要とするときは、県民局及び警察等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして知事に要求するとともに、陸上自衛隊第3特科隊に通報する。ただし、通信の途絶等により県知事に対して要求できないときは、直接、口頭又は一般加入電話等により陸上自衛隊第3特科隊又は第8高射特科群へ直接通知する。なお、事後速やかに所定の手続きを行う。
  - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由      ② 派遣を希望する期間
  - ③ 希望する派遣区域及び活動内容          ④ その他参考となるべき事項
  - ・要請責任者の職氏名    ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
  - ・派遣地への最適経路    ・連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- (2) 派遣要請系統図



### 3 県・警察・市の任務分担

- (1) 県（県災害対策本部）  
現場責任者を現場に派遣し、市（現場）と自衛隊間の折衝及び調整を行う。
- (2) 警察
  - ① 交通統制及び交通指導  
警察署は、派遣部隊が管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導し、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。
  - ② 道路標示  
既設の標示のみでは判断を誤る恐れのある箇所又は災害による危険個所には臨時に掲示板、標柱を設けて便宜を図る。
- (3) 市
  - ① 作業計画の策定（応援を求める作業内容、所要人員その他について派遣部隊の到着と同時に作業できるよう策定する。）
  - ② 作業実施期間中、現場責任者の設定
  - ③ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
  - ④ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

### 4 自衛隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに次の受入体制を整備するが、その時の状況に応じ、派遣部隊の長と協議の上決定する。

- (1) 本部事務室 市役所内に設置
- (2) 炊事場 北条東小学校
- (3) 宿舎 コミュニティーセンター
- (4) 駐車場 市役所駐車場
- (5) ヘリコプター着陸所

名 称	所 在 地
加西市民グラウンド	加西市北条町西高室 592
アザジンスタジアム（加西球場）	加西市玉野町字西の谷 1126-1
アクアスカさい	加西市西上野町 17

### 5 県への報告

本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について、県へ報告する。

### 6 撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議を行い決定する。市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、県知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

### 7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した次の経費を、原則として市が負担する。

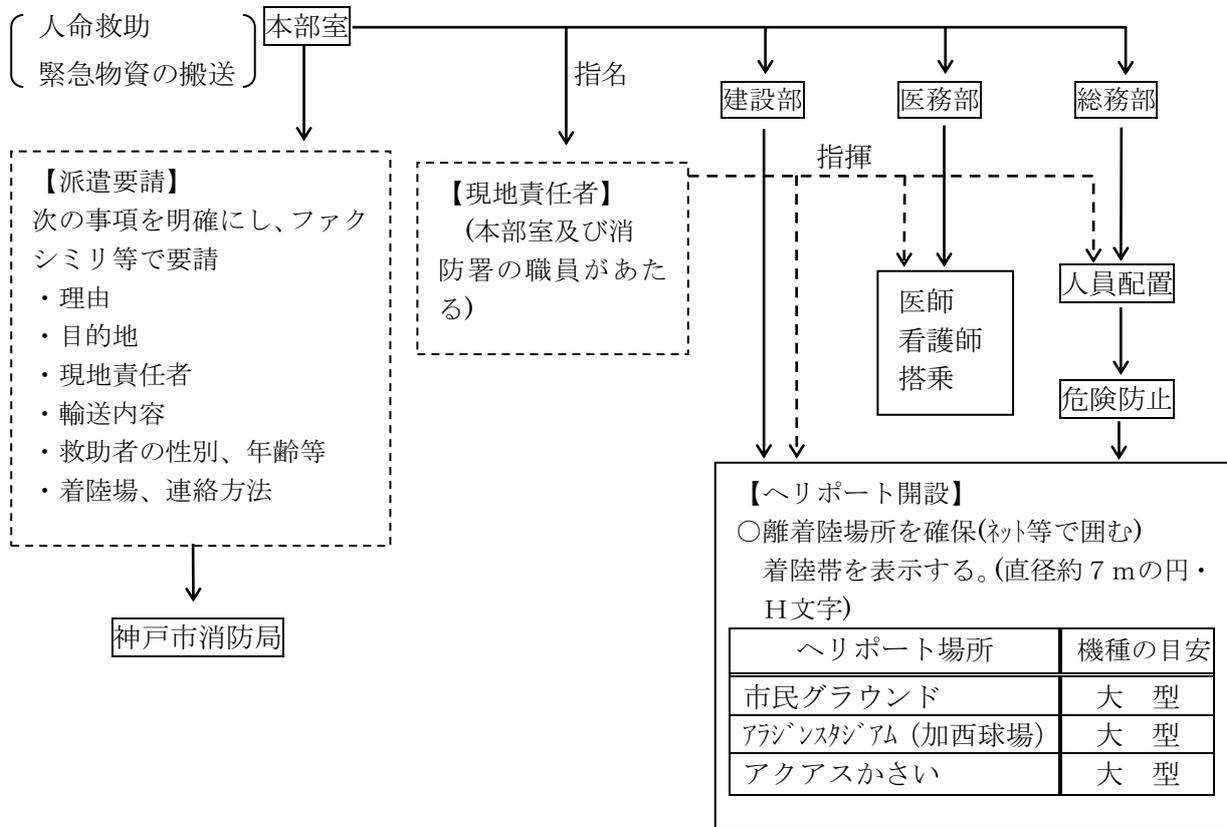
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く）

### 8 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きを取ることにする。

### 第30節 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助・緊急物資輸送を行う。



#### 1 ヘリコプター要請の内容

- (1) 救急活動 (2) 救助活動 (3) 火災防御活動 (4) 災害応急対策活動

#### 2 支援要請手続

##### (1) 要請方法

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防署長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりファクシミリ等で防災監に要請するものとし、その手続きは神戸市消防局に対して行うものとする。

##### (2) 緊急要請連絡先

[昼間 (8:45~17:30)] 電話会議システムを使用

[夜間 (17:30~翌8:45)、休日]

神戸市消防局警防部司令課 Tel 078-331-0986 FAX 078-325-8529

[災害対策(警戒)本部設置時]

災害対策本部事務局 Tel 078-362-9900 FAX 078-362-9911

#### 3 要請での連絡事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因 (2) 要請を必要とする理由  
 (3) 活動内容、目的地、搬送先 (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段  
 (5) 現場の気象条件 (6) 現場指揮者  
 (7) その他の必要事項

#### 4 市の準備事項

- (1) 離発着場の選定  
 (2) 離発着場における措置 (散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導)

### 第 3 1 節 危険物等災害応急対策計画

#### 第 1 危険物災害応急対策計画

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策については、本計画による。なお、危険物による災害は、その性格上、大災害に発展する危険性が大有り特に迅速なる措置を必要とするので、関係機関はそれぞれの計画の定めるところにより、密接なる連絡協力のもと迅速的確な災害応急対策を実施する。

##### 1 実施機関

危険物による災害の発生に際しては、直ちに消防署、警察署に通報するとともに当該事業所の定める計画により発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策等の応急措置を講ずる。また、大災害の発生の恐れがある場合は、市及び関係機関に通報の上、総合的な災害応急対策を実施する。

##### 2 災害応急対策

###### (1) 事業所等

危険物施設の所有者、責任者等は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

###### ① 連絡通報

ア 直ちに 119 番にて消防署に連絡する。

イ 付近住民並びに近隣企業等に通報する。

ウ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

###### ② 初期防除

発災事業所は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除に努め、延焼・誘発防止を最優先に行う。また、必要に応じ近隣企業等に協力を求め最小限の災害に留めるよう努める。

###### ③ 医療救護

事業所内救護班等により応急救護を実施する。

###### ④ 避難

事業所等自体の計画により、従業員等の避難を実施する。また、延焼等の可能性がある場合は、付近住民及び近隣企業等の避難についても誘導する。

###### ⑤ 住民救済対策

被災地区の補償については、事業所自体で救済する。

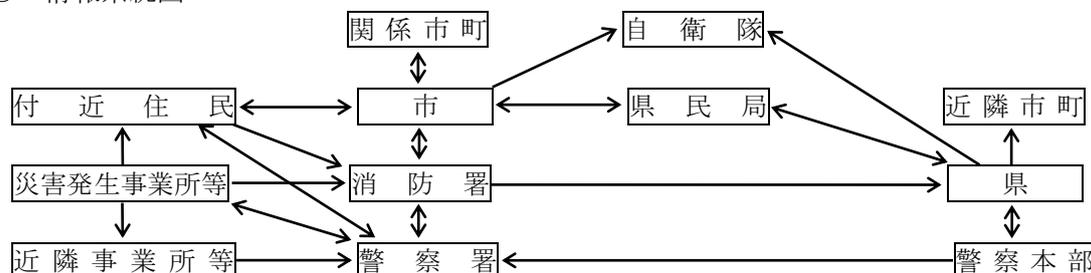
##### 3 市の対応

災害の規模、態様により大災害の発生の恐れがある場合は、関係機関と密接な連携のもと迅速かつ適切な対応を行う。また、市長は、必要に応じ隣接市町への応援要請を行う。

###### (1) 災害情報の収集・報告

被災現地に職員を派遣する等により被災状況の把握に努めるとともに、その他の機関に被害の状況に応じ災害発生の速報等による報告を行う。

###### ○ 情報系統図



###### (2) 災害広報

災害の規模等により必要があるときは、災害による不安、混乱を防止するとともに、避難を呼びかけるため、市長は広報活動を行う。

###### (3) 救急医療

被災地の傷病者等の救出は、当該事業所、消防署、医療機関、その他の関係機関の協力のもと救急医療業務を実施する。

- (4) 避難  
市長は、避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。
- (5) 自衛隊の出動要請  
市長は、災害出動の円滑を図るため「自衛隊派遣要請計画」に基づき、県知事と調整を図り、出動要請を行う。
- (6) 給水  
市長は、「給水計画」の定めるところにより、飲料水の供給を行う。
- (7) 社会秩序の維持  
市長は、警察に協力依頼を行うとともに、関係機関の協力のもとに被災地における社会秩序の維持に万全を期する。
- (8) 交通対策  
市長は、交通の安全、緊急輸送確保のため、道路管理者、警察等と連携のもと被災地域の交通対策の万全を期する。
- (9) 住民救済対策  
市長は、事業所及び、消防署、その他関係機関と合同して、住民の救済対策を行う。  
なお、被災地区の拡大により被害が多大となった場合においては、市長は災害救助法の適用を知事に申請する。

#### 4 消防署

- (1) 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策をとる。
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

#### 5 公共機関

関西電力、N T T 西日本等その他の関係機関は、それぞれの応急対策計画に基づきそれぞれ応急対策を実施する。

#### 6 その他

災害の発生にあたっては、消防署はもとより、県関係部署及び関係機関、労働基準局、学識経験者等により原因の究明にあたる。

## 第2 火薬類、高圧ガス災害応急対策計画

災害時における火薬類及び高圧ガスに対する応急対策は本計画により、その他に関しては「第1危険物等災害応急対策計画」に準じて事業所及び各関係機関の連携のもと、それぞれの計画の定めるところによる。

### 1 火薬類保管施設等応急対策計画

- (1) 施設の管理者
  - ① 火薬類保管施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、施設等の責任者は、消防署との連携を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外のものを近づけないようにする。
  - ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
  - ③ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受ける恐れのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- (2) 消防署
  - ① 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
  - ② 施設の責任者及び現場の警備責任者と連携して、応急対策の実施にあたる。
  - ③ 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、施設の責任者と連絡を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

- ④ 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受ける恐れのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

## 2 高圧ガス保管施設応急対策計画

### (1) 施設の責任者

- ① 保管貯蔵する高圧ガス等の特性に基づいた適切な初期防災と、地域住民の避難誘導に特に留意して応急活動にあたる。
- ② 高圧ガス保管施設等の付近に火災が発生し、貯蔵中の高圧ガスに引火爆発の恐れがある場合は、消防等関係機関と密接な連絡を保ちつつ、施設責任者に対し、速やかに高圧ガスの移動、安全放出を図るか、又は高圧設備、容器等への散水冷却を行うよう指示する。
- ③ 高圧ガスの異常漏えいに関しては、緊急遮断装置、緊急防災工具、除外防毒資材等を活用して、迅速な漏えいの防止処置をし、火気の使用禁止及び立入禁止を行い、危険区域内の住民を退避させる等の措置を行う。
- ④ 初期防災が成功せず高圧ガス施設が異常事態となったときは、消防関係機関等と協調し、付近住民に通報、緊急退避を要請するとともに、防壁等を利用した散水冷却を続け、緊急放出弁を開栓する等高圧設備の破裂を阻止するための措置を行う。この際、避難、救急医療、交通整理、災害警備等についても、消防、関係機関と密接な連携のもと地域防災の万全を図る。

### (2) 消防署

- ① 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。
- ② 保安施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。
- ③ ガスの漏出に際しては、施設管理者に対して、緊急遮断措置を講じさせる。
- ④ ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を実施する。
- ⑤ ガスの爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合には、第二次関係機関等（市、医療機関、道路管理者、交通機関等）に通報する。

## 第3 毒物劇物災害応急対策計画

災害により毒物又は劇物保管施設等が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はその恐れがある場合における応急対策については、市、消防署、健康福祉事務所、その他関係機関の協力のもと本計画の定めるところによる。また、その他に関しては「第1危険物等災害応急対策計画」に準じて事業所及び各関係機関が、それぞれの計画の定めるところにより対処する。

### 1 施設の責任者

- (1) 発火源の除去、毒物劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講ずることができないとき又は必要と認めるときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。

### 2 市

- (1) 毒物劇物保管施設等が災害による被害を受け、毒物又は劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はその恐れがある場合は、その保管施設の責任者に、迅速かつ的確な情報を健康福祉事務所、警察署又は消防署に連絡させるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定して、消防署等と協力し、交通遮断、緊急避難、広報活動等必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外の立ち入りを禁止して被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて早急に復旧するよう努める。
- (3) 危険区域への立入禁止解除にあたっては、関係官署と連絡を取り混乱のないよう措置する。

### 3 消防署

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者との連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- (2) 大量放出に際しては、関係機関との連携を保持し、被災者の救出、避難誘導を実施する。
- (3) 中毒防止方法の広報活動を実施する。

#### 4 健康福祉事務所

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危険防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒物劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、消防機関等と協力し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外の立ち入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入禁止の解除にあたっては、消防署等と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。

### 第32節 急傾斜地の崩壊による災害応急対策計画

急傾斜地の崩壊による被害の発生に対する応急対策は、本計画による。

#### 1 事故発生情報等の伝達

- (1) 事故発見者から通報を受けた災害関係機関は、市に連絡する。
- (2) 市は、災害の発生を最小限に押さえるため適切な処置に努めるとともに、警察、消防署に連絡し、市民の避難等適切な処置をする。
- (3) 市は、災害に関して、発生した日時、場所及び状況の写真等の情報を入手するとともに、加東土木事務所に連絡する。

#### 2 復旧措置

本地域防災計画（復旧計画）により、再度災害が発生しないよう処置するとともに、早急な復旧に努める。

### 第33節 水道施設応急対策計画

水道の送配水管の破裂、排水施設の破損、停電、その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑化を図るため復旧班の編成、連絡等の事項を定める。

#### 1 体制整備

- (1) 上下水道部に復旧班を置く。
- (2) 災害発生時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想されることから、無線設備を活用して、応急連絡体制の確立を図る。
- (3) 把握した被害状況をもとに、所要資機材、復旧行程等を策定した復旧計画を確立する。
- (4) 災害が発生したとき、迅速な復旧処置をとるとともに本部に報告する。
- (5) 生活環境部長は復旧班の活動の連絡調整を行う。
- (6) 災害発生に際して、すばやく出動できるよう常に準備しておかなければならない。

#### 2 応急対策

- (1) 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- (2) 応急復旧は、原則として復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行うものとし、施工業者に出動要請を行う。ただし、宅内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等が直接、指定給水装置工事業者へ修繕依頼し行う。
- (3) 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。
- (4) 応急復旧は、概ね次により行う。
  - ① 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。
  - ② 施工にあたっては、作業の難易度、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
  - ③ 断水区域の早期解消を図るため、給水場の応急復旧、送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧を並行して行う。
  - ④ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は、二次的に扱う。
  - ⑤ 応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

### 3 災害時の広報

- (1) 広範囲にわたって給水不能となる場合は、広報車による復旧見込み等を市民に周知するとともに、応急修理を行い、断水時間をできる限り短縮するように努める。
- (2) 長期間にわたり断水が続く場合においては、「給水計画」により応急給水の措置をとる。

## 第34節 下水道施設応急対策計画

本計画は、管渠・下水処理場・ポンプ場等の下水道施設に被害が発生した場合に、関係機関と連携して、被災した施設の迅速な応急復旧を図り、衛生面の保全と、汚水、雨水の排水に万全を期するための計画である。

### 1 管渠の応急措置

- (1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講ずる。
- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招く恐れがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。
- (3) 枝線の被害については、直接本復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管渠の閉そく又は流下が阻害されないよう応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせる。

### 2 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

- (1) 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損個所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

### 3 資機材、車両の確保

- (1) 下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- (2) 応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。
- (3) 災害の規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、指定業者等所有の資機材等の緊急調達を行う。なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供又は関係会社等からの調達への協力を要請する。

### 4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、広報部に要請し行う。また、広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に併せてそのつど決定する。

## 第35節 電気事業災害応急対策計画

災害のため電力施設に被害の発生の恐れのあるとき、又は発生した場合においては、本計画により処置する。

### 1 対策の概要

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。災害により電気の供給が停止、又は停止する恐れのあるときは、関西電力(株)社営業所に非常災害対策本部が設置され、応急対策及び復旧措置を講ずる。なお、市及び消防署は災害発生に際しては、関西電力(株)社営業所と協力して市内にある電力施設の防御にあたり被災地の電力確保に努める。

### 2 通知

災害のため電力施設の被害が発生又は発生する恐れのある場合は、市長は関西電力(株)社営業所に通知する。その際には、関西電力(株)社営業所は、市民に対し適切な手法により周知する。

### 3 災害時の応急措置

#### (1) 要員の確保

非常災害対策組織構成員は、非常災害が発生若しくは発生する恐れがあるときは、速やかに関西電力(株)社営業所に参集する。また、必要に応じて復旧要員の動員、業務機関相互間の応援及び営業所外からの応援を依頼する。

#### (2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合は、営業所は工具、車両、電源車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

#### (3) 災害時の危険予防措置

災害時においても需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続するが、浸水、建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発する恐れがある場合又は送電不能が予測される場合若しくは水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

#### (4) 市民、報道機関等社外に対する情報の提供及び注意事項、要望等に関し、広報を行う。

### 4 応急復旧対策

#### (1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、復旧活動の円滑化を図るため、復旧計画の策定を行う。

#### (2) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

##### ① 送電設備

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ア 全回線送電不能の主要線路  | イ 全回線送電不能のその他の線路  |
| ウ 一部回線送電不能の重要線路 | エ 一部回線送電不能のその他の線路 |

##### ② 変電設備

- |                         |
|-------------------------|
| ア 市中心部に送配電する送電系統の配電用変電所 |
| イ 重要施設に送電する配電用変電所       |

##### ③ 配電設備

- |   |
|---|
| ア 病院、水道、配水設備、市役所、警察、消防、NTT西日本、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する等、具体的な復旧順位を定めておく。 |
| イ 長期浸水地区等における重要施設に対しては、負荷切替えや仮送電用ケーブルの布設等により仮送電する。                        |

##### ④ 通信設備

- |                        |         |         |
|------------------------|---------|---------|
| ア 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線 | イ 保守用回線 | ウ 業務用回線 |
|------------------------|---------|---------|

## 第36節 電気通信事業災害応急対策計画

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT西日本が次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

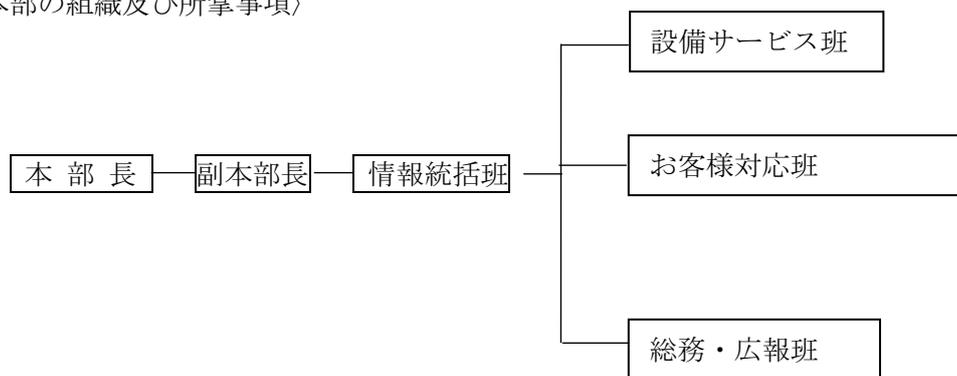
### 1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

〈名称及び所在地〉

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
NTT 西日本 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階	災害対策室 TEL : 078-393-9440 FAX : 078-326-7363

〈災害対策本部の組織及び所掌事項〉



【情報統括班】

- 災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

【設備サービス班】

- 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

【お客様対応班】

- ユーザへの対応

【総務・広報班】

- 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

2 応急対策の実施

設備被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置をとる。

3 通信途絶の解消

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

- (1) 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- (4) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (5) 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- (6) 臨時・特設公衆電話の設置
- (7) 停電時における公衆電話の無料化
- (8) 「災害用伝言ダイヤル (171)」又は「災害用伝言板 (web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル (171)」又は「災害用伝言板 (web171)」を確立する。

① 提供の開始

- ・地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合に開始する。
- ・被災者の方は、「災害用伝言ダイヤル (171)」又は「災害用伝言板 (web171)」に登録し、被災者の家族、親せき、知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件等

a 「災害用伝言ダイヤル (171)」

- ・登録できる電話番号（被災地電話番号）：  
加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

- ・伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒間
  - ・伝言保存期間：提供終了まで（ただし最大で 6 か月）
  - ・伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。
- b 「災害用伝言板（web171）」
- ・接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
  - ・アクセスURL：https://www.web171.jp
  - ・伝言登録数：伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます）
  - ・伝言版（伝言メッセージボックス）数：
    - 利用者情報なしの場合：1 件
    - 利用者情報有の場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
  - ・伝言保存期間：最大で 6 カ月
  - ・登録可能な伝言：定型文及びテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
  - ・伝言のセキュリティ：伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。
  - ・伝言通知機能：利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。
- ③ 伝言通知容量
- ・約 800 万伝言
- ④ 提供時の通知方法
- ・テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
  - ・電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内を流す。
  - ・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
  - ・行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

#### 4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

#### 5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- (1) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- (2) 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- (3) 臨時の営業窓口を開設する。
- (4) 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。
- (5) 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- (6) NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

### 第 3 7 節 ガス施設応急対策計画

地下埋設工事又は災害によるガスパイプライン等の破損等の対策についての計画である。

#### 1 大地震発生時における初動措置

ガス営業所は、非常体制をとりパトロール等を重点的に行い次の措置をとる。

- (1) ガス供給箇所のパトロールを重点的に実施する。
- (2) パトロール中又は異常箇所が発生していないと正確にわかるまでは、遮断弁を閉鎖し、ガス供給を停止する。
- (3) 導管損傷箇所からのガス流出防止を迅速に行い、必要に応じ地域住民の避難誘導を行う。

## 2 防御保全対策

平素から、現場の状況について災害防御、修理取替等により保全業務を行っているが、非常の際には次のとおり、重点パトロールを行う。

- ① パトロールの重点実施
- ② 情報・連絡による状況の調査
- ③ 水害、冠水地域の制圧器の機能監視
- ④ 工事現場の特別見廻りと防御強化打ち合わせ
- ⑤ 防御及び応急機材の点検整備

## 3 危険防止対策

危険防止については、防御保全対策において対策を立て、災害情報・特異危険現場状況の把握に努め、次のとおり担当巡視員により応急対策実施にあたる。

- ① ガス供給施設（バルブ・ガバナー等）周囲の危険物除去
- ② ガス導管の折損等危険の予想される箇所の供給遮断
- ③ ガス導管内への流水防止のためのガス供給遮断
- ④ その他工事関係の危険個所の防御及びガス遮断
- ⑤ 事前の打合わせにより、ガスの遮断について特に必要と認める場合には、消防職員がガスの供給を停止することができる。
- ⑥ 災害による事故発生の場合は、中毒、火災等を考慮し、警察、消防と連携の上、付近住民の避難の要請を行う。

## 4 応急対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間停止できない場合には、災害現場の状況により主に次の応急作業にあたる。

- ① 供給上最低可能な範囲で、バルブ操作又は圧送操作によって行う。
- ② ガス導管内の排水作業の早急実施
- ③ ガス導管内の折損、あるいは漏えい箇所の復旧修理
- ④ その他現場の状況により適切な処置を行う。

## 5 災害時の需要家への協力・要請事項

- (1) 室内でガス漏えいを発見した場合は、元栓を閉め、窓を開け放し、火気に注意し速やかにガス営業所に連絡すること。
- (2) 道路又は屋外でガスの漏えいを発見した場合は、火気を厳禁しガス営業所に連絡し、漏えいの程度に応じ避難すること。
- (3) 地盤沈下、冠水等、ガス施設に損傷を与える恐れがあれば、すぐにガス営業所に連絡すること。
- (4) 不点火、その他ガス施設の異常を生じた場合は、ガス営業所に連絡すること。なお、修理が完了してからも、点火試験が終わるまで使用しないこと。

## 第38節 放送事業災害応急対策計画

災害時の放送確保のための応急対策は、概ね次のとおり実施することとなっている。

### 1 日本放送協会

#### (1) 放送施設障害時の措置

##### ① 応急対策

災害時において放送施設の障害等のため長時間平常の運用が困難なときは、原則として、次の優先順位により放送を実施することとなっている。

- |      |      |      |       |      |      |
|------|------|------|-------|------|------|
| 第1順位 | FM放送 | 第2順位 | 総合テレビ | 第3順位 | 第1放送 |
| 第4順位 | 第2放送 | 第5順位 | 教育テレビ |      |      |

#### (2) 受信者対策

- ① 状況に応じ避難場所あるいは学校等人目につきやすいところに臨時速報板を設置し、情報を提供するほか、拡声装置を取り付け、またサービスカーを派遣し最新の情報を提供する。
- ② 災害時避難場所への受信機を貸与する。
- ③ 被災地に職員を派遣し、受信機の被災状況を把握し、被災受信機の取扱について注意及び修理実施について受信者に周知するとともに相談に応じる。

## 2 サンテレビジョン

### (1) 受信者対策

- ① 可能な限り要員を動員して、取材活動に当たり定時ニュースの枠にとらわれず刻々と災害情報を報道する。
- ② 住民の安全に重要な関連を持つ情報については、きめ細かく報道し緊急に避難を必要とする種類の情報については、番組を中止しても報道する。
- ③ 緊急事態時の報道については報道要綱により実施する。

## 3 ラジオ関西

### (1) 受信者対策

「緊急事態時における番組取扱基準」及び「非常災害時における学校、公共団体、一般企業等の告知放送取扱基準」に従い、報道を実施する。

## 第39節 鉄道輸送事業災害応急対策計画

鉄道輸送確保のための応急対策の概要は、次のとおりである。

### 1 連絡体制

- (1) 鉄道車両の事故が発生した場合は、人命救助を第一として対処する。同時に状況把握に努め、速やかに無線等により事故の状況（場所、時間、死傷者数等）を会社に通報する。
- (2) 鉄道部長は、事故の状況を把握の上、速やかに国土交通省近畿運輸局鉄道部・県知事・加西市・警察署に報告・通報するとともに、必要に応じ消防署に通報する。

### 2 応急措置

#### (1) 初動措置

##### ① 会社の措置

- ア 鉄道部長は、異常気象の恐れがある場合は情報の入手に努め、レールへの影響等について検討する。なお、この際、市は最大限情報の提供に努める。
- イ 会社は、少しでもレール等に影響の可能性がある場合は、速やかに全線のレールの点検を行うとともに、点検終了まで乗務員に運行を見合わせる。
- ウ 地震等異常を感知したときは、必要に応じ無線により乗務員に停車を指示する。

##### ② 乗務員の措置

- ア 異常を感知したとき、又は鉄道部長から通報を受けたときで、運転手が列車の運転が危険と認めた場合、直ちに停車させる。
- イ 停止位置が橋梁上等の場合は進路の安全を確認し、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- ウ 車両・レール等の被害状況の把握を行い、会社に連絡を取り指示を受ける。
- エ その他の措置

- a 乗客誘導のための案内放送
- b 救出、救護措置
- c 出火防止
- d 防災機器の操作
- e 災害情報収集

#### (2) 乗客の避難誘導

##### ① 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮して、混乱の生じないように避難させる。
- イ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市（人口増政策課）に通報する。

##### ② 乗員における避難誘導

- ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。
  - a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。
  - b 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

#### (3) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が、救急救護活動にあたる。  
なお、災害の状況により消防署、警察、市等に応援を要請する。

- (4) 災害時の広報活動
  - ① 駅では、災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況等について案内を行う。
  - ② 乗務員は、相互連絡、情報を交換し、会社からの指示、伝達等について、乗客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について、放送案内し、乗客の動揺、混乱を防止するよう努める。
- 3 代替交通対策
 

早急に復旧が見込めない場合は、復旧対策と並行して自動車輸送について考慮するものとする。

#### 第40節 農林産業施設応急対策計画

土地改良事務所、農協その他関係団体の協力により応急対策に関する技術指導にあたる。

- 1 基本的方針
  - (1) 農林業の災害対策指導は、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行う。
  - (2) 気象情報の収集・伝達に配慮し、気象変化に即応した適切な対策指導がはかれるよう体制の整備を行う。
  - (3) 災害対策の基本は、予防にあることから、日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めると同時に、防災組織の整備に努める。
- 2 災害対策
  - (1) 農林業技術応急指導
 

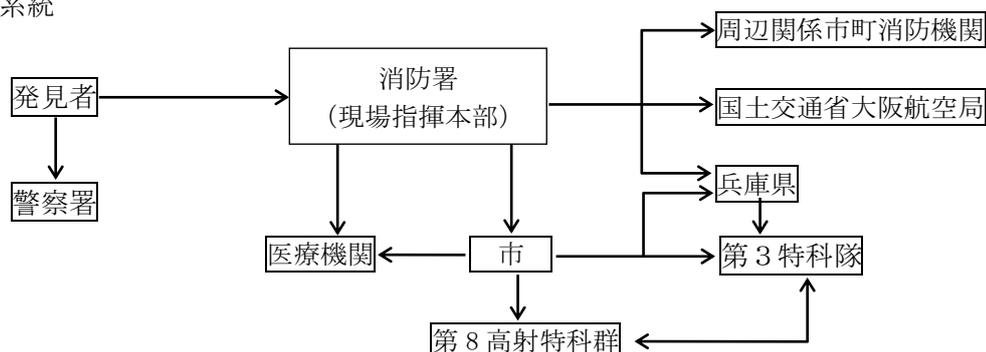
周年の災害（風水害・雪害・霜害・干害等）の対応策について、作物別（水稻・麦・大豆・野菜・果樹等）に平常時から災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう技術指導を行う。また、災害時には、農業関係団体と協力して、被害農林産物に対する速やかな対策の実施や成熟期の作物の早期収穫の指導の徹底を図る。
  - (2) 家畜感染症対策
 

緊急事態発生の恐れがあるところには、予防液、治療薬、消毒液による感染症対策体制を図るよう指導する。
  - (3) ため池対策
    - ① 監視人を配置する。
    - ② 応急資材を準備する。
    - ③ 大雨の時は取水施設等を利用し、水位の低下を図る。
    - ④ 堤防が決壊した場合、監視人の指示により、土のうを積む等対策を立て、被害の防止を図る。
- 3 施設（農林土木）
  - (1) 施工中の治山、林道、農地、農業用施設関係
    - ① 工事用諸機材の流出を防ぐ等施行管理に留意する。
    - ② 災害査定等の資料にするため被災原因、状況調査、写真等に記録すること。
    - ③ 災害の拡大を防止するための応急工事を実施する。

#### 第41節 航空機事故による災害応急対策計画

この計画は、航空機等の墜落炎上等の災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の軽減を図るものである。

##### 1 通信連絡系統



## 2 応急措置

救難行動においては、人命救助・地域住民の安全確保を最優先で行動し、被害の拡大の防御、事故調査資料の確保に努める。

## 3 消防活動

- (1) 航空機等災害に係る火災が発生した場合、消防署等は化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。市及び消防署は、必要に応じ地区の住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。
- (2) 災害の規模が大きく、消防署等及び関係機関で対処ができない場合又はできない恐れのある場合は、近隣消防機関に応援を求める。

## 第4 2 節 突発重大事故災害対策計画

火災をはじめとする突発的な災害について、防災関係機関が緊密かつ有機的連携・協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

### 1 認定基準

火災事故、爆発事故、列車事故、毒物劇物事故等により多数の死傷者が発生したときで、認定の基準は概ね次に掲げる程度とする。

区 分	基 準
死者（行方不明者を含む）	20人以上
死傷者	50人以上
重傷を含む負傷者	70人以上
負傷者	100人以上

### 2 認定

突発重大事故の認定は、市長が事故現場に出動した警察及び消防機関の意見を聞いて認定を行い、県に通報する。

### 3 現地災害対策本部

- (1) 突発重大事故と認定された場合、市長は原則として、現地又は適当な場所に災害対策本部を設置する。

- (2) 設置場所

市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

- (3) 組織

構成は、概ね次のとおりとする。各防災関係機関の連絡責任者は、必要な連絡調整にあたる。

- ① 兵庫県 ② 加西市 ③ 消防署 ④ 警察署 ⑤ 必要に応じ事故原因者等

- (4) 現地災害対策本部の機能

防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、災害状況等の情報の統一化を図るため、次の事項を処理するとともに、各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

- ① 災害情報の収集及び伝達 ② 広報 ③ 防災関係機関の情報交換
- ④ 防災関係機関相互間における応急対策調整 ⑤ 関係機関に対する応援要請
- ⑥ その他必要な事項

### 4 現地災害対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、市長は、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

### 5 突発重大事故初動措置計画

突発重大事故が発生した場合の警察活動については、「加西警察署突発重大事故初動措置計画」に定めるところによるが、その初動措置は概ね次のとおりである。突発重大事故（事件）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとり関係機関と連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| (1)被災（害）者の救出、救護及び避難誘導  | (2)雑踏整理、交通規則及び緊急車両通行路の確保 |
| (3)犯罪の予防及び危険防止のための警戒警備 | (4)現場保存、現場検証等の初動捜査活動     |
| (5)遺体の収容及び検視           | (6)被災（害）状況の調査            |
| (7)広報活動                | (8)その他必要な措置              |

## 第43節 民間団体活用計画

### 1 概要

災害の規模が大きく、市の職員及び他の市町等から応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織、自治会、婦人会、ボランティア団体、市民救命士、アマチュア無線家等、その他各種民間団体に対し、応援を求め円滑に応急対策を実施できるように努める。

### 2 動員

災害応急対策実施のため、動員の必要があると認められるときは、その奉仕作業の種別によりその作業に適した団体へ応援を要請する。

### 3 応援要請の方法

災害時に民間団体、自主防災組織及びボランティアへの協力を要請する方法としては、主に次のとおりとする。

#### (1) 要請での明示事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

- ① 活動の内容    ② 協力を希望する人数    ③ 調達を要する器機材等  
④ 協力を希望する地域及び期間    ⑤ その他参考となるべき事項

#### (2) 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、災害対策本部総務部が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。なお、この計画に定めのない場合については、本部室・総務部が本部長と協議の上、必要と認めた場合は、総務部が要請する。

#### (3) ボランティアへの協力要請

人員不足等により迅速な対応が不可能と本部長が認めたとき、災害対策本部室は、「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、加西市社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請する。

加西市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の手段等によりボランティアへの協力要請を行う。また、平時から災害ボランティアの登録受付を行う。

- ① 広報車    ② 口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ  
③ 県、隣接市町への斡旋要請    ④ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請

#### (4) 市民救命士への協力要請

救急車が到着するまでの間又は人員不足のため迅速な救命活動が不可能な場合、災害対策本部、消防部及び総務部が広報活動により、応急救命活動について協力要請を行う。

### 4 ボランティアの受入れ体制

ボランティアの受入れ等については、社会福祉協議会の設置した災害ボランティアセンターにおいて、社会福祉協議会の配置した災害ボランティアコーディネーターと市が派遣する職員が中心となって、本部室と連絡を取りながら、受入れやニーズ調査、派遣調整等を行うものとする。

また、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。

### 5 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること
- (5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること
- (6) 簡易な応急及び復旧作業に関すること
- (7) その他災害ボランティア活動に必要な業務に関すること

## 6 ボランティアの活動拠点

ボランティアの活動拠点は加西市健康福祉会館とする。ただし、災害の状況等により、設置が困難なときは、公共施設等で被害のない場所を活動拠点とする。

## 7 記録の保管

応援を受けた場合、市及び関係機関は、概ね次の事項について記録し、保管しておく。

- (1) 応援民間団体の名称及び人員
- (2) 応援した作業の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

## 8 ボランティアの登録

日頃から各種民間団体の得意分野等の把握に努めるとともに、災害時の応援要請を円滑に実施できるよう登録・保存しておく。また、災害時の応援等について、平常時から啓発を行っておく。

# 第4章 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付

## 1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・台帳情報を提供した場合はその旨及び日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

## 2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

- (1) 担当部署 交付事務は、本部室が担当する。
- (2) 発行の手続き
- (3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

### ①住家

全壊〔全焼・全流出〕 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊  
床上浸水 床下浸水 その他破損等の内容

### ②人

死亡 行方不明 負傷

- (4) その他

罹災証明書に必要な証明手数料について、市長が災害の規模・態様により特に必要と認めた場合は、徴収しない。

- (5) 様式 (資料編 表-41 P57)

## 第45節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するための計画である。

- 1 激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われることとなる。
  - (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
  - (2) 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認められたときは、内閣総理大臣に報告する。
  - (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。
  - (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
  - (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

### 2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

### 3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つの指定基準がある。

- (1) 激甚災害指定基準（資料編 表-42 P58）
- (2) 局地激甚災害規定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため資料編（表-43 P60）のように基準を定めている。

### 4 特別財政援助

#### (1) 交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他財政援助及び助成

#### (2) 国の財政援助の概要

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため、特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は概ね資料編（表-44 P62）のとおりである。

## 第46節 二次災害防止計画

地震により二次災害発生のおそれのある場合については、本計画により防止対策を実施する。

### 第1 公共土木施設における二次災害防止対策

#### 1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、地震（土砂）による被害箇所及び道路、河川の被害箇所について、重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

#### 2 緊急対策の実施

二次災害が発生する恐れのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、応急復旧工事等緊急対策を実施するとともに、危険箇所を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

### 第2 農林産業施設における二次災害防止対策

#### 1 被害状況等の調査

二次災害による被害の拡大を防ぐため、県との連携を図りながら、ため池危険箇所、農業土木施設、森林等の被害箇所について重点的に緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。

#### 2 緊急対策の実施

二次災害が発生する恐れのある危険箇所については、災害の拡大を最小限に食い止めるために、補強、補修等緊急対策を実施するとともに、危険箇所及び被害状況を住民へ周知し、警戒避難体制の強化を行うものとする。

### 第3 建築物の二次災害防止対策

#### 1 応急危険度判定士派遣要請

地震発生後の被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定実施の必要性があると認めた場合は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

#### 2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査票」を使用し、原則として外観目視で判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付するものとする。

## 第47節 被災者支援のための情報の収集・活用計画

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める

### 1 住民からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。